

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	国際の平和と安定に対する取組			番号	⑦							
評価方式	総合	実績・事業・その他	政策目標の達成度合い	モニタリングにより評価未実施								
(千円)												
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額						
	会計	組織／勘定	項	事項		5年度 当初予算額		6年度 概算要求額				
政策評価の対象と なっているもの	一般	外務本省	分野別外交費	経済協力に係る国際の平和と安定 に対する取組に必要な経費		33,481,384		39,574,789				
	一般	外務本省	分野別外交費	エネルギー対策に係る国際の平和 と安定に対する取組に必要な経費		5,677,426		5,890,121				
	一般	外務本省	分野別外交費	国際の平和と安定に対する取組に 必要な経費		60,028,204		60,669,205				
	一般	在外公館	分野別外交費	国際の平和と安定に対する取組に 必要な経費		343,153		380,720				
	小 計					一般会計	99,530,167		106,514,835			
						<	>	の内数	<	>	の内数	
					特別会計							
						<	>	の内数	<	>	の内数	
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの						一般会計						
							<	>	の内数	<	>	の内数
						特別会計						
							<	>	の内数	<	>	の内数
合 計					一般会計	99,530,167		106,514,835				
						<	>	の内数	<	>	の内数	
					特別会計							
						<	>	の内数	<	>	の内数	

施策Ⅱ-1 国際の平和と安定に対する取組
(モニタリング)

令和5年度事前分析表（モニタリング）

（外務省5-II-1）

<p>施策名（※）</p>	<p>国際の平和と安定に対する取組</p>				
<p>施策目標</p>	<p>我が国の平和、安全及び繁栄を確保する（①）とともに、国際社会の平和と安定のための国際的な努力に積極的に寄与（②）するため、以下を達成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 有識者との意見交換及び研究の成果を踏まえ、中長期的かつ総合的な外交政策を企画、立案及び発信する。（①、②） 2 インド太平洋地域の平和と安定を確保するとともに、同地域における法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化することにより、海上の安全を確保する（①、②）。二国間及び多国間での国際協力強化を通じ、北極をめぐる課題への対応における国際社会でのプレゼンスを確保する（②）。また、自由、公正かつ安全なサイバー空間を確保するためのサイバー外交を推進するとともに、我が国の経済安全保障の維持・強化に努める。（①、②） 3 国際社会の平和と安定に向けて我が国の国際平和協力やその他の安全保障上の協力を推進・拡充するとともに、国際社会の取組・議論に積極的に貢献する。また、これらを実現するため、法制度も含む国内基盤を整備・強化する。（②） 4 我が国として国際テロ対策に貢献するとともに、国境を越える組織犯罪に対処するために国際的な連携・協力を強化する。（②） 5 宇宙空間の安全及び宇宙活動の長期的持続可能性を確保する。また、各国政府との国際宇宙協力を推進する。（①、②） 6 国連を始めとする国際機関において我が国の地位を向上させるとともに、我が国の国益と国際社会共通の利益に資する望ましい国連の実現に貢献する。（①、②） 7 国際社会における人権・民主主義を保護し、促進する。（②） 8 ジェンダー平等の実現に向けた国際的な連携・協力を推進する。（②） 9 大量破壊兵器、ミサイル及び通常兵器に関する軍縮・不拡散への取組を通じ、我が国及び国際社会全体の平和と安全を確保する。（①、②） 10 IAEA等の国際機関及び関係国との共同取組を通じ、原子力安全・核セキュリティを強化するとともに原子力の平和的利用を確保し推進する。（②） 11 我が国の国際社会での科学技術の取組を強化し、また、我が国の優れた科学技術を二国間及び多国間関係の増進に活用する。（①、②） 				
<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>我が国の安全と繁栄の確保は政府の最も重要な責務であり、この責務を果たすには、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、国際社会の平和と安定の確保にこれまで以上に積極的に寄与していくことが不可欠である。</p> <p>なお、令和5年度に、我が国との安全保障協力関係の強化、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出及び国際的な平和と安全の維持・強化に寄与することを目的に、開発途上国の経済社会開発を目的とするODAとは別に、安全保障上のニーズに応え、資機材の供与やインフラの整備等を行う、軍等が裨益者となる新たな無償資金協力の枠組みである「政府安全保障能力強化支援（OSA）」を創設したことに伴い、施策目標を変更するとともに、個別分野3の名称及び施策の概要を変更し、測定指標3-6を追加した。</p>				
<p>施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）</p>	<p>区分</p>	<p>令和2年度</p>	<p>令和3年度</p>	<p>令和4年度</p>	<p>令和5年度</p>
<p>予算の状況 （百万円）</p>	<p>当初予算(a)</p>	<p>3,052</p>	<p>3,006</p>	<p>2,851</p>	<p>5,040</p>
	<p>補正予算(b)</p>	<p>220</p>	<p>0</p>	<p>183</p>	
	<p>繰越し等(c)</p>	<p>△217</p>	<p>217</p>	<p>0</p>	
	<p>合計(a+b+c)</p>	<p>3,055</p>	<p>3,223</p>	<p>3,034</p>	
	<p>執行額(百万円)</p>	<p>2,259</p>	<p>2,354</p>	<p>2,754</p>	
<p>同（分担金・拠出金）</p>	<p>区分</p>	<p>令和2年度</p>	<p>令和3年度</p>	<p>令和4年度</p>	<p>令和5年度</p>
<p>予算の状況 （百万円）</p>	<p>当初予算(a)</p>	<p>85,077</p>	<p>85,448</p>	<p>82,965</p>	<p>94,491</p>
	<p>補正予算(b)</p>	<p>20,221</p>	<p>10,215</p>	<p>16,250</p>	
	<p>繰越し等(c)</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	
	<p>合計(a+b+c)</p>	<p>105,298</p>	<p>95,663</p>	<p>99,215</p>	
	<p>執行額(百万円)</p>	<p>105,015</p>	<p>95,280</p>	<p>110,374</p>	
<p>政策体系上</p>	<p>分野別外交</p>	<p>担当部局名</p>	<p>総合外交政策局</p>	<p>政策評価実施</p>	<p>令和6年8月</p>

の位置付け				予定時期	
-------	--	--	--	------	--

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

(注) 本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野 1 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信

施策の概要

- 1 補助金事業、研究会の実施等を通じて外部有識者及びシンクタンクと連携を強化する。
- 2 外務大臣の政策スピーチや外交青書を通じて中長期的・戦略的外交政策の対外発信を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・国家安全保障戦略(令和4年12月16日 閣議決定)
VI 2 (4) オ 我が国の安全保障のための情報に関する能力の強化
VII 6 (3) 知的基盤の強化
- ・経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日 閣議決定)
第3章 1. (1) 外交・安全保障①外交
- ・第211回国会外交演説(令和5年1月23日)

測定指標 1-1 補助金事業、研究会の実施等を通じた外部有識者及びシンクタンクとの連携強化*

中期目標（一年度）

中期的・戦略的な外交政策の企画立案能力を強化する。

令和3年度目標

- 1 外交・安全保障調査研究事業費補助金事業においては、引き続き、日本人研究者（特に若手・中堅・女性・地方在住）の裾野拡大、英語による対外発信強化等を重視しつつ国内シンクタンクの育成強化を図る観点から、令和元年度又は同2年度から開始した5分野13件の事業を継続する。さらに、令和3年度から、より外務省の政策立案につながる提言能力の強化を重視した事業を1件実施する。国際共同研究支援事業費補助金制度においては、令和3年度が5年事業の最終年度であるため、引き続き我が国の領土・主権・歴史に関する国内外での一次資料の収集、整理、分析、公開を行いつつ、これまでの各種研究会における研究成果を取りまとめ、客観的な視点に立った研究成果の共有・発信を国内外に対して行うことを通じ、政府の取組と補完的に国際社会における相互理解を促進することを目指す。
- 2 有識者研究会については、令和3年2月に完成した報告書のフォローアップを行った上で、後継の有識者研究会の立上げにつき、状況を見極めつつ検討していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 外交・安全保障調査研究事業補助金においては、これまで補助金交付実績のない1団体を含む8団体により14の事業を実施した。これら14の事業では、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大により海外での実地調査等の面で制約はあったが、各事業者の創意工夫により調査研究を進めた。その結果、全事業合計で日・英論文発表427本、シンポジウム、セミナー、ワークショップ等の主催・共催274回等、昨年度を上回る活動を行った。これら成果については、各事業者がそれぞれのホームページ、SNS等の媒体において随時発表した。また、日本人研究者の裾野拡大を進めた結果、全事業の研究者のうち、首都圏以外在住は25%、若手は41%、女性は22%であった。
また、国際共同研究支援事業費補助金（領土・主権・歴史調査研究支援事業）においては、①領土及び歴史に係る検討会の開催、②英文ジャーナルの発行やHPへの論考掲載など研究成果の国内外への発信、③国内外でのセミナー、シンポジウムの実施（主催又は共催）、④竹島や尖閣をめぐる問題に関する郷土史家との資料収集及び情報発信面での連携の4分野を中心に事業を推進した。領土・主権分野では5年間で40回の、歴史分野では5年間で約50回の研究会を開催し、その成果として論文集『国際法からみた領土と日本』、『サンフランシスコ講和と東アジア』及び『日中戦争研究の現在』を出版した。
- 2 有識者研究会については、令和3年2月に完成した前回の有識者研究会の教訓を踏まえつつ、12月に政策企画室長主催で、外務省員と研究者の間で、①中長期的かつ地域・分野横断的な外交政策の提案のための議論の場を提供するとともに、②人的ネットワークを強化することを目的として、新たな研究会を発足させた。

令和4年度目標

- 1 外交・安全保障調査研究事業費補助金事業においては、令和3年度からの継続の12事業が最終年度となり、3年間の研究の総仕上げとなるところで、引き続き、日本人研究者（特に若手・中堅・女性・地方在住）の裾野拡大、英語による対外発信強化等を重視しつつ国内シンクタンクの育成強化を図る観点から事業を実施することを旨とする。また、令和4年度から経済安保に係る新たな調査研究事業を開始する。同事業は、外務省から提示した具体的な調査研究課題を基に実施されるものであり、事業者と緊密に連携しつつ、外務省の政策立案につながる成果を上げられるよう事業を進めていく。
国際共同研究支援事業費補助金制度においては、令和4年度から新たに事業が開始されること、我が国の領土・主権・歴史に関する客観的な視点に立った研究成果の共有・発信を国内外に対して行うことを通じ、国内外の理解を促進し、我が国の国益を増進することを旨とする。
- 2 有識者研究会については、令和3年12月に立ち上げた政策研究会を継続する。立ち上げから1年となる令和4年12月を目途に参加者を刷新し、取り扱うテーマの多様化及び人的ネットワークの更なる拡充を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 外交・安全保障調査研究事業費補助金においては、7団体により13の事業を実施した。引き続き感染症対策や水際措置により海外での実地調査やイベントの実施には制約があったものの、対面とオンラインでの実施を組み合わせたハイブリッド式での事業実施が定着する中で、オンラインのみの開催であった時よりも研究者間の交流が盛んに行われた上、対面のみで開催と比較して多くの聴衆が参加することが可能となった。その結果、全事業合計で論文発表203本、シンポジウム、セミナー、ワークショップ等の主催・共催150回等、活発な調査研究活動が行われた。これら成果については、各事業者がそれぞれのホームページ、SNS、動画配信等を通じて効果的な広報に努めた他、事業者のいくつかは積極的に外務省の担当部局との意見交換会や提言手交の機会を設定し、3年間の調査研究を政策立案に生かすための取り組みを実施した。引き続き日本人研究者の裾野拡大を進めた結果、全事業の研究者のうち、首都圏以外在住は25%、若手は38%、女性は23%であった。
特に若手研究者に対する英語での発信力の強化を奨励したところ、従来から取り組まれてきた日本語での成果物の英訳にとどまらず、英語対談動画チャンネルの立ち上げや英語圏のユーザーが検索しやすいサイトインターフェイスへの改修、シンポジウムの英語での実施等、より海外からのアクセスを意識した情報発信が行われた。
現行補助金制度開始から10年が経過し、近年では補助事業者による積極的なメディア出演、書籍の出版や大規模シンポジウムの定着等、アウトプットの質と機会の向上・増加が見られるようになり、国内シンクタンクの着実な成長につながっていることがうかがえる。
令和4年に開始した経済安保に関する調査研究事業については、外務省から研究テーマを指定し、より外交ニーズに沿った調査を実施するよう努めた。事業者においても、外務省の担当課室長によるプレゼンや質疑を研究会で実施し、他省員や在外公館関係者の積極的なオブザーバー参加を呼びかける等、外交政策の立案に直接役立つ研究が実施されている。
また、国際共同研究支援事業費補助金（領土・主権・歴史調査研究支援事業）においては、①領土及び歴史に係る検討会の開催、②英文ジャーナルの発行やHPへの論考掲載など研究成果の国内外への発信、③セミナー、シンポジウムの実施（主催又は共催）、④竹島や尖閣に関する郷土史家との資料収集及び情報発信面での連携の4分野を中心に事業を推進した。
- 2 有識者研究会については、令和3年12月に立ち上げた政策研究会が継続され、令和4年9月に最終回となる4回目の研究会が行われた。コロナ禍における制限の解除も踏まえ、参加レベル等についても再検討した上で、引き続き、参加者を刷新した上で研究会を継続することで、取り扱うテーマの多様化及び人的ネットワークの更なる拡充を図っていく。

令和5年度目標

- 1 外交・安全保障調査研究事業費補助金においては、1事業を除いて12事業が初年度となること、事業者と外務省関係部局との間のより円滑な意思疎通を図り、外務省の問題意識や調査・研究の鍵となる事実や外交日程等についての時宜を捉えたインプットを通じて、更なる研究活動の充実や政策立案に役立つフィードバックにつながるよう事業を進行していく。引き続き、日本人研究者（特に若手・中堅・女性・地方在住）の裾野拡大、英語による対外発信強化等を重視しつつ、国内シンクタンクの育成強化を図る観点から事業を実施することを旨とする。国際共同研究支援事業費補助金制度においては、引き続き我が国の領土・主権・歴史に関する客観的な視点に立った研究成果の

共有・発信を国内外に対して行うことを通じ、国内外の理解を促進し、我が国の国益を増進することを目指す。

- 2 有識者研究会について、令和5年度はこれまで政策企画室長が主催していた形式を改め、局長級以上の外務省幹部職員主催とし、複雑化・不透明化が進む時代に対応できる柔軟思考、中長期的外交政策を議論する文化を省内で醸成する場とする。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

国際情勢が複雑化・不透明化する中、外交政策もこれまでの延長戦上では不十分であり、幹部職員が外部の有識者の知見・見方を活用し、柔軟かつ中長期を見据えた外交を議論する文化を醸成するための継続的な枠組みが必要とされていることから、年度目標の2を微修正した。

測定指標 1-2 中長期的・戦略的外交政策の対外発信の強化 *

中期目標（一年度）

中長期的・戦略的な外交政策の対外発信を強化する。

令和3年度目標

- 1 外務大臣による外交演説や各種講演会・国際会議での政策スピーチ等を通じ、中長期的な視点に立った戦略的な発信を行い、外交政策の効果的な推進を図る。
- 2 令和3年版外交青書については、以下により中長期的・戦略的対外発信を図る。
 - (1) ①令和2年に国際社会が直面した最大の危機である新型コロナへの対応、②日本が中長期的・戦略的に進める「自由で開かれたインド太平洋」の実現や自由で開かれた国際経済システムを強化するルール作りに関する取組について重点的に発信する。
 - (2) 引き続き英語全訳版に加え、フランス語及びスペイン語要約版を作成し、外務省ホームページ上で公表する。

施策の進捗状況・実績

- 1 国会での外交演説を始め、各種講演会や会議等での政策スピーチ等を多く実施し、その度の中長期的な視点に立った戦略的な発信を行うよう努めた。外務大臣の政策スピーチ（例：第208回国会外交演説（令和4年1月17日）、大臣の第3回東京グローバル・ダイアログにおける基調講演（令和4年3月2日））では、急速に厳しさと複雑さを増し、既存の国際秩序への挑戦に直面する国際情勢、経済分野にも裾野を広げる安全保障をめぐる新たな課題等に対して、中長期的かつ大局的視点から外交政策を戦略的に対外発信することに重点を置いた。第208回国会外交演説や第3回東京グローバル・ダイアログにおける基調講演のように対外的に公表可能なスピーチは外務省ホームページにおいて日本語・英語版を公開し、日本の外交政策について対外発信を行った。
- 2 令和2年の国際情勢と日本外交に関する取組について記述した令和3年版外交青書を刊行し、日本の外交政策に対する国民の一層の理解促進に努めた。令和3年版外交青書についての実績は以下の通り。
 - (1) 新型コロナへの対応については巻頭特集として深く掘り下げて外務省の取組について発信した。「自由で開かれたインド太平洋」については独立した節を設けてそれを推進する日本の取組について分かりやすく記述した。自由で開かれた国際経済システムを強化するルール作りについては経済外交を独立した章とし、質も量も充実した記述内容とした。
 - (2) 英語全訳版に加え、フランス語及びスペイン語要約版を作成し、外務省ホームページ上で公表した結果、ホームページへのアクセス件数が増え、特にフランス語圏、スペイン語圏の政府関係者等から高い評価を得た。

令和4年度目標

- 1 外務大臣による外交演説や各種講演会・国際会議での政策スピーチ等を通じ、中長期的な視点に立った戦略的な発信を行い、外交政策の効果的な推進を図る。
- 2 令和4年版外交青書については、以下により中長期的・戦略的対外発信を図る。
 - (1) ①令和4年2月のロシアによるウクライナ侵略についてしっかり記載するとともに、②令和3年も国内外において最大の課題となった新型コロナへの対応、③日本が中長期的・戦略的に進める「自由で開かれたインド太平洋」の実現や近年重要性が増す経済安全保障などに関する取組について重点的に発信する。

(2) 引き続き英語全訳版に加え、フランス語及びスペイン語要約版を作成し、外務省ホームページ上で公表する。

施策の進捗状況・実績

- 1 国会での外交演説を始め、各種講演会や会議等での政策スピーチ等を多く実施し、その度の中長期的な視点に立った戦略的な発信を行うよう努めた。外務大臣の政策スピーチ（例：三極委員会アジア太平洋委員会東京地域会合における講演（11月20日）、第211回国会外交演説（令和5年1月23日）、第4回東京グローバル・ダイアログにおける基調講演（令和5年2月20日））では、世界が歴史の転換期を迎える中、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持、グローバルな諸課題への対応、「自由で開かれたインド太平洋」の実現等に向け、日本がどのような外交政策を実施していくのか、中長期的かつ大局的視点から対外発信することに重点を置いた。特に、三極委員会アジア太平洋委員会東京地域会合における講演において、令和5年1月に日本が国連安保理の議長国を務めることを踏まえ、同月に米国ニューヨークで法の支配に関する公開討論を開催すると明らかにしたところ、新聞、テレビ、インターネットで大きく取り上げられた。上記の対外公表済みのスピーチは外務省ホームページにおいて日本語・英語版を公開し、より多くのアクセスが得られるようにした。
- 2 令和3年の国際情勢と日本外交に関する取組について記述した令和4年版外交青書を刊行し、日本の外交政策に対する国民の一層の理解促進に努めた。令和4年版外交青書についての実績は以下の通り。
 - (1) ロシアによるウクライナ侵略については第1章冒頭でしっかり記述するとともに、随所で日本の対応等について記述した。新型コロナへの対応については巻頭特集として外務省の取組について発信した。「自由で開かれたインド太平洋」については引き続き独立した節を設け、経済安全保障については記載順や字数の面で目立たせるなど工夫をした（「グローバルな安全保障」において7番目から2番目の項目とし、字数も倍増させ記述を充実させた）。
 - (2) 英語全訳版に加え、フランス語及びスペイン語要約版を作成し、外務省ホームページ上で公表した結果、ホームページへのアクセス件数が増えた。多言語化により各国政府機関のみならず、中南米、中東やアフリカ等も含む各国の報道機関が外交青書を引用し日本の立場を報道するなど、政策広報の効果も確認できた。

令和5年度目標

- 1 外務大臣による外交演説や各種講演会・国際会議での政策スピーチ等を通じ、中長期的な視点に立った戦略的な発信を行い、外交政策の効果的な推進を図る。
- 2 令和5年版外交青書については、以下により中長期的・戦略的対外発信を図る。
 - (1) 令和4(2022)年が①歴史の転換期であったことを含め、外交青書の要旨である第1章で外務省としての国際情勢認識と日本外交の展望をしっかりと記載する、②ロシアによるウクライナ侵略について特集を設け日本の取組を中心に深掘りして発信する、③経済データなどグラフを多用し、資料としての付加価値を上げる。
 - (2) 引き続き英語全訳版に加え、フランス語及びスペイン語要約版を作成し、外務省ホームページ上で公表する。特に在外公館ホームページでの外国語版の発信を強化する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

参考指標1：調査研究委託、補助金事業及び研究会等の成果として作成・配布された報告書・提言書等の件数

	実績値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	27件	54件	32件

参考指標2：民間研究者との研究会の開催回数

	実績値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	3回	2回	2回

参考指標3：外交・安全保障調査研究事業費補助金競争率(応募企画数/採択企画数)			
	実績値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	4.0倍	3.0倍	3.0倍

参考指標4：米国ペンシルバニア大学の「世界のシンクタンク調査」においてランクインしている日本の研究所の数			
(出典：米国ペンシルバニア大学「世界のシンクタンク調査」)	実績値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	4	2021年版は作成されず	2022年版は作成されず

参考指標5：外交青書の発行部数及びインターネットによるアクセス数			
(出典：外務省)	実績値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
①日本語版(注1)	4,000部	4,000部	4,000部
②英語版	4,000部	4,000部	4,000部
③アクセス数(注2)	約266万件	約300万件	400万件

(注1) 外務省発行部数。業者による市販版発行部数は令和2年版・3年版・4年版ともに1,500部

(注2) 暦年でカウント

達成手段

達成手段名(注)	予算額等(予算手段。単位：百万円)/概要(非予算手段)				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和2年度 予算額計 (執行額)	令和3年度 予算額計 (執行額)	令和4年度 予算額計 (執行額)	令和5年度 当初予算額		
①中長期的及び総合的な外交政策の企画立案(＊)	35 (32)	36 (32)	33 (28)	34	1-1 1-2	
②外交・安全保障調査研究事業費補助金	555 (529)	555 (529)	497 (490)	502	1-1 1-2	
③国際共同研究支援事業費補助金	510 (497)	502 (494)	502 (498)	500	1-1 1-2	
④G7政務局長会合開催関係経費	—	—	14 (9)	17	1-2	
⑤G7外相会合開催関係経費(新規)	—	—	40 87	299	1-2	

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野２ 日本の安全保障に係る基本的な外交政策

施策の概要

- 1 インド太平洋地域及び国際社会の平和と安定を確保するため、二国間対話の実施やミュンヘン安全保障会議等の国際会議及び民間レベル（トラック２）の会合への参加など、安全保障分野における地域内の協力関係の進展・信頼醸成・相互理解の促進に努める。また、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、日米豪印による様々な分野での実践的な強力を引き続き推進していく。
- 2 法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化し、日本国民の生命及び財産を保護し、海上輸送の安全確保のために、ソマリア沖・アデン湾海賊問題及びアジア海賊・海上武装強盗問題に対する取組を行う。
- 3 北極問題の主要プレイヤーの一つとして、北極における課題への対応等に関する議論が行われている国際会合への参加及び関係国との対話を積極的に行う。
- 4 自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出し、ひいては我が国及び国際社会の平和と安定に貢献すべく、サイバー空間における法の支配の推進、信頼醸成措置の推進等の取組を進めていく。
- 5 革新的技術が出現し、安全保障と経済を横断する領域で様々な課題が顕在化している中、同盟国たる米国との緊密な協力を進めつつ、経済成長と安全保障の確保を両立していく。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 211 回国会施政方針演説（令和 5 年 1 月 23 日）
 - 二 歴史の転換点
（「法の支配による国際平和秩序」への挑戦）
 - 三 防衛力の抜本的強化
（国家安全保障戦略の策定）（積極的な外交の展開）（日本の安全保障政策の大転換）
 - 九 外交・安全保障
（我が国を取り巻く安全保障環境）（日米同盟）（「自由で開かれたインド太平洋」の推進）（地域の平和と安定）
- ・ 第 211 回国会外交演説（令和 5 年 1 月 23 日）

欧州・インド太平洋地域の安全保障環境、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境、防衛力の抜本的強化に裏打ちされた力強い外交、日米同盟、同志国との連携強化
- ・ 国家安全保障戦略（令和 4 年 12 月 16 日 閣議決定）
 - II 我が国の国益
 - III 我が国の安全保障に関する基本的な原則
 - IV 我が国を取り巻く安全保障環境と我が国の安全保障上の課題
 - 1 グローバルな安全保障環境と課題
 - 2 インド太平洋地域における安全保障の概観
 - (1) インド太平洋地域における安全保障の概観
 - (2) 中国の安全保障上の動向
 - (3) 北朝鮮の安全保障上の動向
 - (4) ロシアの安全保障上の動向
 - V 我が国の安全保障上の目標
 - VI 我が国が優先する戦略的なアプローチ
 - 1 我が国の安全保障に関わる総合的な国力の主な要素
 - 2 戦略的なアプローチとそれを構成する主な方策
 - (1) 危機を未然に防ぎ、平和で安定した国際環境を能動的に創出し、自由で開かれた国際秩序を強化するための外交を中心とした取組の展開
 - ア 日米同盟の強化
 - イ 自由で開かれた国際秩序の維持・発展と同盟国・同志国等との連携の強化
 - (3) 米国との安全保障面における協力の深化
 - (4) 我が国を全方位でシームレスに守るための取組の強化
 - ア サイバー安全保障分野での対応能力の向上
 - イ 海洋安全保障の推進と海上保安能力の強化
 - ウ 宇宙の安全保障に関する総合的な取組の強化

- ・第4期「海洋基本計画」（令和5年4月28日 閣議決定）
 - 第1部 海洋政策のあり方
 - 1. 海洋基本法上の基本理念に基づく我が国の取組状況及び海洋を巡る最近の情勢
 - (5) 北極政策の推進
 - (6) 国際協力・国際連携
 - 3. 海洋に関する施策についての基本的な方針
 - 3-1. 「総合的な海洋の安全保障」の基本的な方針
 - 3-3. 着実に推進すべき主要施策の基本的な方針
 - (4) 北極政策の推進
 - (5) 国際協力・国際連携
 - 第2部 海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - 1. (2) 国際的な海洋秩序の維持・発展
 - 2. (3) 国際連携・国際協力
 - 7. 北極政策の推進
 - 8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進
- ・「我が国の北極政策」（平成27年10月16日 総合海洋政策本部決定）
 - 3 北極問題に対する取組の必要性
- ・「サイバーセキュリティ戦略」改定（令和3年9月28日 閣議決定）
 - 1. 策定の趣旨・背景
 - 3. サイバー空間をとりまく課題認識
 - 4. 目的達成のための施策
- ・「サイバーセキュリティ分野における開発途上国に対する能力構築支援に係る基本方針」改定（令和3年12月14日 サイバーセキュリティ戦略本部決定）
 - 1. 基本認識
 - 2. 支援の在り方
- ・「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（通称：経済安全保障推進法）」（令和4年2月25日 閣議決定（令和4年5月11日成立））
- ・国家安全保障戦略（令和4年12月16日 国家安全保障会議・閣議決定）
 - VI 2 (4) ア サイバー安全保障分野での対応能力の向上
 - VI 2 (5) 自主的な経済的繁栄を実現するための経済安全保障政策の促進

測定指標2-1 二国間や多国間の対話・会合を通じた地域安全保障の促進及び日米豪印の取組推進*

中期目標（一年度）

インド太平洋地域及び国際社会の平和と安全を確保し、国民の生命と財産を守る。

令和3年度目標

- 1 二国間の安全保障対話として、各国と外務・防衛当局間（PM）協議等を開催し、活発に意見交換を行い、信頼醸成を更に促進するとともに、協力を一層強化する。
- 2 ミュンヘン安全保障会議、アジア安全保障会議（シャングリラ・ダイアログ）、アジア太平洋安全保障協力会議（CSCAP）、北東アジア協力対話（NEACD）等の安全保障や防衛分野のトラック1.5及びトラック2の国際会議に参加し、日本の安全保障に対する各国の理解促進を図るとともに、地域における協力促進や信頼醸成に取り組む。
- 3 「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、日米豪印による様々な分野での実践的な協力を引き続き推進していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 6月に開催された日独外務・防衛当局間協議では、4月に行われた日独閣僚級外務・防衛当局間協議（「2+2」）のフォローアップとして、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた連携、北朝鮮を始めとする東アジア・欧州等の地域情勢を含む幅広い議題について意見交換を行った。また、10月にフランスと外務・防衛当局間協議を開催し、安全保障・防衛協力や地域情勢等、幅広い事項について意見交換を行った。その他の会合に関しては、新型コロナウイルス感染症拡大のため実施されなかった。

- 2 ARFのトラック2（アジア太平洋安全保障協力会議（CSCAP））及び北東アジア協力対話（NEACD）等の枠組みにおいて、有識者等の参加を通じて我が国の安全保障政策について積極的に対外発信を行うとともに、令和4年2月のミュンヘン安全保障会議に林外務大臣が出席し、インド太平洋地域の安全保障環境や経済連携の将来性、日米豪印の将来性といったテーマについて活発な議論を行った。その他の会合に関しては、新型コロナウイルス感染症拡大のため実施されなかった。
- 3 9月には、第2回日米豪印首脳会合が開催された。同会合では、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、引き続き様々なパートナーとの連携を広げ、具体的協力を積み上げていくことで一致し、また、質の高いインフラ、海洋安全保障、テロ対策、サイバー・セキュリティ、人道支援・災害救援を始め、様々な分野で実践的な協力が行われているが、それらの協力の進展を歓迎し、宇宙、サイバーの分野で作業部会等を立ち上げるとともに、クリーン・エネルギー、人的交流といった分野でも協力を強化することでも一致した。令和4年2月には、第4回日米豪印外相会合が開催された。同会合では、令和4年前半に予定される日米豪印外相会合を見据え、新型コロナ対策をはじめとして令和3年3月及び9月の首脳会合の成果を着実にフォローアップしていくとともに、海洋安全保障、サイバーセキュリティ、テロ対策、人道支援・災害救援を含めた様々な分野での実践的な協力を更に進めていくことで一致した。令和4年3月には、日米豪印首脳テレビ会議が開催され、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、これまで4か国で進めてきたワクチンを含む新型コロナ対策や健康安全保障、インフラ、気候変動、重要・新興技術といった様々な分野での実践的な協力を着実に進め、日米豪印として、引き続き、地域に前向きな形で貢献していくことの重要性で一致するとともに、今般新たに人道支援・災害救援分野での枠組みを立ち上げることで一致した。

令和4年度目標

- 1 二国間の安全保障対話として、各国と外務・防衛当局間（PM）協議等を開催し、活発に意見交換を行い、信頼醸成を更に促進するとともに、協力を一層強化する。
- 2 ミュンヘン安全保障会議、アジア安全保障会議（シャングリラ・ダイアログ）、アジア太平洋安全保障協力会議（CSCAP）、北東アジア協力対話（NEACD）等の安全保障や防衛分野のトラック1.5及びトラック2の国際会議に参加し、日本の安全保障に対する各国の理解促進を図るとともに、地域における協力促進や信頼醸成に取り組む。
- 3 「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、令和4年前半に日本で開催が予定されている日米豪印首脳会合など、日米豪印による様々な分野での実践的な協力を引き続き推進していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 12月には日本・イスラエル外務・防衛当局間協議、日加外務・防衛当局間協議、日本・ヨルダン外務・防衛当局間協議が立て続けに行われた。日本・イスラエル間での協議では、安全保障・防衛分野や地域情勢を含む幅広い事項について意見交換が行われた。次いで、日加の協議では、安全保障・防衛協力や地域情勢等、幅広い事項について意見交換し、双方は「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、連携を一層強化することで一致した。また、日本・ヨルダン間の協議では、日・ヨルダン間の安全保障協力や地域情勢を始めとする幅広い事項について意見交換を行った。令和5年2月には、日本・カンボジア外務・防衛当局間（PM）協議が開催され、両国間の安全保障協力や地域情勢をはじめとする幅広い事項について意見交換を行い、本年格上げされた「包括的戦略的パートナーシップ」の下、両国の安全保障分野での協力を引き続き強化していく旨確認した。この他の二国間協議としては、よりハイレベルな外務・防衛閣僚会合が米・仏・独・印・比・豪との間で行われ、そのうち日比外務・防衛閣僚会合（4月）は初めての開催となった。以上に加えて、令和5年2月には、日中安保対話も開催された。約4年ぶりに開催された今次対話では、日中両国の安全保障・国防政策、安全保障・防衛分野における意思疎通、国際・地域情勢等について意見交換を行った。
- 2 ARFのトラック2（アジア太平洋安全保障協力会議（CSCAP））及び北東アジア協力対話（NEACD）等の枠組みにおいて、有識者等の参加を通じて我が国の安全保障政策について積極的に対外発信を行った。また、6月に開催されたアジア安全保障会議（シャングリラ・ダイアログ）には岸田総理大臣が出席し、「新時代リアリズム外交」の展開や「平和のための岸田ビジョン」の推進を表明するなど、日本が外交・安全保障面での役割を強化していくとの決意を基調講演の中で表明した。さらに、令和5年2月に開催されたミュンヘン安全保障会議に林大臣が出席し、セッション「もう一つの時代の転換：インド太平洋におけるパワーバランスの維持」において基調発言及びパネル・ディスカッションを行い、多様な国々が集まるインド太平洋において、同志国と連携しながら、「自由で開かれたインド太平洋」を実現していく必要性を主張した。

3 令和4年5月には、東京で日米豪印首脳会合を主催し、その後約1時間のワーキングランチを実施した。四か国は、力による一方的な現状変更をいかなる地域においても、とりわけインド太平洋地域において、許してはならないこと、そして、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け引き続き強くコミットしていることを確認した他、気候変動・重要新興技術・サイバー・宇宙など幅広い分野での実践的協力の深化で一致した。衛星データポータルや各種パートナーシップの立ち上げで一致したことも、実践的協力の更なる推進につながった。また、首脳間、外相間での定期的な会合の開催を含め、引き続き4か国で緊密に連携していくことを確認した。9月には、米国・ニューヨークにて日米豪印外相会合が開催された。インド太平洋地域の情勢に関する率直な議論を行い、「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けたコミットメントを改めて確認するとともに、会合後、共同発表、「人道支援・災害救援パートナーシップ」のガイドラインに関するファクトシート及びランサムウェアに関する声明が発出された。令和5年3月には、インド・ニューデリーで日米豪印外相会合が開催された。我が国 EEZ 内に落下した北朝鮮による ICBM 級弾道ミサイルなどの地域情勢について意見交換をした他、ASEAN 一体性・中心性、インド太平洋に関する ASEAN・アウトルック (AOIP) への支持や、太平洋諸島フォーラム (PIF) の「2050 年戦略」に則した太平洋島嶼国への支援へのコミットメントを確認した。また、四大臣は、日米豪印テロ対策作業部会の立ち上げを発表し、テロ対策、人道支援・災害救援、海洋状況把握分野における取組の進展を歓迎した。

令和5年度目標

- 1 二国間の安全保障対話として、各国と外務・防衛当局間 (PM) 協議等を開催し、活発に意見交換を行い、信頼醸成を更に促進するとともに、協力を一層強化する。
- 2 ミュンヘン安全保障会議、アジア安全保障会議 (シャングリラ・ダイアログ)、アジア太平洋安全保障協力会議 (CSCAP)、北東アジア協力対話 (NEACD) 等の安全保障や防衛分野のトラック 1.5 及びトラック 2 の国際会議に参加し、日本の安全保障に対する各国の理解促進を図るとともに、地域における協力促進や信頼醸成に取り組む。
- 3 「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、令和5年前半に豪州で開催が予定されている日米豪印首脳会合など、日米豪印による様々な分野での実践的な協力を引き続き推進していく。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

測定指標 2-2 ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における海上交通の安全の確保

中期目標 (一年度)

ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における海賊等事案への対策を通じ、同海域における法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化し、海上交通の安全を確保する。

令和3年度目標

- 1 ソマリア沖・アデン湾については、以下のとおり多層的な海賊対策の取組を継続することにより、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に努めるとともに、同海域における海賊対策に貢献する。
 - (1) 我が国自衛隊による海賊対処行動の継続に必要な支援、諸外国との協力体制の構築、周辺国への海上保安能力向上支援等を継続的に実施する。
 - (2) ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ会合を始めとする関連国際会合への参加や関係国との意見交換等を実施し、情報収集を行うとともに、我が国の立場が国際社会における議論に反映されるよう取り組む。
- 2 アジア地域については、以下のとおり多層的な海賊・海上武装強盗対策の取組を継続することにより、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に努めるとともに、同海域における海賊対策に貢献する。
 - (1) アジア海賊対策地域協力協定 (ReCAAP) 情報共有センター (ISC) による迅速で効果的な情報共有の強化、関係国・機関との連携強化、沿岸国の海上法執行能力の向上支援を継続的に実施する。
 - (2) 我が国の立場を国際社会における議論に反映させるために、ARF 海上安全保障 ISM や ASEAN 海洋フォーラム拡大会合 (EAMF) を始めとする関連国際会合に参加し、我が国の立場を発信するとともに、関係国との意見交換等を実施する。また、他国主催の海洋安全保障に関するワークショップに積極的に参加して、我が国のプレゼンスを示すとともに、我が国においても関連のワークショッ

プを開催してリーダーシップを発揮する。EAMFについては、有識者の関与を強化すべく海洋法・海洋安全保障政策の専門家等による提言を積極的に取り入れるとともに、有志国と連携しつつ、同枠組みにおける議論を活性化させることで、関係各国との信頼醸成を促進し、協力関係を強化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) ソマリア沖・アデン湾周辺国政府の海上保安能力向上支援のため、ジブチ地域訓練センター(DRTC)の設備を強化し(設備の納入は12月)、9月及び11月に、国際海事機関(IMO)主催でセミナーを実施した。
- (2) 令和4年1月にソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ会合に参加し、我が国自衛隊による海賊対処行動の継続の支援ともなるソマリア領域内での海賊対処行動に関する安保理決議の重要性を始めとする我が国の立場を強調し、安保理理事国に対する安保理決議によるソマリア領域内での海賊対処行動に対するマンデート延長の実現に向けた協力を要請した。
- 2 (1) ReCAAPには令和3年度を通じて事務局長及び事務局長補を派遣した。また、9月にオンラインで開催されたReCAAP能力構築エクゼクティブプログラム(CBEP)において、我が国から自由で開かれたインド太平洋について講演した。令和4年3月、ReCAAP総務会に参加し、自由で開かれた海洋秩序の維持・強化のためのReCAAPにおける協力発展の重要性を始めとする我が国の考えを説明した。
- (2) 4月にオンラインで開催された第12回ARF海上安全保障ISMに参加し、地域の海洋安全保障分野における我が国の貢献や取組につき報告した。11月にインド主催で開催された第5回海洋安全保障協力に関する東アジア首脳会議(EAS)コンファレンスにオンライン参加し、地域の海洋安全保障分野における我が国の考え方や取組につき報告した。11月にブルネイ主催により開催された第9回EAMFにオンラインで参加し、我が国からは、海洋分野における我が国の立場や取組について発信すると共に、EAMFをトラック1.5の枠組みとして更に発展させていくべきであることを呼びかけた。また、我が国の有識者として、小島道一アジア経済研究所首席主任調査研究員に参加いただき、海洋環境の議題において、地域の喫緊の課題である海洋プラスチックごみ問題に関するプレゼンテーションを通じて議論に貢献した。

令和4年度目標

- 1 ソマリア沖・アデン湾については、以下のとおり多層的な海賊対策の取組を継続することにより、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に努めるとともに、同海域における海賊対策に貢献する。
 - (1) 我が国自衛隊による海賊対処行動の継続に必要な支援、諸外国との協力体制の構築、周辺国への海上保安能力向上支援等を継続的に実施する。
 - (2) 西インド洋における違法な海上活動コンタクト・グループ(旧:ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ)会合を始めとする関連国際会合への参加や関係国との意見交換等を通じて、情報収集を行うと共に、我が国の立場が国際社会における議論に反映されるよう取り組む。
- 2 アジア地域については、以下のとおり多層的な海賊・海上武装強盗対策の取組を継続することにより、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に努めると共に、同海域における海賊対策に貢献する。
 - (1) アジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)情報共有センター(ISC)による迅速で効果的な情報共有の強化、関係国・機関との連携強化、沿岸国の海上法執行能力の向上支援を継続的に実施する。
 - (2) ARFについては、フィリピンとの共催で「海洋状況把握の国際連携に関する第3回ARFワークショップ」を実施し、関係国・機関間の専門的議論や国際連携の推進に貢献し、我が国のプレゼンスを示す。
 - (3) EAMFにおいて我が国の海洋分野における立場を発信するとともに、昨年度に引き続きEAMFをトラック1.5の枠組みとして更に発展させていくべきであることを呼びかける。また、有識者の関与を強化すべく海洋分野の専門家等による提言を積極的に取り入れるとともに、同志国と連携しつつ、同枠組みにおける議論を活性化させることで、関係各国との信頼醸成を促進し、協力関係を強化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) ソマリア沖・アデン湾周辺国政府の海上保安能力向上支援のため、令和4年3月に続き、6月に、ジブチ地域訓練センター(DRTC)において国際海事機関(IMO)主催でセミナーを実施した。
- (2) 11月に違法な海上活動コンタクト・グループ・フレンズ会合に参加し、ソマリア沖海賊等に関

する近況及び国際社会の認識につき情報収集を行った。また、同月に開催されたジブチ行動指針（DCoC）ハイレベル地域会合に参加し、ソマリア沖・アデン湾の海洋秩序にかかる情勢や課題につき情報収集を行った。

- 2 (1) ReCAAP・ISCには令和4年度を通じて事務局長補を派遣し、ISCの能力構築支援活動の企画・運営において主要な役割を果たした。また、9月にオンラインで開催されたReCAAP能力構築エクゼクティブプログラム(CBEP)において、我が国から「自由で開かれたインド太平洋」(FOIP)につき政策発信を行い、その実現のための具体的取組を紹介した。6月の能力強化ワークショップでは、締約国、マレーシア及びインドネシアから50名の海上保安当局に対して海上法執行能力強化のための支援が行われた。12月の高級実務者用能力強化会議により、締約国及びマレーシアの海事当局高官に対し、事案に関する情報共有体制、海上法執行能力強化のための政策立案発展を促進した。また、8月及び10月のバーチャル講義を通じて、締約国の関係当局者に対し、海賊等対策のための法律及び管轄権や国際協力に関する知見を向上させた。令和5年3月、ReCAAP総務会に参加し、FOIPの実現のための具体的取組につき最新状況を共有した他、同機会にReCAAPの活動の方向性につき、事務局長やシンガポール当局と認識を共有した。
- (2) 5月にオンラインで開催された第13回ARF海上安全保障ISMに参加し、航行の自由及び海上安全を確保し、法の支配に基づく平和で安定した海を実現するため、我が国の立場につき発信した。なお、フィリピンと「海洋状況把握の国際連携に関する第3回ARFワークショップ」を共催する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の収束の目途がつかなかったため、実施を見送った。
- (3) 12月にフィリピン主催により開催された第10回EAMFに参加し、我が国からは、海洋分野における我が国の立場や取組について発信すると共に、我が国の有識者として、池島大策早稲田大学教授の参加を伴って、UNCLOSの枠組みにおける海洋環境保護とASEAN地域協力に関するプレゼンテーションを通じて議論に貢献した。

令和5年度目標

- 1 ソマリア沖・アデン湾については、以下のとおり多層的な海賊対策の取組を継続することにより、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に努めるとともに、同海域における海賊対策に貢献する。
 - (1) 我が国自衛隊による海賊対処行動の継続に必要な支援、諸外国との協力体制の構築、周辺国への海上保安能力向上支援等を継続的に実施する。
 - (2) 違法な海上活動コンタクト・グループ会合を始めとする関連国際会合への参加や関係国との意見交換等を通じた情報収集を行い、関係諸国と協調し重複を避け、効果的かつ効率的な支援を継続的に追求する。
- 2 アジア地域については、以下のとおり多層的な海賊・海上武装強盗対策の取組を継続することにより、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に努めると共に、同海域における海賊対策に貢献する。
 - (1) アジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)情報共有センター(ISC)による迅速で効果的な情報共有の強化、関係国・機関との連携強化、沿岸国の海上法執行能力の向上支援を継続的に実施する。
 - (2) ARFについては、ARF海上安全保障ISMに参加し、海洋安全保障における我が国の取り組み・立場について発信する。
 - (3) EAMFにおいて我が国の海洋分野における立場を発信するとともに、引き続きEAMFをトラック1.5の枠組みとして更に発展させていくべきであることを呼びかける。また、有識者の関与を強化すべく海洋分野の専門家等による提言を積極的に取り入れるとともに、同志国と連携しつつ、同枠組みにおける議論を活性化させることで、関係各国との信頼醸成を促進し、協力関係を強化する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を全体として維持し、その達成に向け推進する。

測定指標2-3 北極をめぐる国際秩序形成への参画

中期目標(一年度)

二国間及び多国間での国際協力強化を通じ、気候変動を含む地球環境の変化、資源開発をめぐる経済環境の変化、安全保障の環境変化により国際的な関心が一層高まっている北極をめぐる課題への対応において、我が国が主要プレイヤーの一つであるという国際社会の認識を高めることを通じて、北極をめぐる国際秩序形成への関与を拡大する。

令和3年度目標

- 1 我が国は、地球温暖化による北極の環境変化など北極をめぐる様々な課題に主要なプレーヤーとして貢献していくため、北極評議会（AC）を始めとする国際会合に参加することにより、北極に関する国際的なルール形成や課題への対応に積極的に参画する。
- 2 上記1の多国間の取組と並行して、北極圏諸国を含む関係国との二国間での対話を引き続き推進し、科学技術等に関する具体的な協力案件を通じ北極に関する協力関係を強化する。AC議長国アイスランドと東京で5月に共催予定の第3回北極科学大臣会合において、関係省庁とも連携しつつ、北極における研究観測や主要な社会的課題への対応の推進、科学協力の更なる促進進化を図る。
- 3 我が国の強みである観測・研究を始め、グローバルな視点からの我が国の北極に係る取組を、産官学、国内外の様々なステークホルダーが主催する行事等の機会を捉えて、積極的に発信し、北極関係諸国や先住民の我が国に対する理解を深める。知日派を増やし、有効活用することで、北極における「法の支配」の確保と平和で秩序ある形での国際協力を推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 5月のAC閣僚会合にオンライン参加し、北極担当大使が、我が国として初めてとなるステートメントを書面及び動画で発出し、我が国のACへの貢献実績や基本的な考え方につき発信した。
- 2 5月に第3回北極科学大臣会合をアイスランドとの共催により、アジアで初めて東京で開催した。開催に先行し、北極圏諸国を含む関係国に対して、同会合へのハイレベルの参加を積極的に呼びかけた結果、同会合には、過去最大の12か国の閣僚級の参加を得て、これまでで最多となる35の国と団体が参画し、日本は議長国として北極域科学分野の国際連携の推進などに係る議論の深化に貢献した。また、10月の北極サークル総会において、第3回北極科学大臣会合共催国（日本及びアイスランド）から第4回同会合共催国（フランス及びロシア）への引継ぎ式が行われた際には、駐アイスランド大使が日本政府を代表して第3回会合の成果を総括し、コロナ禍でアジア諸国の参加が伸び悩む中、文部科学省とも連携し我が国のプレゼンスを確実に示すことができた。
- 3 北極のフロンティアについて考える議員連盟総会、総合海洋政策本部参与会議、北極海航路に係る官民連携協議会（国土交通省）、北極の未来に関する研究会（笹川平和財団）等の国内各界の北極関係者が集まる機会を捉え、ACや北極情勢に係る情報提供や意見交換を実施した。また、令和4年1月に開催された在アンカレジ領事事務所主催の「北極オンライン・シンポジウム～北極を取り巻く北海道アラスカ間協力～」(北米局主管)に助言を行い、日米北極協力及び北海道アラスカ間協力という新たな切り口から、先住民を含む両国有識者、参加者相互の学術・文化交流の促進、北極分野での知日派獲得に繋がる試みに協力した。

令和4年度目標

- 1 我が国は、地球温暖化による北極の環境変化など北極をめぐる様々な課題に主要なプレーヤーとして貢献していくため、北極評議会（AC）を始めとする国際会合に可能な限り参加することにより、北極に関する国際的なルール形成や課題への対応に積極的に参画する。また、日本は4年に1度のACオブザーバー資格延長に係る審査を受ける必要があることから、北極関係省庁及び研究機関と連携して、必要な手続きを適切に進めていく（延長に係る正式な承認は、令和5年春のAC閣僚会合にて行われる）。
- 2 上記1の多国間の取組と並行して、北極圏諸国を含む関係国との二国間での対話を引き続き推進し、北極情勢に係る情報収集や認識の擦り合わせを行う。一方、ウクライナ情勢が予断を許さない状況が続くことを視野に入れ、ロシアが議長国を務めるACへの対応や北極に係るロシアとの協力のあり方等について、北極関係省庁とも連携し、適切に対処する。
- 3 我が国の強みである観測・研究を始め、グローバルな視点からの我が国の北極に係る取組を、産官学、国内外の様々なステークホルダーが主催する行事等の機会を捉えて、積極的に発信し、北極関係諸国や先住民の我が国に対する理解を深める。知日派を増やし、有効活用することで、北極における「法の支配」の確保と平和で秩序ある形での国際協力を推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) 令和5年3月に東京で開催された北極サークル日本フォーラムにおける外務大臣の挨拶として、北極における法の支配の重要性を改めて強調した。また、北極担当大使が同フォーラムにおける日中韓のセッション、北極評議会の将来に対するオブザーバー国の貢献のセッション、北極の氷融解と海面上昇の脅威のセッションに登壇し、北極評議会に対する日本の貢献、法の支配、自由で

- 開かれた北極の重要性、アジア・ゼロエミッションに対する日本の取組について発信した。
- (2) 8月にヌークで開催された北極サークル・グリーンランド・フォーラムに北極担当大使が参加し、気候変動への日本の取組とアジアでの脱炭素化の推進、海洋資源の保全、法の支配、特にルールに基づく自由で開かれた国際秩序の重要性を訴えると共に、北極域研究船を活用した国際協力の方向性につき考えを共有した。
- (3) 10月にレイキャビクで開催された第9回北極サークル総会に北極担当大使が参加し、科学分野での日本の貢献、アジアの脱炭素化の推進や海洋生物資源の保全に関する日本の試み、法の支配の重要性と自由で開かれたインド太平洋 (FOIP) への取組について説明した。
- (4) 4年ごとに更新が求められる北極評議会オブザーバー資格延長プロセスに際し、資格延長のための日本側オブザーバー・レポートを適切に提出し、AC事務局側が受理した。通常ならば令和5年5月開催のAC閣僚会合にて日本を含む令和元年の審査にて延長を受けたロバニエミグループのオブザーバー資格が審査される予定であったが、ロシア議長国(当時)下での審査は実施されず、令和7年ノルウェー議長国下にて審査されることになり、それまでのオブザーバー資格は延長と見なされることとなった。
- 2 北極サークル関連会合のマージン等の機会を捉えてアイスランド及びスウェーデン SAO や、中国、韓国、インド及びシンガポールといった北極評議会オブザーバー等の関係国と協議し、ウクライナ情勢の影響を含めた北極情勢につき、情報収集及び認識を共有した。
- 3 5月にトロムソで開催された産官学の関係者向けの北極フロンティア会合に北極担当大使が参加し、北極科学分野における国際協力につき情報発信を行った。また、4月及び令和5年3月にアンカレジで開催された北極シンポジウムに北極担当大使が出席し、米国議会、政府、産業界、先住民団体関係者に対して違法・無法・無規制(IUU)漁業対策や海洋プラスチックごみ対策等、持続可能な漁業や海洋環境の保全のための日本の取組、日本の北極協力についての基本的な考え方、自由で開かれたインド太平洋 (FOIP) のための新たなプラン等につき情報発信を行った。

令和5年度目標

- 1 北極を巡る経済環境、安全保障環境を念頭に、北極海において、国連海洋法条約に基づき、「航行の自由」を含む国際法上の原則が尊重されるよう、北極評議会 (AC) を含む多国間のフォーラムや北極圏諸国との二国間の対話を活用し、我が国から積極的に働きかける。また、北極域における環境変化がもたらす、気候変動等を含む地球環境全体への影響が懸念される諸課題について、我が国の観測・研究に基づく科学的知見を多国間、二国間の枠組を活用して積極的に発信する。
- 2 ACメンバー国等との政策的な対話を進め、北極の主要なプレイヤーとしての貢献を強化すると共に、ACのあり方に関する議論に積極的に参加し、ACの活動に貢献する。
- 3 我が国の強みである観測・研究を始め、グローバルな視点からの我が国の北極に係る取組を、産官学、国内外の様々なステークホルダーが主催する行事等の機会を捉えて、積極的に発信し、北極関係諸国や先住民の我が国に対する理解を深める。知日派を増やし、有効活用することで、北極における「法の支配」の確保と平和で秩序ある形での国際協力を推進する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

測定指標2-4 自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出するためのサイバー外交の推進

中期目標 (一年度)

二国間、地域及び多国間の枠組みを通じて、サイバー空間における法の支配の推進や信頼醸成措置の推進等の取組を進め、自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出し、ひいては国際社会の平和・安定及び我が国の安全保障を実現する。

令和3年度目標

- 1 令和3年3月に全会一致で採択された、サイバーセキュリティに関する国連オープン・エンド作業部会最終会合における報告書が本年の第75回国連総会で採択されることを見据え、同報告書に記載の事項について引き続き国内外で発信し、同盟国・有志国との実践を進めていく。
- 2 米国を始めとするサイバー空間に関する価値観を同じくする国と連携し、G7や国連の枠組み等における議論に積極的に寄与し、サイバー空間における国際社会の法の支配の確立に貢献する。
- 3 平成29年度設立されたサイバーセキュリティに関するARF会期間会合を活用し、4月に開催予定

の第3回 ARF 会期間会合及び第6回専門家会合にて、地域的な信頼醸成の取組に引き続き積極的に参画する。

- 4 各国と相互の立場の共有を行うべく、オンライン会議ツールも併用して、効果的に、二国間等のサイバー対話・協議を行う。また、国内外の様々な会議・シンポジウム場において、省庁間・部局間で連携しながら、日本政府としてのサイバーに係る取組を発信していく。
- 5 途上国におけるサイバーセキュリティ能力の向上を行うための基金に資金を拠出し、途上国のサイバーセキュリティ分野での能力構築支援、医療機関を含む重要インフラ等のサイバーセキュリティ強化に資する人材育成等の実施により、我が国及び途上国のサイバーセキュリティを向上させ、国際社会の平和・安定に寄与する。

施策の進捗状況・実績

- 1 我が国は、サイバー空間を利用した行為に対しても既存の国際法が適用されるとの立場から、令和3年度も、国連におけるサイバーセキュリティに関する政府専門家会合（GGE）や国連オープン・エンド作業部会（OEWG）に積極的に参画し、国際法がどのように適用されるか及び国家が守るべき規範に関する議論に貢献した。5月には、第6会期 GGE 最終会合にて、サイバー空間における責任ある国家の行動に関する報告書が採択され、国連憲章を含む既存の国際法がサイバー空間に適用されることが再確認された。本会合において、国際人道法の適用や、国連憲章で認められた国家固有の権利の確認など、国際法のサイバー空間への具体的な適用について議論が進展し、自国領域の使用、人権の尊重、重要インフラの保護、ICT サプライチェーン等の国家の行動規範についても追加的な理解が深まった。さらに、我が国の考え方を積極的に発信すべく、「サイバー行動に適用される国際法に関する日本政府の基本的な立場」について、6月に外務省ホームページにおいて公開し、国連憲章を含む既存の国際法がどのようにサイバー行動に適用されるか、最も重要かつ基本的な事項に関する現時点の立場を示した。
- 2 6月のG7首脳会合における首脳コミュニケの中で、既存の国際法がサイバー空間にどのように適用されるかについての共通の理解を推し進めるために協働することへのコミット及び国連及びその他の国際場裏におけるこのアプローチを促進するための活動を歓迎するとともに、ランサムウェアによる脅威の高まりに緊急に対処すべく協働することへのコミットを確認した。9月に開催された日米豪印首脳会合において、各国の専門知識を集約して国内外のベスト・プラクティスを推進し、サイバー脅威に対する重要インフラの強靱性を強化するための新たな取組として、日米豪印サイバー上級グループを立ち上げた。
- 3 サイバーセキュリティに関する ARF においては、我が国は、シンガポール・マレーシアとともに共同議長を8月まで務め、4月にサイバーセキュリティに関する第3回 ARF 会期間会合を開催し、地域的・国際的なサイバーセキュリティ環境に対する見方や各国・地域の取組について意見交換を行った上で、今後取り組むべき信頼醸成措置について議論した。また、GGE 及び OEWG における議論も含め、ARF の枠組みにおいても国際社会におけるサイバーセキュリティに関する議論に積極的に貢献していくべきことを確認した。
- 4 5月に、第2回日独サイバー協議がオンライン形式で開催され、最近のサイバー環境やサイバー分野における各国の施策、新型コロナウイルス感染症がサイバーセキュリティに及ぼす影響等について意見交換を行うとともに、GGE や OEWG を始めとする国際的なプロセス、サイバー分野における日独間の連携等について議論を行った。また、6月に、第6回日英サイバー協議がオンライン形式にて開催され、サイバー分野における最新の両国の戦略や取組について意見交換が行われた他、国連を含む国際場裏における協力、能力構築支援、サイバー強靱性、通信多様化等についての議論も行われた。さらに、12月には、第4回日エストニア・サイバー協議がオンライン形式で開催され、最近のサイバー環境やサイバー分野における両国の施策等について意見交換を行うとともに、GGE や OEWG を始めとする国際的なプロセス、サイバー分野における日エストニア間の連携等について議論を行った。また、「日経サイバーイニシアチブ東京 2021」や「CYDEF2021」などのシンポジウム等場において、日本政府としてのサイバーに係る取組を発信した。
- 5 日本からも約18.5万米ドルを拠出し、8月には、世界銀行の下に途上国のサイバーセキュリティ能力構築支援に特化した信託基金（「サイバーセキュリティ・マルチドナー信託基金(Cybersecurity Multi-Donor Trust Fund)」）が立ち上げられた。途上国のサイバーセキュリティの脆弱性は、その地域に加え国際社会全体にも大きな影響を与え得るため、本信託基金を通じて関係諸国と連携し、サイバー空間のルール形成や自由なサイバー空間の確保を目指しており、10月に拠出国を中心としたステアリング会合（テクニカルミーティング）が開催され、今後の取組等について意見交換を実施した。

- 6 内閣サイバーセキュリティーセンター（NISC）により、9月に「サイバーセキュリティー戦略」、また12月には「サイバーセキュリティー分野における開発途上国に対する能力構築支援に係る基本方針」が改定され、サイバー外交の推進を図ることができた。

令和4年度目標

- 1 「自由、公正かつ安全なサイバー空間」を確保し、国際社会の平和・安定及び我が国の安全保障に寄与することの重要性は一層高まっており、サイバー空間の安全・安定の確保のため、外交・安全保障上のサイバー分野の優先度をこれまで以上に高めるとともに、法の支配の推進、サイバー攻撃に対する防御力・抑止力・状況把握力の向上、国際協力・連携を一層強化する。
- 2 令和3年から令和7年（2021-2025）の期間に開催される新たなOEWGに関して、従来成果を基礎とした議論を継続させ、我が国の積極的な関与により、自由、公正かつ安全なサイバー空間の確保に向け、同盟国・有志国との連携を進めていく。
- 3 米国を始めとして、フランス等サイバー空間に関する価値観を同じくする国と連携し、G7や国連の枠組み、日米豪印等における議論に積極的に寄与し、サイバー空間における国際社会の法の支配の確立に貢献する。
- 4 平成29年度設立されたサイバーセキュリティーに関するARF会期間会合を活用し、地域的な信頼醸成の取組に引き続き積極的に参画する。
- 5 各国と相互の立場の共有を行うべく、オンライン会議ツールも併用して、効果的に、二国間等のサイバー対話・協議を行う。また、国内外の様々な会議・シンポジウムの場において、省庁間・部局間で連携しながら、日本政府としてのサイバーに係る取組を発信していく。
- 6 令和3年8月に立ち上げられた「サイバーセキュリティー・マルチドナー信託基金」を通じて、途上国のサイバーセキュリティー分野での能力構築支援、医療機関を含む重要インフラ等のサイバーセキュリティー強化に資する人材育成等の実施により、我が国及び途上国のサイバーセキュリティーを向上させ、国際社会の平和・安定に寄与する。

施策の進捗状況・実績

- 1 以下2～6のとおり、自由、公正かつ安全なサイバー空間を実現するために、「法の支配の推進」、「サイバー攻撃抑止のための取組」、「信頼醸成措置の推進」、「能力構築支援」といった外交的取組を実施した。12月には、新たな「国家安全保障戦略」を閣議決定し、サイバー安全保障分野での対応能力を欧米主要国と同等以上に向上させることを掲げた。
- 2 我が国は、サイバー行動に既存の国際法が適用されるとの立場から、令和3（2021）年から令和7（2025）年までを会期とする国連オープン・エンド作業部会（OEWG）において積極的に議論に参加した。7月に開催された第3回会合においては、全国連加盟国での議論に積極的に参加し、OEWGの設立決議に規定されている年次進捗報告書が採択された。また、12月には、OEWG会期終了後の令和7年に立上げを予定しているフランス提案の「Programme of Action (PoA)」に係る決議案が国連総会で採択され、我が国は共同提案国として積極的に貢献、賛成票を投じた。令和5年3月には、7月に予定されている第2回年次進捗報告書の採択に向け、脅威認識、規範、国際法、信頼醸成措置、能力構築、定期的な制度的対話の6つのテーマについて、我が国も積極的に立場を表明し、建設的に議論に貢献した。
- 3 5月に開催された日米豪印首脳会合では「日米豪印サイバーセキュリティー・パートナーシップ」を立ち上げ、この下で具体的な取組を進めていくことが確認された。9月に開催された日米豪印外相会合では、日米豪印の実践的取組の一環として、ランサムウェアの世界的な脅威への対処にコミットすることを確認し、声明を発出した。また、5月に開催されたG7外相会合のG7外相コミニケにおいて、サイバー空間における責任ある国家の行動を推進する国連行動計画の立ち上げの検討などを通じ、サイバーに関する能力構築協力と情報共有に引き続き優先的に取り組むことの必要性を認識すると声明を発出した。
- 4 サイバーセキュリティーに関するARFにおいては、5月に行われた第4回会期間会合に参加し、地域的・国際的なサイバーセキュリティー環境に対する見方や各国・地域の取組について意見交換を行った。
- 5 6月に、第4回日印サイバー協議がオンライン形式で開催され、両国のサイバー政策やサイバーセキュリティー戦略、両国が直面しているサイバー空間の脅威、ICTサプライチェーン・リスクや5G政策について意見交換を行うとともに、能力構築支援関連の二国間協力や国連・日米豪印等における協力について議論を行った。7月には、第6回日仏サイバー協議が対面形式にて開催され、日仏

両国のサイバーセキュリティ戦略や政策、二国間及び多国間協力、5G技術、サイバーセキュリティ分野の人材育成を含む能力構築支援等について、幅広い意見交換を行った。令和5年2月に、第7回日英サイバー協議が対面形式にて開催され、日英両国のサイバーセキュリティ戦略や政策、国連を含む国際場裡における協力、能力構築支援等の幅広い論点について意見交換を行い、5G・オープン RAN 技術を含む関連する政策についても議論した。また、「日経サイバーイニシアチブ東京2022」などのシンポジウム等の場において、日本政府としてのサイバーに係る取組を発信した。

- 6 世界銀行の下に途上国のサイバーセキュリティ能力構築支援に特化した信託基金（「サイバーセキュリティ・マルチドナー信託基金(Cybersecurity Multi-Donor Trust Fund)」）に令和3年度に続き、令和4年度は、約18.1万米ドルを拠出した。途上国へのサイバーセキュリティに関する能力構築支援は、国際的なサイバーセキュリティ上の弱点を減らし日本を含む世界全体へのリスクを低減させる、サイバー空間における法の支配を推進する等、自由、公正かつ安全なサイバー空間を確保する上で大きな重要性を有することから、11月に実施された拠出国を中心としたステアリング会合等を通じて、法の支配を促進する取組の重要性、我が国が戦略的に重視するインド太平洋地域における取組の重要性等について説明し、世界銀行と具体的な調整を進めた。

令和5年度目標

- 1 同志国・同盟国とも連携しつつ、OEWG等国連における場での議論等を通じて、サイバー行動に国連憲章全体を含む、既存の国際法が適用されることへの国際的な共通認識を深め、国家実行の積み重ねに繋げ、法の支配の推進、自由、公正かつ安全なサイバー空間の確保を目指す。
- 2 サイバー攻撃抑止のため、攻撃者へのサイバー攻撃のコスト負担に繋がる議論に貢献する。
- 3 同志国・同盟国等とのサイバー対話・協議、G7や日米豪印等における議論に積極的に貢献し、政策調整、情報収集・共有、信頼醸成措置を促進する。また、関係省庁間で連携しながら、国内外の様々な会議・シンポジウムの場において、日本政府としてのサイバーに係る取組を発信していく。
- 4 「サイバーセキュリティ・マルチドナー信託基金」等を通じて、途上国のサイバーセキュリティ分野での能力構築支援を実施し、国際的なサイバーセキュリティ上の弱点を減らすことで、日本を含む世界全体へのリスクを低減させる。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

新たな「国家安全保障戦略」やサイバーセキュリティをめぐる情勢の変化を踏まえ、これまでの年度目標を整理した上で内容の更新を行った。

測定指標2-5 我が国の経済安全保障の確保

中期目標（--年度）

我が国を取り巻く安全保障環境が急速に変化しており、従来の安全保障と経済を横断する領域で国家間の競争が激化する等、近年安全保障の裾野が経済、重要・振興技術分野に急速に拡大している。我が国の経済安全保障を着実に強化していくためには、国際社会や主要国の関連の動向も見極めた上で我が国自身が主導的に取り組んでいく必要があり、その上で、米国・欧州を始めとする自由、民主主義や市場経済等の基本的価値観を共有する同志国とも戦略的に連携していく必要がある。そのような観点から、同盟国たる米国との緊密な協力を進めつつ、経済安全保障という新たな政策領域においても、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の構築に主体的に取り組んでいく。

令和3年度目標

新型コロナウイルス感染症により明らかとなったサプライチェーンのぜい弱性を分析するために、在外公館等を通じた情報収集を行い、医療物資や重要技術の依存度を特定する。また、経済安全保障に関する同盟国・有志国間の国際会議や二国間対話を立ち上げ継続的な協議を行い、意思疎通の連携を図る。

施策の進捗状況・実績

サプライチェーンのぜい弱性の分析、依存度の特定に関しては、令和3年9月の日米豪印首脳会合共同声明にも明記されたとおり、4か国の連携のもと、半導体を含む重要技術及び物資のサプライチェーンのマッピングを進めた。また同会合では、半導体及びその重要部品の供給能力をマッピングし、脆弱性を特定し、サプライチェーン・セキュリティを強化する共同イニシアチブが立ち上げることが確認された。

同盟国・有志国連携に関しては、日米豪印4か国の連携に加え、G7やプラハ5Gセキュリティ会議などの会合、及び、米国、豪州、インド、フランス、カンボジア等との多くの首脳・閣僚級の会合で経済安全保障に関する共通認識や今後の協力について確認した。特に、6月のG7首脳会合では、重要鉱物資源及び半導体などのサプライチェーン脆弱性リスクに対処するため、加盟国でメカニズムを検討し、ベストプラクティスを共有することを確認した。また強制的な技術移転、知的財産窃取、国有企業による市場歪曲的な行動、有害な産業補助金といった不公正な慣行から保護するため、世界貿易のルールを現代化する面で協力することで一致した。また、9月に行われた日米豪印首脳会合では、責任があり、開放的で、高い水準の技術革新を4か国が主導していくために、次世代情報通信や人工知能に関わる技術標準、半導体を含む重要技術及び物資のサプライチェーンの強靱化、オープンRAN（無線アクセスネットワーク）を含む5Gネットワークのベンダー多様化及びバイオ技術等の技術開発動向のモニタリングにおいて日米豪印が協力していくことを確認した。さらに、同会合では「技術の設計、開発、ガバナンス及び利用に関する日米豪印原則」を発出し、表現の自由やプライバシーを含む普遍的価値が重要であり、技術は権威主義的監視や抑圧に使われてはならないこと、強靱で、多様性があり、安全なサプライチェーンに向けて同志国等と協力を進めること、技術革新や包摂的な繁栄を実現するには公正で開かれた市場が重要であることなどを確認した。

令和4年度目標

世界各国が戦略的物資の確保や重要技術の獲得にしのぎを削る中で、経済安全保障を確保するためには、政府全体として、①経済構造の自律性の確保、②我が国の技術などの他国に対する優位性、ひいては国際社会にとっての不可欠性の獲得、③基本的価値やルールに基づく国際秩序の維持・強化の3つを目標として取組を推進している。令和4年3月には、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案」が提出され、同年5月に成立した。外務省としても安全保障政策や対外経済関係、国際法を所管する立場から、引き続き同盟国・有志国との政策調整や意志疎通連携を図っていく。

施策の進捗状況・実績

経済構造の自律性の確保については、基幹インフラやサプライチェーン等の脆弱性解消に向けた取組を実施した。5月に成立した経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（以下「推進法」）においては、基幹インフラの重要設備が我が国の外部から行われる役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止するため、重要設備の導入・維持管理等の委託の事前審査、勧告・命令等を措置することが含まれた。

我が国の技術などの他国に対する優位性、ひいては国際社会にとっての不可性の獲得については、研究開発強化等による技術・産業競争力の向上や技術流出の防止に関する取組を実施した。同じく推進法において、先端的な重要技術の開発支援に関する制度や、特許出願の非公開に関する制度が整備された。

経済的威圧への対抗を含めた、基本的価値やルールに基づく国際秩序の維持・強化に向けた同盟国・有志国との政策調整や連携については、G7や日米豪印等を通じた、政策的枠組みを通じて、認識の共有を深めた。例えば、4月の日・フィリピン外務・防衛閣僚会合（「2+2」）共同声明においては、経済的威圧に対する懸念と強い反対を表明し、国際法に基づく経済秩序や経済的威圧に対処するための緊密な連携の重要性を強調した。また、7月には日米経済版「2+2」の初会合を実施し、経済的威圧及び不公正・不透明な貸付慣行など、経済的影響力の行使による各国の主権と国際秩序への挑戦への対応について議論した。また、G7では、6月のエルマウ・サミットで、G7首脳コミュニケとしては初めて経済安全保障への明示的な言及が実現したほか、5月に開催された日米豪印首脳会合では、重要・新興技術分野において、5Gなどの相互運用性及び安全性の推進、半導体を含むサプライチェーンの日米豪印間の補完的な強みの活用、国際電気通信連合（ITU）の電気通信標準化部門などの国際標準化機関における協力強化、技術動向の調査における協力強化などについて、引き続き連携していくことで一致した。

12月に閣議決定された新たな「国家安全保障戦略」でも、同盟国・同志国等との連携を図りつつ、経済安全保障を進めていくとともに、特に経済的威圧について効果的な取組を進めていく方針が示された。

令和5年度目標

世界各国が戦略的物資の確保や重要技術の獲得にしのぎを削る中で、経済安全保障を確保するため

には、政府全体として、①経済構造の自律性の確保、②我が国の技術などの他国に対する優位性、ひいては国際社会にとっての不可欠性の獲得、③基本的価値やルールに基づく国際秩序の維持・強化の3つを目標として取組を推進している。「推進法」を踏まえつつ、外務省としても安全保障政策や対外経済関係、国際法を所管する立場から、引き続き同盟国・同志国との政策調整や連携を図っていく。特に、令和5年度は、G7議長国として、経済的威圧への対抗を含め経済安全保障はG7が緊密な連携の下で取り組んでいくべき戦略的課題であるとの認識の下、経済安全保障に関する取組について、G7枠組を通じて包括的な形で協働し、連携していく意思を確認することを目指す。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

我が国がG7議長国として取り組むべき目標等につき年度目標に追加した。

達成手段

達成手段名（注）	予算額等（予算手段。単位：百万円）／概要（非予算手段）				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和2年度 予算額計 （執行額）	令和3年度 予算額計 （執行額）	令和4年度 予算額計 （執行額）	令和5年度 当初予算額		
①安全保障政策全般に係る外交政策立案（*）	11 (10)	13 (7)	12 (11)	19	2-1	
②ARFトラック1.5及び2関連経費	3 (0.7)	2 (2)	3 (2.8)	4	2-1	
③我が国安全保障政策の理解促進経費	5 (0)	2 (0)	2 (1.7)	2	2-1	
④海賊対策等の検討・実施を通じた海上交通の安全の確保に関する経費（*）	ソマリア沖・アデン湾における海賊問題に対処するために、我が国自衛隊による海賊対処行動の継続に必要な支援を始めとする多層的な支援及び関連国際会合への出席や関係国との意見交換等を実施する。また、アジア海域における海賊等事案問題に対処するために、ReCAAP・ISCへの人的・財政的貢献の継続、関連国際会合への出席や関係国との意見交換等を実施するとともに研修やセミナーの開催を通じ、関係国の海上法執行能力の構築を支援する。これらの取組により、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化し、海上交通の安全を確保するとともに、ソマリア沖・アデン湾海賊問題及びアジア海賊・海上武装強盗問題の改善に寄与する。				2-2	—
⑤我が国の北極政策に関する発信及び理解促進経費	4 (0)	5 (1)	5 (7)	6	2-3	
⑩サプライチェーン・リスクと新興・先端技術活用に関する委託調査	—	15 (26)	—	—		
⑥サイバーセキュリティ能力構築信託基金拠出金	—	20 (20)	20 (20)	18	2-4	
⑦サイバーセキュリティに関するアセアン地域フォーラム会合経費	2 (0)	2 (0)	2 (0)	0.4	2-4	
⑪経済安全保障政策専門員等経費	5 (3)	5 (0.1)	5 (0.2)	4	2-5	

⑩アジア海賊対策地域協力協定拠出金 (任意拠出金)	55 (55)	40 (40)	18 (18)	17	2-2	
⑪国際海事機関拠出金	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	2-2	
⑧経済的威圧への対応に関する調査に必要な経費（新規）	—	—	28 (28)	0	2-5	
⑨経済協力開発機構（OECD）拠出金（新規）	—	—	—	17	2-5	

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野3 国際平和協力やその他の安全保障上の協力の拡充、体制の整備

(注) 令和5年度に創設した政府安全保障能力強化支援 (OSA) の実施に伴い個別分野名を修正。

施策の概要

- 1 国際社会の平和と安定に向け、内閣府、防衛省等と連携しつつ、国連 PKO 等への派遣を始めとする国際平和協力やその他の安全保障上の協力の推進・拡充を図る。
- 2 国際平和協力分野における国連を始めとする国際社会の取組・議論に積極的に貢献を行う。
- 3 国際平和協力分野の人材の裾野を拡充するため、国内基盤の整備・強化を実施する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・国家安全保障戦略（平成25年12月17日 閣議決定）
IV 4（4）国際平和協力の推進
- ・平和安全法制の成立を踏まえた政府の取組について（平成27年9月19日 閣議決定）
- ・「第2回 PKO サミット」安倍総理大臣スピーチ（平成27年9月28日）
- ・南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更について（平成28年2月9日、10月25日、11月15日、平成29年3月24日、平成30年2月16日、平成30年5月18日、令和元年5月17日、令和2年5月22日、令和3年5月21日、令和4年5月20日 閣議決定）
- ・第193回国会施政方針演説（平成29年1月20日）
二 世界の真ん中で輝く国創り
（積極的平和主義）
- ・シナイ半島国際平和協力業務の実施について（平成31年4月2日、閣議決定）、シナイ半島国際平和協力業務実施計画の変更について（令和元年11月12日、令和2年11月10日、令和3年11月16日、令和4年11月1日 閣議決定）
- ・南スーダン共和国における政府間開発機構（IGAD）の活動に係る物資協力の実施について（令和元年12月20日 閣議決定）
- ・ウクライナ被災民に係る物資協力の実施について（令和4年4月1日 閣議決定）
- ・ウクライナ被災民救援国際平和協力業務の実施について（令和4年4月28日 閣議決定）
- ・第75回国連総会における菅総理大臣一般討論演説（令和2年9月26日）
- ・第208回国会外交演説（令和4年1月17日）
- ・国家安全保障戦略（令和4年12月16日 閣議決定）
- ・政府安全保障能力強化支援実施方針（令和5年4月5日 国家安全保障会議決定）

測定指標3-1 国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進 *

中期目標（--年度）

国際社会の平和と安定に向けて、我が国の国際平和協力を推進・拡充する。

令和3年度目標

- 1 国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）司令部への要員派遣を通じ、「再活性化された衝突解決合意」及び和平プロセスの履行支援を始めとした、南スーダンの安定と国づくりへの貢献を継続する。
- 2 多国籍部隊・監視団（MFO）への司令部要員派遣を通じ、エジプトとイスラエルとの間の停戦監視活動や両国間の信頼醸成の促進の支援に参加することによって、中東地域の平和と安定への貢献を継続する。
- 3 国連 PKO 等への人的貢献等を強化するべく、新規要員派遣、物資協力等の検討を不断に行っていく。

施策の進捗状況・実績

- 1 UNMISS への司令部要員の派遣は、5月に実施計画の変更を閣議決定し、4名の司令部要員の派遣を令和4年5月まで延長することにした。令和4年3月に実施された安保理主催の南スーダン情勢に関する職業訓練センター（VTC）ブリーフィング及びVTC 非公式協議において、シアラーUNMISS 国連事務総長特別代表（SRSG）が、我が国施設部隊や司令部要員も貢献してきた南スーダン全域に及ぶ道路整備を地域住民間の和解促進にも寄与する UNMISS の最も中心的な活動として強調した。
- 2 MFO への司令部要員の派遣は、11月に実施計画の変更を閣議決定し、2名の司令部要員の派遣を令和4年11月末まで延長した。MFO からは、我が国の派遣要員に対する評価が高く、日本隊のMFO 業務を通じた中東和平への貢献度は非常に大きいと評されている。

- 3 新規要員派遣及び物資協力等の可能性につき、国連や各国に対して、継続的に一般的な情報収集及び意見交換を行った。しかしながら、条件が揃わず、新たな派遣や物資協力には実現に至らなかった。

令和4年度目標

- 1 国連南スーダン共和国ミッション (UNMISS) 司令部への要員派遣を通じ、「再活性化された衝突解決合意」及び和平プロセスの履行支援を始めとした、南スーダンの安定と国づくりへの貢献を継続する。
- 2 多国籍部隊・監視団 (MFO) への司令部要員派遣を通じ、エジプトとイスラエルとの間の停戦監視活動や両国間の信頼醸成の促進の支援に参加することによって、中東地域の平和と安定への貢献を継続する。
- 3 国連 PKO 等への人的貢献等を強化するべく、新規要員派遣、物資協力等の検討を不断に行っていく。特に、ウクライナ被災民支援のため、ニーズに応じた効果的な支援を行っていく。

施策の進捗状況・実績

- 1 UNMISS への司令部要員の派遣は、5月に実施計画の変更を閣議決定し、4名の司令部要員の派遣を令和5年5月まで延長することにした。南スーダンにおける民政移管、文民保護等に関してUNMISSの任務遂行を司令部要員として補佐し、同国の安定特につくり貢献した。
- 2 MFO への司令部要員の派遣は、11月に実施計画の変更を閣議決定し、2名の司令部要員の派遣を令和5年11月まで延長することにした。その際、同時に、司令部要員のうち連絡調整部副部長の所掌替えに伴い、同副部長についてMFO本部が所在するローマに出張する所要が発生するため、派遣先国に同本部が所在する「イタリア共和国」を追加した。また、現地視察・協議、オンライン協議等を通じてMFO側との間で意見交換を行ってきたところ、要員の追加派遣に係る要請があった。
- 3 国際平和協力法に基づき、ウクライナ被災民支援のため、4月1日、ウクライナ及び周辺国（ポーランド、ルーマニア、モルドバ、ハンガリー、スロバキア）においてウクライナ被災民への人道的な国際救援活動を行っている国際連合難民高等弁務官事務所 (UNHCR) に対し、毛布5,000枚、ビニールシート4,500枚及びスリーピングマット8,500枚を無償で提供することについて閣議決定し、UNHCRに譲渡した。また、同法に基づき、同月28日、UNHCRの備蓄する人道救援物資を自衛隊機によって輸送することについて閣議決定し、5月1日から6月27日までの間に、ドバイからポーランド又はルーマニアまで、毛布17,280枚、ビニールシート12,000枚、ソーラーランプ5,184個及びキッチンセット3,380個、計約103トン空輸した。当該支援については、UNHCRより、心からの謝意が表明されたほか、ウクライナ政府関係者から感謝と高い評価が得られた。

令和5年度目標

- 1 国連南スーダン共和国ミッション (UNMISS) 司令部への要員派遣を通じ、「再活性化された衝突解決合意」及び和平プロセスの履行支援を始めとした、南スーダンの安定と国づくりへの貢献を継続する。
- 2 多国籍部隊・監視団 (MFO) への司令部要員派遣を通じ、エジプトとイスラエルとの間の停戦監視活動や両国間の信頼醸成の促進の支援に参加することによって、中東地域の平和と安定への貢献を継続する。
- 3 国連 PKO 等への人的貢献等を強化するべく、新規要員派遣、物資協力等の検討を不断に行っていく。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向けて推進する。

測定指標3-2 国際社会における平和維持活動への取組・議論への積極的な貢献 *

中期目標（一年度）

国際社会の平和と安定に向けて、国連による平和維持活動等への取組・議論に積極的な貢献を行う。

令和3年度目標

- 1 国連総会第4委員会の下に置かれるPKO特別委員会での議論等に積極的に参加し、国連PKOの効果的な推進に向けて、関係国との協力強化を図る。

- 2 国連三角パートナーシップ・プログラム（TPP：Triangular Partnership Program）の下で、要員派遣国の要員の能力向上に向けた教官派遣を継続的に行う。また、同プログラムの持続的な実施のため、同プログラムに参画する協力国の拡大（パートナーシップの拡大）を国連と連携しつつ追求する。同プログラムにおけるアフリカ、アジア及び同周辺地域を対象とした PKO 分野の能力構築支援への協力を継続するとともに、医療分野の訓練を本格化する。
- 3 新型コロナウイルス感染症の拡大に特に弱い国に展開する国連 PKO において、遠隔から医療を提供する能力の強化支援や、遠隔から現場の状況を把握するための通信訓練を支援する。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和4年2月から3月にかけて開催された PKO 特別委員会において、「PKO のための行動（A4P：Action for Peacekeeping）」イニシアティブの柱である、①政治的解決の促進、②女性・平和・安全保障、③保護、④要員安全、⑤パフォーマンス・アカウンタビリティ、⑥平和の持続、⑦パートナーシップ、⑧規律・規範規律・行動規範の8分野について議論し、報告作成に向けた協議を行った。結果として報告書は採択されなかったが、我が国が主導する三角パートナーシップ・プログラムの協力国の拡大に向け、各国の参加を呼びかける文言については、多くの賛同を得た。また、12月にオンライン形式で開催された国連 PKO 閣僚級会合にて、日本の TPP を中心とした能力構築支援、医療システム導入による医療体制強化、ベトナム等とのパイでの能力構築支援などの貢献策を説明した。
- 2 国連三角パートナーシップ・プログラムの下での訓練として、12月にカンボジア、インドネシア、ベトナムの工兵要員 25 名に対する工兵分野の工程管理訓練を初めてリモート形式でおこなったほか、令和4年1月から3月にかけてはケニアにおいてケニア、ガーナ、ウガンダの工兵要員 35 名に対する訓練を対面形式で実施した。
- 3 国際連合活動支援局信託基金拠出金を通じて、「国連 PKO の遠隔能力強化事業」に対し、約 280 万ドルを財政支援し、国連 PKO ミッション（南スーダン、マリ等）において遠隔医療を導入するためのプロジェクトを開始した。また、通信分野としては、小型ドローン訓練やオンラインコースの開発などが行われた。

令和4年度目標

- 1 国連総会第4委員会の下に置かれる PKO 特別委員会での議論等に積極的に参加し、国連 PKO の効果的な推進に向けて、関係国との協力強化を図る。
- 2 国連三角パートナーシップ・プログラムの下で、要員派遣国の要員の能力向上に向けた教官派遣を継続的に行う。また、同プロジェクトの持続的な実施のため、同プロジェクトに参画する協力国の拡大（パートナーシップの拡大）を国連と連携しつつ追求する。同プロジェクトにおけるアフリカ、アジア及び同周辺地域を対象とした PKO 分野の能力構築支援への協力を継続するとともに、医療分野の訓練を着実に実施していく。
- 3 国際連合活動支援局信託基金拠出金を通じて、「国連 PKO 展開地域における医療体制強化事業」を財政支援し、コロナ罹患を含め、PKO 要員の安全に対する潜在的な脅威を特定し、防止策や改善策の策定やミッション間の共有を効率的に行うことを可能にする医療システムの構築を支援することにより、同感染症の感染拡大防止に寄与する。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和5年2月から3月にかけて開催された PKO 特別委員会において、「PKO のための行動（A4P：Action for Peacekeeping）」イニシアティブの柱である、①政治的解決の促進、②女性・平和・安全保障、③保護、④要員安全、⑤パフォーマンス・アカウンタビリティ、⑥平和の持続、⑦パートナーシップ、⑧規律・規範規律・行動規範の8分野について議論し、報告書作成に向けた協議を行った。2年振りに報告書が採択され、我が国が主導する国連三角パートナーシップ・プログラムの協力国の拡大に向け、各国の参加を呼びかける文言については、多くの賛同を得た。また、令和5年12月に開催予定の国連 PKO 閣僚級会合に向けて、準備会合の調整も含め、関係国との調整を行った。
- 2 国連三角パートナーシップ・プログラムの下での訓練として、6月にはウガンダにおいて野外衛生救護補助員コース第2回試行訓練を実施し、自衛隊医官1名を派遣した。8月から10月にかけてインドネシアの工兵要員 20 名に対する工兵分野の工程管理訓練を対面形式で行ったほか、9月にはカンボジア、タイ、モンゴルの工兵要員 20 名に対する作業工程管理（CPM）訓練をオンラインで実施した。また、6月には、国連事務局との運営会議をオンライン形式で実施し、教官の派遣やパー

トナーシップの拡大を含む今後の国連三角パートナーシップ・プログラムの方針について意見交換を行った。

- 3 令和3年度補正予算による国際連合活動支援局信託基金への拠出金を通じて、国連 PKO の医療体制強化のための訓練実施に向けた調整を開始したが、想定を上回るコスト増に対処するために必要な手続きに遅れが生じ、訓練は未実施の状況。また、令和4年度補正予算による国際連合平和活動局支援信託基金への拠出金を通じて、国連機能強化のための取組として、即席爆発装置 (IED) や偽情報・誤情報対策、インテリジェンス・アカデミーの設置等のプロジェクトに対し、約 140 万ドルの財政支援を実施した。また、国連 PKO 展開地域における有害事象報告システムや電子カルテ構築のための取組等を含め、医療体制強化し、感染症の拡大を防止するためのプロジェクトを実施した。

令和5年度目標

- 1 国連総会第4委員会の下に置かれる PKO 特別委員会での議論等に積極的に参加し、国連 PKO の効果的な推進に向けて、関係国との協力強化を図る。
- 2 国連三角パートナーシップ・プログラムの下で、要員派遣国の要員の能力向上に向けた教官派遣を継続的に行う。また、同プロジェクトの持続的な実施のため、同プロジェクトに参画する協力国の拡大 (パートナーシップの拡大) を国連と連携しつつ追求する。同プロジェクトにおけるアフリカ、アジア及び同周辺地域を対象とした、医療分野を含む PKO 分野の能力構築支援への協力を、対面形式とオンライン形式を適宜活用しつつ、継続する。
- 3 国際連合活動支援局信託基金や国際連合平和活動局信託基金への拠出金を通じて、新たな脅威を始め、紛争の複雑化・高度化により PKO の活動環境が一層熾烈さを増す中で、PKO 要員の安全を守り、医療体制強化のための訓練や PKO の実効性や効率性を向上させるための取組に寄与する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

国際社会の平和と安定のため、国連 PKO への協力拡大等の積極的取組が必要とされており、更なる貢献の実施が重要である点に変わりはなく、加えて、PKO ミッション展開地域における様々な脅威によって要員の安全が脅かされている現状に対処する必要があることから、PKO の実効性や効率性を向上させるための取組に寄与することを追加した。

測定指標 3-3 平和構築分野における人材育成

中期目標 (一年度)

国際平和協力分野の人材の裾野を拡大するため、平和構築の現場で活躍できる人材を育成する。

令和3年度目標

平成30年度から令和2年度までの3か年で実施した「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」の結果を踏まえ、以下を実施する。

- 1 平和構築・開発に貢献する意思と能力が高い有為な人材が集まるよう募集方法等の改善を図りつつ、若手対象の初級コース及びマネジメントレベルを含む中級のコースを実施し、平和構築分野の人材育成を行う。
- 2 平和構築分野の国際機関等への就職支援を行う。各種コース内容の見直し等に活用するため、国際機関の人材ニーズや採用方針に関する情報収集・調査・分析を行うとともに、修了生へのキャリア構築支援を行う。具体的には以下を目標とする。

「若手対象の初級コースの修了生 (日本人) について、平和構築・開発分野の国際機関に就職している者 (JP0 や国連ボランティアを含む) の割合が右修了生総数の 50% 以上となること。また、これらの国際機関の職員は、任期終了後、関連する日本政府機関、NGO や大学等で勤務しつつ、国際機関における次のポストへの就任を目指すところ、右国際機関に加え、平和構築・開発分野に関連する職業への就職者の割合が初級コースの修了生総数の 80% 以上になること」

施策の進捗状況・実績

- 1 「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」を継続し、若手人材及びマネジメントレベルの人材育成を行った (令和3年度の初級及び中級の各コースの修了者数: 計 42 名 (日本人及び外国人を含む))。また、平和構築・開発の分野で国際機関職員として活躍できる人材の育成を目的として、令和3年度に実施した若手人材向けコースの修了生 12 名を約 1 年間、国際ボランティアとして国連諸機関に派遣すべく、国連ボランティア計画 (UNV) との調整等を行った。

- 2 各コースを修了した初級及び中級レベルの人材やその他の国際機関職員を招いてオンライン形式のイベントを10回実施し、ワーク・ライフ・バランス、特定の国際機関における人事動向の把握や分析、国連人事において重視される業務遂行能力の捉え方について情報交換を行い、助言を与えるなどした。

令和元年度の日本人修了生13名は、国際機関（11名）及び、民間（1名）へ就職した。

本事業による日本人修了生の半数以上となる50%（192名中97名）が、国連PKOミッションや国連特別政治ミッション及び平和構築に関連する国際機関に就職した（平成19年度から令和元年度までのプライマリー・コース累計修了者数：192名、うち平和構築・開発分野の国際機関・政府機関・民間企業等への就職者数：152名）。修了生における就職率は79%。

- 3 開発途上国の新型コロナウイルス感染症対策に貢献するため、令和2年度から令和3年度にかけて、保健衛生分野等の邦人専門家を国連ボランティアとして発展途上国の国際機関現地事務所へ派遣・勤務させた。これらの人材は、ワクチン配布などのコロナ対応計画の企画・調整、青少年層を対象とした新型コロナウイルスの影響分析、コロナ早期警戒システムの構築に従事し、新型コロナウイルスの感染症拡大防止に貢献した。

令和4年度目標

令和3年度から3か年で実施する「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」の1年目の結果を踏まえ、以下を実施する。

- 1 平和構築・開発に貢献する意思と能力が高い有為な人材が集まるよう募集方法等の改善を図りつつ、若手対象の初級コース及びマネジメントレベルを含む中級コースを実施し、平和構築分野の人材育成を行う。
- 2 平和構築分野の国際機関等への就職支援を行う。各種コース内容の見直し等に活用するため、国際機関の人材ニーズや採用方針に関する情報収集・調査・分析を行うとともに、修了生へのキャリア構築支援を行う。具体的には以下を目標とする。

「若手対象の初級コースの修了生（日本人）について、平和構築・開発分野の国際機関に就職している者（JP0や国連ボランティアを含む）の割合が右修了生総数の50%以上となること。また、これらの国際機関の職員は、任期終了後、関連する日本政府機関、NGOや大学等で勤務しつつ、国際機関における次のポストへの就任を目指すところ、右国際機関に加え、平和構築・開発分野に関連する職業への就職者の割合が初級コースの修了生総数の80%以上になること」

施策の進捗状況・実績

- 1 「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」を継続し、若手人材及びマネジメントレベルの人材育成を行った（令和4年度の初級及び中級の各コースの修了者数：計45名（日本人及び外国人を含む）。また、平和構築・開発の分野で国際機関職員として活躍できる人材の育成を目的として、令和4年度に実施した若手人材向け国内研修の修了生13名を約1年間、国連ボランティアとして国連諸機関に派遣すべく、国連ボランティア計画（UNV）との調整等を行った。
- 2 各コースを修了した初級及び中級レベルの人材を対象に、国際機関職員等を招いてオンライン形式のイベントを8回実施し、ワーク・ライフ・バランス、特定の国際機関における人事動向の把握や分析、国連人事において重視される業務遂行能力の捉え方、スーダンでの非常事態への対応などについて情報交換を行い、キャリア構築に関する助言等を行った。

令和2年度の日本人修了生10名は、国際機関（8名）及び民間（2名）に就職した（海外研修期間は令和3年3月～令和4年5月頃）。

本事業による日本人修了生の半数以上となる51%（203名中103名）が、国連PKOミッションや国連特別政治ミッション及び平和構築に関連する国際機関に就職し、年度目標を達成した（平成19年度から令和2年度までのプライマリー・コース累計修了者数は203名。そのうち平和構築・開発分野の国際機関・政府機関・研究機関・国際NGOへの就職者数は144名であった。この他、民間企業・地方自治体・自営業等は26名、育児及び介護等により休職中・大学院在籍中等は32名。）目標の80%には及ばないが、全体の71%となった。

- 3 令和3年度から令和4年度にかけて保健衛生分野の邦人専門家をケニア、ナミビア、カメルーン等のアフリカ・サブサハラ地域の国連機関現地事務所（UNICEF、UNFPA、WHO等）に派遣した。これらの人材は、ワクチン配布などのコロナ対応計画の企画・調整、青少年層を対象とした新型コロナウイルスの影響分析、コロナ早期警戒システムの構築に従事し、新型コロナウイルスの感染症拡大防止に貢献した。

また、令和4年度末にはアフリカ・サブサハラ地域の食糧配給等生活安定化のため邦人専門家を

派遣するべく準備を開始した。

令和5年度目標

令和3年度から3か年で実施する「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」の過去2年間の結果を踏まえ、以下を実施する。

- 1 平和構築・開発に貢献する意思と能力が高い有為な人材が集まるよう募集方法等の改善を図りつつ、若手対象の初級コース及びマネジメントレベルを含む中級コースを実施し、平和構築分野の人材育成を行う。
- 2 平和構築分野の国際機関等への就職支援を行う。各種コース内容の見直し等に活用するため、国際機関の人材ニーズや採用方針に関する情報収集・調査・分析を行うとともに、修了生へのキャリア構築支援を行う。具体的には以下を目標とする。
「若手対象の初級コースの修了生（日本人）について、平和構築・開発分野の国際機関に就職している者（JPO や国連ボランティアを含む）の割合が右修了生総数の50%以上となること。また、これらの国際機関の職員は、任期終了後、関連する日本政府機関、NGO や大学等で勤務しつつ、国際機関における次のポストへの就任を目指すところ、右国際機関に加え、平和構築・開発分野に関連する職業への就職者の割合が初級コースの修了生総数の80%以上になること」
- 3 我が国がホストする国連ミッション上級幹部（SML）コースを成功裏に開催する。右コースは、国連が開催国の支援を得て、国連ミッション（PKO 及び SPM）の将来の幹部候補（特別代表（SRSG）、副代表（DSRSG）、軍司令官等）を対象に、ミッションの運用、指揮等に関わる訓練を行うもので、今後の国連ミッション幹部ポスト獲得に直結する機会となる。我が国から幹部候補者を参加させ、国連側にアピールとともに、国連の幹部候補に対する訓練行事に貢献する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

令和5年6月に我が国として国連ミッション上級幹部（SML）コースをホストすることが決まったため、我が国から幹部候補者を参加させ、本訓練行事に貢献するなど、本コースの成功裏の開催を年度目標に追加した。

測定指標3-4 世論調査における国連平和維持活動(PKO)等への参加に肯定的な回答の割合

	中期目標値	令和3年度		令和4年度		令和5年度
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値
	—	83%	84.2%	85%	87.9%	85%

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

近年の実績値を勘案の上、同水準の目標値を設定した。
前年度に比して「無回答」が減り、「これまで程度の参加を続けるべきだ」の割合が増加した。令和4年度は国際平和協力法施行30周年の節目であり、世間でも取りざたされる機会が例年に比して多くあったため、認知度が向上したことが、1つの理由として考えられる。

測定指標3-5 セミナー等の開催回数及び国際平和協力調査員を含む職員のPKO及びグローバル人材育成に関する国際会議やセミナー等出席回数

	中期目標値	令和3年度		令和4年度		令和5年度
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値
	—	10	17	20	15	16

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

令和3年度及び4年度の実績値を踏まえ、令和5年度の目標値を16に設定した。

測定指標3-6 政府安全保障能力強化支援(OSA)による安全保障協力の推進(令和5年度追加)

中期目標(8年度)

我が国との安全保障協力関係の強化、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出及び国際的な平和と安全の維持・強化に寄与する観点から有意義な政府安全保障能力強化支援（OSA）の案件を形成・実施する。

令和5年度目標

- 1 当該国の状況やニーズ、我が国にとっての安全保障上の意義等を総合的に判断して、本支援の目的を達成するために真に有意義な候補案件を選定する。
- 2 選定した候補案件の実施可能性・意義等を適切に判断し、有意義な案件形成を行うために適切な事前調査を機動的に実施する。
- 3 事前調査結果を踏まえて、本支援の目的を達成するために真に有意義な案件を形成・決定し、適切に実施する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

本支援枠組みについては、令和4年12月16日に閣議決定された国家安全保障戦略に盛り込まれ、令和5年度外務省予算に20億円が計上されている。また、令和5年4月5日、OSAの実施方針を国家安全保障会議で決定し、公表した。専門的な調査を外部事業者に委託して行った上で、本支援枠組みの目的を達成するために有意義な案件を形成、決定し、先方政府と国際約束を締結する必要がある。かかる状況等を背景に、新たに本測定指標3-6を設け、中期目標及び年度目標を上記の通り設定した。

達成手段

達成手段名（注）	予算額等（予算手段。単位：百万円）／概要（非予算手段）				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和2年度 予算額計 （執行額）	令和3年度 予算額計 （執行額）	令和4年度 予算額計 （執行額）	令和5年度 当初予算額		
①国際平和協力の拡充	9 (6)	12 (7)	12 (7)	13	3-1, 3-2, 3-4, 3-5	
②平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業	137 (137)	103 (103)	103 (103)	138	3-3	
③国際連合平和維持活動局信託基金拠出金	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	3-2	
④国際連合平和維持活動局信託基金拠出金（国連 PKO 即応性向上事業支援）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	3-2	
⑤国際連合ボランティア計画（UNV）拠出金（平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業）（任意拠出金）	57 (57)	58 (58)	77 (77)	44	3-3	
⑥邦人保健衛生専門家の国連ボランティアとしての派遣による途上国における新型コロナウイルス感染症対策支援	98 (98)	0 (0)	0 (0)	0	3-3	

⑦国際連合活動支援局信託基金拠出金（遠隔能力強化）	312 (312)	0 (0)	0 (0)	0	3-2	
⑧邦人専門家の国連ボランティアとしての派遣によるサブサハラ・アフリカ諸国における新型コロナウイルス感染症対策支援	-	85 (85)	0 (0)	0	3-3	
⑨国際連合活動支援局信託基金拠出金（医療体制強化）	-	80 (80)	0 (0)	0	3-3	
⑩国連機能強化のための国連平和活動局信託基金拠出金（新規）	-	-	150 (150)	0	3-2	
⑪邦人専門家の国連ボランティアとしての派遣によるサブサハラ・アフリカ諸国における食糧配給等生活安定化支援（新規）	-	-	(67)	0	3-3	
⑫政府安全保障能力強化支援（OSA）（新規）	-	-	-	2,000	3-6	

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 4 国際テロ対策協力及び国際組織犯罪対策協力の推進

施策の概要

イラク・シリアにおける「イラクとレバントのイスラム国」(ISIL)の支配領域は縮小し、イラクについてはイラク全土のISILからの解放宣言がなされた(平成29年12月)が、ISILの影響下にあった外国人テロ戦闘員(Foreign Terrorist Fighters、FTFs)の母国への帰還や第三国への移転により、テロの脅威は世界中に拡散し、アジア地域においてもその脅威が深刻化している。我が国にとって、政治的及び経済的につながりが深い同地域の安定は極めて重要であることから、引き続き、アジア地域向けのテロ及び暴力的過激主義対策に注力するとの方針を維持し、二国間に加え、G7、国連、グローバル・テロ対策フォーラム(GCTF)といった多国間枠組みも活用し、テロ及び暴力的過激主義対策に取り組む。また、テロの資金源となる国際組織犯罪の対策においても、引き続き、国際社会との連携・協力を強化することを通じて貢献していく。特に、我が国が重視するアジア地域を中心とした途上国の能力強化のため、国際機関を通じて、テロ、暴力的過激主義及び国際組織犯罪に対し、より各国の実情を踏まえたテーラーメイドでの対応を目指す。

関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)

- ・第211回国会における林外務大臣の外交演説(令和5年1月23日)
- ・「世界一安全な日本」創造戦略2022(令和4年12月変更)
- ・国家安全保障戦略(令和4年12月)

測定指標 4-1 国際的なテロ対策協力の強化 *

中期目標(一年度)

テロ及び暴力的過激主義の脅威に対処するため、国際社会との連携・協力を更に強化する。

令和3年度目標

- 1 世界的な新型コロナウイルスの感染拡大を受け、インターネットやSNSを使ったテロリストによる過激思想の拡散、テロ資金獲得といった、サイバー空間におけるテロにつながる違法行為が世界的に増大している。こうした中、我が国としては、G7、G20、国連、グローバル・テロ対策フォーラム(GCTF)等の多国間協議に積極的に参加し、最新のテロ情勢に関する情報共有や意見交換を行い、その結果をメンバー国以外の関係国にも共有するとともに、テロ対処能力向上のみならず、テロの根本原因たる暴力的過激主義への取組を重視する政策を積極的に発信し、GCTFやその派生機関による途上国支援の取組等を通じて主流化を図る。また、関係省庁や国内テロ対策関連機関とも連携し、政府全体としてのこれらの多国間の枠組みに関与することで、各関係省庁等による取組を幅広く発信して国際的な議論に貢献するとともに、最新のテロの傾向等に係る国際的な議論を我が国自身のテロ対策にもいち早く反映する。
- 2 新型コロナウイルスの感染拡大を受けた渡航制限等の影響を踏まえつつ、二国間及び多数国間のテロ対策協議又はそれに代わる形態により、テロ及び暴力的過激主義対策協力に係る情報共有を促進し、それにより確認された共通の目標や重点に即して具体的な協力案件の形成を図る。
- 3 安保理決議に基づき、指定された個人・団体の迅速な資産凍結措置を、関係省庁と緊密に連携し迅速かつ着実に実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナウイルスの感染拡大により、対面型の会合の多くがキャンセルされたものの、G7、G20、国連、GCTF等の多国間協議はオンライン等で開催されたため、右に積極的に参加し、最新のテロ情勢に関する情報共有や意見交換を行い、その結果をメンバー国以外の関係国にも共有することができた。具体的には、GCTF10周年を機にGCTFが採択した「今後10年間の戦略ビジョン」及び成果文書4本について、我が国は積極的にインプットを行い、10月7日に開催されたGCTF閣僚級会合において全会一致で採択されるという結果に貢献した。なお、これら文書については、GCTFホームページで一般に公開されており、GCTF非メンバー国にもGCTFのテロ対策の知見が共有可能な状態となっている。また、オンライン上のテロ画像の規制等に関し、テロ対策に関するグローバル・インターネット・フォーラム(GIFCT)等で議論が進んでいる内容について、総務省をはじめとする関係省庁と民間企業との間で官民合同勉強会を実施した。
- 2 新型コロナウイルスの感染拡大を受けた渡航制限等のため、対面でのテロ対策協議は実施を見送

ったが、6月、インドネシアと初めてのテロ対策協議をオンラインで行った。日本側からは、鈴木光次国際テロ対策・組織犯罪対策協力担当大使・政府代表が、インドネシア側からはボイ・ラフリ・アマール・インドネシア国家テロ対策庁長官が、それぞれ代表を務め、両国のテロ対策関係省庁からも関係者が参加し、パンデミックによる影響を含む地域テロ情勢や両国のテロ対策政策、また、テロ及び暴力的過激主義対策における日インドネシア協力について意見交換が行われた。

- 3 本年度は、国連安保理 1267 制裁委員会から 4 回にわたり、制裁対象者の追加指定が公表されたところ、関係省庁と連携し、4 回とも、国連プレスリリースの発表から 24 時間以内に外務省告示を发出することにより、資産凍結を迅速かつ着実に実施した。

令和 4 年度目標

- 1 我が国としては、G 7、G 20、国連、グローバル・テロ対策フォーラム（GCTF）等の多国間協議に積極的に参加し、最新のテロ情勢に関する情報共有や意見交換を行い、その結果を GCTF メンバー国以外の関係国にも共有するとともに、テロ対処能力向上のみならず、テロの根本原因たる暴力的過激主義への取組を重視する政策を積極的に発信し、GCTF やその派生機関による途上国支援の取組等を通じて主流化を図る。また、関係省庁や国内テロ対策関連機関とも連携し、政府全体としてのこれらの多国間の枠組みに関与することで、各関係省庁等による取組を幅広く発信して国際的な議論に貢献するとともに、最新のテロの傾向等に係る国際的な議論を我が国自身のテロ対策にもいち早く反映する。

特に令和 5 年 1 月から日本は G 7 サミット議長国を務め、G 7 ローマ・リヨン・グループ会合を主催する。当該会合は、インターネットや SNS を使ったテロリストによる過激思想の拡散、暴力的過激主義、テロ資金獲得といった、サイバー空間におけるテロにつながる違法行為、組織犯罪等の課題に関し、G 7 各国の実務者が集い議論を行うことが想定されており、この議論の成果が G 7 サミット・プロセスに反映されていくこととなるため、同会合において積極的に議論を主導する。

- 2 新型コロナウイルスの感染拡大を受けた渡航制限等の影響を踏まえつつ、二国間及び多数国間のテロ対策協議又はそれに代わる形態により、テロ及び暴力的過激主義対策協力に係る情報共有を促進し、それにより確認された共通の目標や重点に即して具体的な協力案件の形成を図る。
- 3 安保理決議に基づき、指定された個人・団体の迅速な資産凍結措置を、関係省庁と緊密に連携し迅速かつ着実に実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 国連、G 20、GCTF 等の多国間の会合（オンライン、対面形式含む）に積極的に参加して意見交換等を行い、メンバー以外の諸国に対しても結果を共有した。また、国際機関を通じて途上国に対して能力構築や暴力的過激主義対策にかかる支援を実施して情報発信を図るとともに、GCTF やその派生機関による途上国での取組を支援した。加えて、関係省庁や国内のテロ対策関連機関とも連携し、政府全体としての多国間の枠組みに貢献する一方、我が国の「世界一安全な日本創造戦略 2022」等、テロ対策協力が含まれる政策に反映した。また、オンライン上のテロ対策の分野では、官民勉強会を定期的に開催し、関係省庁及び国内関係者と最新のテロの傾向等に係る国際的な議論について情報交換を実施した。特に G 7 の枠組みでは、令和 5 年 3 月に G 7 ローマ・リヨン・グループ会合（於：東京）を主催した。インターネットや SNS を使ったテロリストによる過激思想の拡散、暴力的過激主義、テロ資金獲得といったサイバー空間におけるテロにつながる違法行為、組織犯罪等の課題について、G 7 各国の外務及び法執行当局からなる実務者が集い議論を行った。我が国は議長として積極的に議論を主導し、この議論の成果は、令和 5 年の我が国議長国下での G 7 首脳及び関係閣僚級会合の成果文書等に適切な形で反映される予定である。（その後、令和 5 年 4 月の外相声明、5 月の首脳声明に反映された。）
- 2 令和 4 年度には、対面でのテロ対策協議が徐々に再開され、10 月に日米豪印テロ対策政策会合及び机上演習（於：シドニー）、12 月に日米豪テロ対策協議（日本議長、於：東京）及び日トルコ・テロ対策協議（於：トルコ）を実施し、テロ・暴力的過激主義対策に係る情報共有、共通の重点事項を確認し、協力関係の強化をはかった。なお、具体的な協力案件の形成までは至っていないが、各国が実施する協力案件の相乗効果を高めるため、補完関係とすることに留意した。特に、日米豪印でのテロ対策協力に関しては、10 月のテロ対策政策会合を踏まえて、令和 5 年 3 月、新たにテロ対策作業部会が設立され、協力の枠組みが一層強化された。
- 3 令和 4 年度は、国連安保理 1267 制裁委員会から 2 回にわたり、制裁対象者の追加指定が公表されたところ、関係省庁と連携し、2 回とも、国連プレスリリースの発表から 24 時間以内に外務省告示を发出することにより、資産凍結を迅速かつ着実に実施した。また、制裁委員会のリストの更新（既

存の制裁対象者の情報の更新等) 状況をフォローし、これに対応して外務省告示を発出した。

令和5年度目標

- 1 我が国としては、G7、G20、国連、グローバル・テロ対策フォーラム（GCTF）等の多国間協議に積極的に参加してプレゼンスを示すとともに、最新のテロ情勢に関する情報共有や意見交換を行い、必要に応じてその結果を上記フォーラム以外の関係国にも共有する。また、国内テロ対策関連機関とも連携し、政府全体としてこれらの多国間の枠組みに関与することで、各関係省庁等による取組を幅広く発信して国際的な議論に貢献するとともに、特にオンライン上のテロ対策に関しては、最新のテロの傾向等に係る国際的な議論を、関係省庁を含む官民勉強会を通じて共有する。
令和5年12月まで、日本はG7サミット議長国を務め、G7ローマ・リヨン・グループ会合を主催する。当該会合は、インターネットやSNSを使ったテロリストによる過激思想の拡散、暴力的過激主義、テロ資金獲得といった、サイバー空間におけるテロにつながる違法行為、組織犯罪等の課題に関し、G7各国の外務及び法執行当局からなる実務者が集い議論を行うことが想定されており、この議論の成果がG7サミット及び閣僚級会合のプロセスに反映されていくこととなるため、議長国として同会合の議論を積極的に主導する。
- 2 二国間及び多数国間のテロ対策協議を実施し、テロ及び暴力的過激主義対策協力に係る情報共有を促進し、それにより確認された共通の目標や重点に留意しつつ、我が国としての具体的な協力案件の形成を図る。
- 3 安保理決議に基づき、指定された個人・団体の迅速な資産凍結措置を、関係省庁と緊密に連携し迅速かつ着実に実施する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

(年度目標の変更)

令和4年度目標の1に記載されていたテロ・暴力的過激主義対策の途上国に対する支援については、記載の重複をさけるため、測定指標4-3「途上国等に対する能力向上支援の強化」に集約して進捗を測定することとし、本測定指標における年度目標から削除した。

測定指標4-2 国際組織犯罪対策における国際協力の進展 *

中期目標（--年度）

国際組織犯罪に対処するため、第14回国連犯罪防止刑事司法会議（京都 kongress）の成果も踏まえつつ、国際社会との連携・協力を強化する。

令和3年度目標

- 1 京都 kongress の成果である政治宣言の履行を通じて国際協力を強化、主導する。
- 2 国際組織犯罪防止条約や国連腐敗防止条約など、既存の条約の履行審査を通じて、国際組織犯罪対策における国際協力の現在の課題を明確にし、その対処に取り組む。
- 3 安保理決議に基づく資産凍結措置履行のため、外為法及び国際テロリスト財産凍結法に基づく告示の迅速な発出等への取組を強化する。また、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策分野では、金融活動作業部会（FATF）及びアジア太平洋マネー・ローンダリング・グループ（APG）における会議等を通じて同分野の対策に関する議論を深め、国際的な連携を強化する。特に、第4次 FATF 対日相互審査に対しては、我が国の取組が正しく理解された上で審査されるよう関係省庁と共に適切に対応する。
- 4 サイバー犯罪条約関連会合、G7及びG20腐敗対策関連会合、麻薬委員会等に参加し、引き続きサイバー犯罪対策、腐敗対策及び麻薬対策に関する議論を深め、各国との連携を強化する。
- 5 国際移住機関（IOM）への拠出等を通じて、人身取引被害者への支援等に貢献する。

施策の進捗状況・実績

- 1 京都 kongress の政治宣言である京都宣言につき5月の国連犯罪防止刑事司法委員会（CCPCJ）に決議案を提出しコンセンサスで採択された。また、国連薬物犯罪事務所（UNODC）と協力しCCPCJの枠組みの中で京都宣言をフォローアップするためのテーマ別討論を立ち上げ、11月にウィーンにおいて第一回討論を開催した。
- 2 国際組織犯罪防止条約については、11月に開始した我が国審査について、関係省庁と協力して自己評価質問票の回答を作成し、UNODC事務局からあらかじめ示されたタイムフレームに沿って適切に対応した。また、国連腐敗防止条約についても、新型コロナの影響により対面審査の実施が延期

となる中、関係省庁と連携しつつ、書面審査に係る作業を滞りなく進めた。

- 3 安保理決議に基づく資産凍結措置履行のため、関係省庁と協議し、外為法及び国際テロリスト財産凍結法に基づく告示の迅速な発出等へ向けた改善策を決定、実行した。また、FATF 及び APG における会議等を通じて同分野の対策に関する議論を深め、国際的な連携を強化した。特に、第4次 FATF 対日相互審査に対しては、我が国の取組が正しく理解された上で審査されるよう関係省庁と共に適切に対応し、6月のFATF全体会合において報告書が採択され、8月に公表された。
- 4 サイバー犯罪対策分野では、欧州評議会のサイバー犯罪条約関連会合等（4月、5月及び11月に開催）に出席し、関係省庁と連携して我が国の取組を紹介し、アジア地域におけるサイバー犯罪対策能力の構築のための研究プロジェクトを支援した。また、平成29年9月から行われてきた同条約の第二追加議定書の起草作業に関し、起草メンバー国として積極的に議論に貢献し、同議定書は11月に採択されるに至った。さらに、令和4年2月に開催された国連サイバー犯罪新条約のアドホック委員会において、副議長ポストを獲得するとともに、同月の第1回交渉会合において、積極的に議論に参加した。G20腐敗対策作業部会（3月、7月及び9月に開催）に積極的に参加し、G20各国の腐敗対策の取組状況やG20の枠組みにおける腐敗対策の指針を示した成果文書の策定に向けた議論に貢献した。また、6月に開催された国連腐敗特別総会（腐敗UNGASS）においても、国際社会の腐敗対策の取組強化を内容とする政治宣言の採択に向けた交渉に積極的に関与した。4月の麻薬委員会会合には新型コロナの情勢に鑑みオンライン参加となったが、関係省庁と協力して対応した。また、令和5年春に改選選挙が行われる麻薬委員会委員国選挙に正式に立候補した。
- 5 IOM への抛出等を通じて、我が国内で認知された外国人の人身取引被害者への支援等に貢献した。具体的には、11人の外国人被害者に対し、本人の希望に基づき帰国支援及び社会復帰支援（法的支援、小売・運輸等の起業支援及び医療支援）を実施した。

令和4年度目標

- 1 国連犯罪防止刑事司法委員会（CCPCJ）において決議案を提出し、京都宣言のテーマ別討論において我が国の取組を発信するほか、京都 kongress のレガシープロジェクトについて関係省庁と共に取り組むなどして、国際組織犯罪対策、刑事司法分野における各国・関係機関との連携を強化、国際協力を進展させる。
- 2 国際組織犯罪防止条約及び国連腐敗防止条約の履行審査について、引き続き着実に実施し、課題の特定等を通じて、国際組織犯罪に関する各国の法整備及び国際協力の促進を図る。
- 3 マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策分野では、金融活動作業部会（FATF）及びアジア太平洋マネー・ローンダリング・グループ（APG）における会議等を通じて同分野の対策に関する議論を深め、国際的な連携を強化する。
- 4 欧州評議会のサイバー犯罪条約については、サイバー犯罪対策をより迅速かつ円滑にする内容の第二追加議定書が採択されたところ、同条約の枠組みの下での国際協力を押し進める。また、国連において令和4年2月末に起草交渉が始まった国連サイバー犯罪新条約のアドホック委員会の会合に積極的に参加し、既存の枠組みを強化し世界的な対策の水準を高められるよう、国際社会と協調する。引き続きG7及びG20腐敗対策関連会合、麻薬委員会会合に参加し、これらの分野における国際協力を推進する。
- 5 国際移住機関（IOM）への抛出等を通じて、人身取引被害者への支援等に貢献する。

施策の進捗状況・実績

- 1 京都 kongress の政治宣言である京都宣言につき、5月の国連犯罪防止刑事司法委員会（CCPCJ）にフォローアップのための決議案を提出し、コンセンサスで採択された。国連薬物・犯罪事務所（UNODC）と協力して、CCPCJ の枠組みにおいて京都宣言をフォローアップするためのテーマ別討論を引き続き実施し、12月、ウィーンにおいて、「第2回京都宣言の実施に関するテーマ別討論」を開催して、再犯防止等の分野における我が国の取組を各国に紹介した。また、法務省が主催の第2回「法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム」（12月）、第2回「アジア太平洋刑事司法フォーラム」（令和5年2月）等のレガシープロジェクトについて法務省を側面支援し、UNODC や参加国との調整等を行った。
- 2 国際組織犯罪防止条約については、令和3年11月に開始した我が国審査について、関係省庁と協力して自己評価質問票の回答を完成させ、UNODC 事務局からあらかじめ示されたタイムフレームに沿って適切に対応するとともに、手続の円滑な進行のために所要の働き掛けを実施した。国連腐敗防止条約についても、9月、同条約の実施レビュー・メカニズムに基づき、我が国の条約の履行状況を審査する対面審査が行われた際には、関係省庁と連携しつつ、我が国の腐敗対策の取組に対す

る正確な理解を得ることに努めた。

- 3 マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策分野においては、FATF 及び APG の会合に出席し、各国の審査状況を注視するとともに、関係省庁と連携して両会合の運営や日本の貢献のあり方に係る議論を行った。FATF 及び FATF 型地域体の対ドイツ、対カタールの相互審査に審査員を派遣し、マネー・ローンダリング等の国際的な取組に貢献した。また、FATF の第 4 次対日相互審査で不備を指摘された事項に関係省庁と連携して対応し、特にテロ資金対策については対策の調整を主導した。
- 4 サイバー犯罪対策のうち、欧州評議会のサイバー犯罪条約の関係では、5 月及び 11 月に開催された条約委員会全体会合を始めとする関連会合に出席し、関係省庁と連携して、サイバー犯罪捜査等の実務や能力構築支援に関する議論に参加した。令和 3 年 11 月に採択された同条約の第二追加議定書についても、各国と協調したサイバー犯罪対策の一層の強化に向けた強い決意を国内外に示すため、早期の締結に向けた準備を速やかに進め、5 月の署名開放式典において同議定書の最初の署名国の一つとなり、令和 5 年 3 月には締結承認を求める案件として国会に提出した（その後、令和 5 年 5 月に国会において締結が承認された。）。

また、国連サイバー犯罪条約については、5 月から 6 月、同 8 月から 9 月及び令和 5 年 1 月に開催されたアドホック委員会の公式会合を始めとする各種会合に積極的に参加して議論に貢献し、サイバー犯罪の捜査・訴追に係る既存の枠組みを強化し世界的な対策の水準を高められるよう、国際社会と協調して対応した。

腐敗対策については、G20 腐敗対策作業部会（7 月、9 月及び令和 5 年 3 月）に積極的に参加し、腐敗対策に対するコミットメントを強化し、実施することを通じて、腐敗対策における模範を示すという観点から、G20 の枠組みにおける腐敗対策の指針を示した成果文書の策定に向けた議論に貢献した。G7 においては、ウクライナにおける腐敗対策への取組を歓迎する首脳声明、及び腐敗対策のために法務・司法分野における連携及び協力を強化し、より強力で統一されたアプローチを追求することを内容とする首脳コミュニケ等の成果文書の採択に向けた議論に貢献した（その後、これらは令和 5 年 5 月に採択された。）。

薬物対策については、麻薬委員会会合（12 月及び令和 5 年 3 月）を始めとする関連会合に出席し、関係省庁と連携して、薬物対策に関する我が国の立場や取組を発信するとともに、国際機関や諸外国関係者等との情報及び知見の共有を行った。

- 5 IOM への抛出等を通じて、令和 4 年度は、我が国内で認知された外国人の人身取引被害者 1 人の帰国支援を実施し、令和 2 年度から令和 3 年度にかけて我が国内で保護した被害者 3 人については、保護された当時妊婦であったため、フォローアップとして帰国後も追加的な支援を行った。また、令和 5 年 3 月、フィリピンに帰国した被害者を中心とした 18 人に対し、精神保健・心理的支援のためのワークショップを実施した。

令和 5 年度目標

- 1 国連犯罪防止刑事司法委員会（CCPCJ）において決議案を提出し、京都宣言のテーマ別討論において我が国の取組を発信するほか、京都 kongress のレガシープロジェクトについて関係省庁と共に取り組むなどして、国際組織犯罪対策、刑事司法分野における各国・関係機関との連携を強化、国際協力を進展させる。また、前回の国連犯罪防止刑事司法会議（kongress）議長国として、令和 8 年に開催が予定されている第 15 回 kongress の開催に向け、ホスト国を支援し、京都 kongress のモメンタムが確実に引き継がれ、さらに発展していくよう協力していく。
- 2 国際組織犯罪防止条約及び国連腐敗防止条約の履行審査について、引き続き着実に実施し、課題の特定等を通じて、国際組織犯罪に関する各国の法整備及び国際協力の促進を図る。
- 3 マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策分野では、金融活動作業部会（FATF）及びアジア太平洋マネー・ローンダリング・グループ（APG）における会議等を通じて同分野の対策に関する議論を深め、国際的な連携を強化する。
- 4 欧州評議会のサイバー犯罪条約及び同条約第二追加議定書の枠組みの下での国際協力を推し進める。国連において令和 4 年 2 月末に起草交渉が始まった国連サイバー犯罪条約のアドホック委員会の会合に、引き続き積極的に参加し、サイバー犯罪の捜査・訴追に係る既存の枠組みを強化し世界的な対策の水準を高められるよう、国際社会と協調して対応する。引き続き G7 及び G20 腐敗対策関連会合、麻薬委員会会合等に参加し、腐敗対策及び薬物対策の分野における国際協力を推進する。
- 5 国際移住機関（IOM）への抛出等を通じて、人身取引被害者への支援等に貢献する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

第 32 会期国連犯罪防止刑事司法委員会（CCPCJ）において、日本が提出した「京都 kongress のフ

フォローアップ及び第15回コンGRESの準備に関する決議案」が合意に達したことを踏まえ、日本は、前回コンGRESのホスト国として、次期ホスト国として決定したアラブ首長国連邦への支援及び京都宣言の実施に対するフォローアップの確保を図る必要があることから、これらに係る取組を年度目標に追加した。

測定指標4-3 途上国等に対する能力向上支援の強化 *

中期目標（一年度）

テロ、暴力的過激主義及び国際組織犯罪に対処するためのアジアを含む途上国の能力を強化する。

令和3年度目標

- 1 新型コロナウイルスの感染拡大により、国境管理体制を含むガバナンスのぜい弱化や、サイバー空間におけるテロにつながる違法行為の増大が問題となる中、更なる感染拡大を防止しつつこうした問題に対処できるよう、アジアを含む途上国の能力を強化する。具体的には、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）等専門的な知見を有する国際機関への拠出を通じて、各国のテロ対処能力向上支援を行うとともに、薬物密輸や人身取引、サイバー犯罪等の組織犯罪対策に必要な刑事司法能力の向上支援を実施する。また、これら組織犯罪がテロの資金源となることを防ぐための国際的なテロ資金対策のための能力向上支援を実施する。
- 2 新型コロナウイルスの感染拡大を受けた渡航制限等の影響を踏まえた上で、関係省庁の協力を得つつ、我が国主催でのアジア諸国に対するテロ対策地域協力会合又はそれに代わる形態により、アジア諸国のテロ対策の実務家に対する情報発信を実施する。
- 3 G7伊勢志摩サミットで発出された「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画」のフォローアップとして、途上国に対するテロ対策支援に引き続き取り組む。
- 4 上記1～3の目標を一層効果的な形で実現するため、有識者や民間セクター等との関係を強化し、その知見を途上国等に対する能力向上支援において活用する。

施策の進捗状況・実績

- 1 東南アジア及び南アジア諸国等に対して、UNODC、国連テロ対策事務所（UNOCT）、国連開発計画（UNDP）、国際刑事警察機構（ICPO）等に令和2年度補正予算にて総額約2,000万ドルを拠出し、これにより、テロ対策やテロ資金対策に資する能力向上支援や、薬物密輸や人身取引、サイバー犯罪分野における途上国支援、暴力的過激主義対策のプロジェクトを実施した。
- 2 招聘を伴うワークショップである国際テロ・組織犯罪関連条約に関するワークショップ及び「穏健主義育成のための文明間対話」事業は、新型コロナウイルス感染症の影響で実施を見送った。オンライン開催となったが、9月の第11回ASEAN+3国境を越える犯罪に関する閣僚会議及び第6回日・ASEAN国境を越える犯罪に関する閣僚会議（共同議長：日本及びタイ）並びに同高級実務者会合に参加し、国際テロ、サイバー犯罪、薬物取引等について、我が国の取組やASEANとの間で行う協力事業等を紹介し、国境を越える犯罪対策に関する共同声明等を採用した。
- 3及び4 1に加えて、G7伊勢志摩サミットで発出された「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画」のフォローアップとして、民間によるインターネット・コンテンツ対策組織であるテロ対策に関するグローバル・インターネット・フォーラム（GIFCT）の独立諮問委員会（IAC）のメンバーとして総合外交政策局国際安全・治安対策協力室長がオンラインでの議論に積極的に参加。同独立諮問委員会（IAC）にて、途上国におけるオンライン上のテロリズムの現状把握および途上国との協力の可能性につき議論した。

令和4年度目標

- 1 新型コロナウイルスの感染拡大により、国境管理体制を含むガバナンスのぜい弱化や、サイバー空間におけるテロにつながる違法行為の増大が問題となる中、更なる感染拡大を防止しつつ、こうした問題に対処できるよう、アジアを中心とした途上国の能力を強化する。具体的には、専門的な知見を有する国際機関（国連薬物・犯罪事務所（UNODC）、国際刑事警察機構（ICPO）等）への拠出を通じて、各国のテロ対策、薬物等の違法取引やサイバー犯罪・金融犯罪等の犯罪対策等にかかる能力向上支援を実施する。
- 2 新型コロナウイルスの感染拡大を受けた渡航制限等の影響を踏まえた上で、関係省庁の協力を得つつ、我が国主催でのアジア諸国に対するテロ対策地域協力会合又はそれに代わる形態により、ア

ジア諸国のテロ対策の実務家に対する情報発信を実施する。

- 3 G7伊勢志摩サミットで発出された「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画」のフォローアップとして、G7各国との議論、特にローマ・リヨン・グループでの議論を通じて、令和5年に議長国となるG7プロセスに盛り込んでいく。
- 4 上記1～3の目標を一層効果的な形で実現するため、G7における議論を有識者や民間セクター等と共有する目的で官民合同勉強会を開催し関係を強化すると共に、その知見を途上国等に対する能力向上支援において活用する。

施策の進捗状況・実績

- 1 東南アジア及び南アジア諸国等に対して、UNODC及びICPOに令和3年度補正予算にて総額約1,100万米ドル以上を拠出し、薬物密輸や人身取引、サイバー犯罪・金融犯罪対策分野における途上国支援、暴力的過激主義対策のプロジェクト16件を通じて、研修・機材供与などを行い、法執行機関等のテロ・暴力的過激主義及び国際組織犯罪対策に資する能力向上を図った。
- 2 オンライン開催となったが、9月の第12回ASEAN+3国境を越える犯罪に関する閣僚会議及び第7回日・ASEAN国境を越える犯罪に関する閣僚会議（共同議長：日本及びタイ）並びに同高級実務者会合に警察庁と共に参加し、国際テロ、サイバー犯罪、薬物取引等について、我が国の取組やASEANとの間で行う協力事業等を紹介し、国境を越える犯罪対策に関する共同声明等を採用した。また、招聘を伴う国際テロ・組織犯罪関連条約に関するワークショップ事業は、新型コロナウイルスの影響等で実施を見送った。
- 3 G7伊勢志摩サミットで発出された「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画」の行動2：社会における（暴力的過激主義に代わる）他の意見を表明させる力と寛容の促進、教育等を通じた異文化間、異宗教間の対話や理解を通して多元的共存、寛容の促進の観点から、インドネシア、マレーシアから、イスラム学校教師招聘事業を3年振りに実施した（12月及び令和5年1月）。また、3月のG7ローマ・リヨン・グループ会合では、暴力的過激主義拡散防止に関する議論を行った（その後、令和5年4月の外相声明に暴力的過激主義への取組の重要性が反映された。）。
- 4 G7における議論を有識者や民間セクター等と共有する目的で9月に総務省・警察庁と共催で「テロ等に関連するインターネットサービスの悪用に関する勉強会」（官民合同勉強会）を開催した。会合には、国内及びアジアや途上国においてもプレゼンスの高いグローバル・テクノロジー企業担当者及び日本のテクノロジー企業担当者を中心に関係者15名が参加した。外務省はグローバル・インターネット・フォーラム（GIFCT）等において議論されている今日的な議論の潮流を参加者に共有した。会合ではSNSをテロや暴力的過激主義からいかに防ぐか、対策を講じる上での課題について議論を行った。

令和5年度目標

- 1 国境管理体制を含むガバナンスのせい弱性や、サイバー空間におけるテロにつながる違法行為の増大が問題となる中、新型コロナウイルス感染症の再拡大にも注意しつつ、こうした問題に対処できるよう、アジアを中心とした途上国の能力を強化する。具体的には、専門的な知見を有する国際機関（国連薬物・犯罪事務所（UNODC）、国際刑事警察機構（ICPO）等）への拠出を通じて、各国のテロ対策、薬物等の違法取引やサイバー犯罪・金融犯罪等の組織犯罪対策等にかかる能力向上支援を実施する。
- 2 関係省庁の協力を得つつ、我が国主催でのアジア諸国に対するテロ対策地域協力会合又はそれに代わる形態により、アジア諸国のテロ対策の実務家に対する情報発信を実施する。
- 3 G7伊勢志摩サミットで発出された「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画」のフォローアップを行う。また、テロ及び暴力的過激主義対策への取組については、G7各国、特にローマ・リヨン・グループでの議論を通じて、G7首脳・閣僚級会合の成果文書等に然るべく反映させる。
- 4 上記1～3の目標を一層効果的な形で実現するため、G7等における議論を、官民勉強会等を通じて、有識者や民間セクター等に共有する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を全体として維持し、その達成に向け推進する。

参考指標：国際テロ・組織犯罪対策に関するワークショップ及び招へい実績（国際機関は除く）

①国際テロ・組織犯罪関連条約

実績値

に関するワークショップ（アジア地域）（単位：参加国数） ②「イスラム学校教師招へい」事業（単位：参加人数）	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	①0か国 ②0名 注：新型コロナウイルス感染拡大の影響により、実施を見送った。	①0か国 ②0名 注：新型コロナウイルス感染拡大の影響により、実施を見送った。	①0か国 ②0名 注：新型コロナウイルス感染拡大の影響等により、実施を見送った。

達成手段

達成手段名（注）	予算額等（予算手段。単位：百万円）／概要（非予算手段）				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和2年度 予算額計 （執行額）	令和3年度 予算額計 （執行額）	令和4年度 予算額計 （執行額）	令和5年度 当初予算額		
①国際的なテロ対策協力の強化	国連のテロ対策関連委員会やG7専門家会合、各種多国籍間枠組みへの参画及び二国間・地域レベルでの協議を実施する。 これにより、各国の保有する情報・経験の共有を図り、国際的な連携によるテロ対策の強化に寄与する。				4-1	—
②国際組織犯罪対策における国際協力の進展	国連麻薬委員会や国連犯罪防止刑事司法委員会を始めとする国際会議への参加、マネー・ローンダリングの防止・対策に資する情報交換枠組み設定への参画や国際機関を通じた犯罪防止刑事司法支援・被害者保護事業等を実施する。 これにより、国際組織犯罪対策における国際協力の進展を図る。				4-2	—
③国際テロ・組織犯罪関連条約に関するワークショップ開催経費	5 (0)	4 (0)	4 (0)	4	4-1 4-2 4-3	
④テロ対策専門員経費	3 (3)	3 (3)	3 (2)	4	4-1	
⑤イスラム学校教師招聘事業	9 (0)	8 (0)	6 (17)	7	4-3	
⑥FATF（金融活動作業部会）第4次相互審査対応経費	0 (0)	3 (1)	3 (2)	6	4-2	
⑦コミュニティの働きかけ及び強靱性に関するグローバル基金	20 (20)	0 (0)	60 (60)	0	4-1 4-3	
⑧国際連合薬物・犯罪事務所（UNODC）拠出金	1,882 (1,882)	1,213 (1,213)	1,770 (1,770)	75	4-2 4-3	
⑨経済協力開発機構金融活動作業部会（FATF）分担金	12 (10)	12 (10)	12 (11)	16	4-2	
⑩アジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ（APG）分担金	6 (6)	7 (6)	6 (6)	8	4-2	
⑪国際移住機関（IOM）拠出金（人身取引被害者の帰国支援	13 (13)	15 (15)	15 (15)	15	4-2	

事業及びバリ・プロセスのウェブサイト運営経費)						
⑫国際連合テロ対策事務所 (UNOCT) 拠出金	39 (39)	0 (0)	0 (0)	0	4-3	
⑬国際刑事警察機構 (ICPO) 拠出金	110 (110)	62 (62)	94 (94)	0	4-3	
⑭国際連合開発計画 (UNDP) 拠出金	70 (70)	0 (0)	0 (0)	0	4-3	
⑮国際組織犯罪防止条約レビュー実施関係経費	-	1 (0)	1 (0)	1	4-2	
⑯G7ローマ・リヨン・グループ合同会合開催経費	-	-	9 (3)	20	4-1 4-2	
⑰国際連合教育科学文化機関 (UNESCO) 拠出金	-	-	228 (228)	0	4-3	

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 5 宇宙に関する取組の強化

施策の概要

安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保するため、宇宙活動に関する国際的なルール作りを始めとする国際的な議論に積極的に参画・貢献する。また、宇宙先進国等との政府間対話の開催を通じ、各国政府との国際宇宙協力を推進する。これらを通じて、宇宙空間の安定的な利用を確保し、我が国及び国際社会の平和と安定に貢献する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・「宇宙基本計画」（令和 2 年 6 月 30 日 閣議決定）
 2. (1) ①宇宙安全保障の確保
 2. (2) 産業・科学技術基盤を始めとする我が国の宇宙活動を支える総合的基盤の強化
 4. (1) ② x) 同盟国・友好国等と戦略的に連携した国際的なルール作り
 4. (5) ② xii) 国際的なルール作りの推進
 4. (5) ② xiii) 国際宇宙協力の強化
- ・宇宙基本計画 工程表（令和 4 年 12 月 23 日 宇宙開発戦略本部決定）
- ・宇宙基本計画 重点事項（令和 4 年 5 月 20 日 宇宙開発戦略本部決定）
- ・「国家安全保障戦略」（令和 4 年 12 月 16 日）
 - 2 (2) ア 国家安全保障の最終的な担保である防衛力の抜本的強化
 - (3) 米国との安全保障面における協力の深化
 - (4) 宇宙の安全保障に関する総合的な取組の強化
- ・米国提案による国際宇宙探査への日本の参画方針（令和元年 10 月 18 日 宇宙開発戦略本部決定）
 - 外交・安全保障
 - 国際競争力・国際的プレゼンス

測定指標 5 - 1 宇宙空間における法の支配の確立 *

中期目標（--年度）

宇宙空間における法の支配の確立に向けて、宇宙利用に関する国際ルール作りを推進するため一層大きな役割を果たし、宇宙空間の安定的な利用を確保する。

令和 3 年度目標

- 1 安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保するため、国際連合宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）等における国際的な議論に参加し、「宇宙活動の長期的持続性」（LTS）に関するガイドラインを含む国際社会における規範強化の議論に貢献する。具体的には、令和 3 年度に開催される COPUOS 本委員会及び科学技術小委員会において、合意済みの LTS ガイドラインの各国の実施状況等について継続的に協議を行い、法の支配の確立に役立てる。また、COPUOS 加盟国に同ガイドラインの具体的実施を促すべく、国際的な議論を主導する。
- 2 国連等の枠組みにおいて、二国間・多国間の対話・協議の機会を活用した規範強化を積極的に推進する。特に、宇宙空間における法の支配の確立に向けた今後の議論の進め方や合意すべき要素に関する共通認識を醸成することで、規範強化のプロセスを活性化する。また、宇宙空間における新たな法的課題に関する議論において、宇宙の軍事利用に適用される国際法マニュアル策定プロセスに引き続き関与する。
- 3 軌道上サービスのあり方や宇宙資源についての国内議論を踏まえて、国際的な規範の議論に積極的に関与する。また、議論の結果を適時適切に発信し、この問題の重要性と我が国の取組への理解を促進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和元年 6 月に採択された LTS ガイドラインに関し、COPUOS 科学技術小委員会の下に新たに設置されたワーキンググループ（LTS2.0WG）における議論に積極的に参加した。また、令和 4 年 2 月に開催された COPUOS 科学技術小委員会において、LTS ガイドラインの実施の重要性を呼びかけるとともに、我が国からのステートメントの中で、LTS ガイドラインの国内実施について紹介した。8 月から 9 月にかけて開催された COPUOS 本委員会では、LTS2.0WG において、我が国は、米国、カナダ、フ

ランス、イタリア、オランダ、ルクセンブルク、ベルギー、豪州、NZ 及びナイジェリアと共同で WG の TOR、作業方法及び作業計画に関する提案書を提出した。

2 (1) 国連宇宙部の「宇宙新興国のための宇宙法プロジェクト」への拠出事業を通じ、アジア太平洋地域の宇宙新興国が国際法に沿った国内宇宙関連法令を整備・運用し、民間活動を含む自国の宇宙活動を適切に管理・監督するために必要となる法的能力の構築を支援するとともに、宇宙活動に関する国際ルールの実効性を強化し、宇宙空間における法の支配の実現に貢献した。具体的には、ブータン、マレーシア、ベトナム、フィリピン及びタイ 5 か国を対象に、宇宙関連の制度及び法令に関する調査、及び能力構築支援活動としてワークショップを開催した。

(2) 10 月、前年に続き、日英等 37 か国（追加共同提案国も含めると 42 か国）は、「責任ある行動の規範、規則及び原則を通じた宇宙における脅威の低減」決議案を国連総会第一委員会に提出し、11 月、同決議案は 163 か国の賛成を得て採択された。さらに 12 月、同決議は国連総会本会において 150 か国の賛成を得て採択された。同決議案に基づき、責任ある行動について議論を深めるためのオープン・エンド作業部会（Open Ended Working Group）が令和 4 年から令和 5 年にかけて設置されることとなった。宇宙空間における責任ある行動に関して令和 4 年 2 月にオンライン有志国間会合に参加し、日本の立場を表明しつつオープン・エンド作業部会（OEWG）に向けた各国の共通認識の醸成に貢献した。また、宇宙空間における新たな法的課題に関する議論において、コロナ禍で議論が停滞するなか、宇宙の軍事利用に適用される国際法マニュアル策定プロセスの進捗状況に関する情報収集に努めた。

3 6 月に開催された COPUOS 法律小委員会では、日本人として初めて議長に就任した青木節子慶應義塾大学大学院教授を支えつつ宇宙資源作業部会の設置へと導き、同作業部会において日本の立場を表明した。また、6 月に我が国で成立した「宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律」について国連宇宙部及び関係国に説明し、我が国の取り組みに対する理解を促すと共に、国際的に整合の取れた宇宙資源の探査及び開発に係る制度の構築に向けた機運の醸成に努めた。軌道上サービスのあり方については、COPUOS 法律法委員会における議題 12 宇宙交通管理に関するステートメントのなかで、内閣府主催の「宇宙空間の安定的利用の確保に関する国際シンポジウム」などの我が国の取組を紹介した。

令和 4 年度目標

- 1 安定的かつ持続可能な宇宙利用を確保するため、国際連合宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）等における国際的な議論に関与し、宇宙活動の長期持続可能性（LTS）ガイドラインを含む国際社会における規範強化の議論に貢献する。具体的には、令和 4 年度に開催される COPUOS 科学技術小委員会において、すでに合意された 21 の LTS ガイドラインの実施の重要性を呼びかけるとともに、LTS ガイドラインの国内実施の取組について各国に情報提供を行い、法の支配の確立に役立てる。
- 2 軌道上サービスのあり方や宇宙資源についての国内議論を踏まえて、国際的な規範の議論に積極的に関与する。また、議論の結果を適時適切に発信し、この問題の重要性と我が国の取組に対する理解を促す。
- 3 国連宇宙部の「宇宙新興国のための宇宙法プロジェクト」への拠出事業を通じ、アジア太平洋地域の宇宙新興国が国際宇宙法に沿った国内宇宙関連法令を整備・運用し、民間活動を含む自国の宇宙活動を適切に管理・監督するために必要となる法的能力の構築支援、及び本協力を通じて宇宙活動に関する国際ルールの実効性を強化し、宇宙空間における法の支配の実現に貢献する。
- 4 責任ある行動に関するオープン・エンド作業部会に積極的に参加し、議論の進展を目指す。また、学術界における宇宙の軍事利用に適用される国際法マニュアル策定プロセスの動向を引き続き注視する。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和元年 6 月に採択された LTS ガイドラインに関し、COPUOS 科学技術小委員会の下に新たに設置されたワーキンググループ（LTS2.OWG）における議論に積極的に参加した。また、令和 5 年 2 月に開催された第 60 会期 COPUOS 科学技術小委員会において、LTS ガイドラインの実施の重要性を呼びかけるとともに、我が国からのステートメントの中で、LTS ガイドラインの国内実施について紹介した。また、同会期では、LTS2.OWG において、我が国は、米国、英国、カナダ、イタリア、ルクセンブルク及び NZ と共同で WG の議論の進め方や成果等に関する提案書を提出した。
- 2 令和 5 年 3 月に開催された第 62 会期 COPUOS 法律小委員会では、宇宙資源作業部会において、令和 3 年 6 月に我が国で成立した「宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律」の概要及び同法に基づく運用実績について積極的に関係国及び国連宇宙部に説明し、我が国の取組

に対する理解を促すと共に、国際的に整合の取れた宇宙資源の探査及び開発に係る制度の構築に向けた機運の醸成に努めた。また、同会期では、国際宇宙法学会（International Institute of Space Law）と共同で宇宙交通管理の法的側面に関するサイドイベントを開催し、軌道上サービスのあり方に関する我が国の取組を紹介すると共に、パネル・ディスカッションを通じて宇宙交通管理に関する国際的な議論の推進に貢献した。

- 3 国連宇宙部の「宇宙新興国のための宇宙法プロジェクト」への拠出事業を通じ、アジア太平洋地域の宇宙新興国が国際法に沿った国内宇宙関連法令を整備・運用し、民間活動を含む自国の宇宙活動を適切に管理・監督するために必要となる法的能力の構築を支援するとともに、宇宙活動に関する国際ルールの実効性を強化し、宇宙空間における法の支配の実現に貢献した。具体的には、フィリピン、マレーシア及びタイ3か国を対象に、宇宙物体の登録に関する調査及び能力構築支援活動として各国でテラーメイドのワークショップを開催した。
- 4 令和3年に国連総会において圧倒的な賛成多数で採択された「責任ある行動の規範、規則及び原則を通じた宇宙における脅威の低減」決議に基づき、責任ある行動について議論を深めるためのオープン・エンド作業部会（Open Ended Working Group）が令和4年度内に3回開催された。また国連総会においては、同決議を想起し、令和5年の第78回国連総会においてサブアイテムとして同決議名を含めることを決定した。責任ある行動に関しては、不定期に開催されるオンライン有志国間会合に参加し、日本の立場を表明しつつオープン・エンド作業部会（OEWG）に向けた各国の共通認識の醸成に貢献した。また、宇宙空間における新たな法的課題に関する議論において、コロナ禍で議論が停滞する中、宇宙の軍事利用に適用される国際法マニュアル策定プロセスの進捗状況に関する情報収集に努めた。

令和5年度目標

- 1 安定的かつ持続可能な宇宙利用を確保するため、国際連合宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）等における国際的な議論に関与し、宇宙活動の長期持続可能性（LTS）ガイドラインを含む国際社会における規範強化の議論に貢献する。具体的には、令和5年度に開催されるCOPUOS科学技術小委員会において、すでに合意された21のLTSガイドラインの実施の重要性を呼びかけるとともに、LTSガイドラインの国内実施の取組みについて各国に情報提供を行い、法の支配の確立に役立てる。
- 2 軌道上サービスのあり方や宇宙資源についての国内議論を踏まえて、国際的な規範の議論に積極的に関与する。また、議論の結果を適時適切に発信し、この問題の重要性と我が国の取組に対する理解を促す。
- 3 国連宇宙部の「宇宙新興国のための宇宙法プロジェクト」への拠出事業を通じ、アジア太平洋地域の宇宙新興国が国際宇宙法に沿った国内宇宙関連法令を整備・運用し、民間活動を含む自国の宇宙活動を適切に管理・監督するために必要となる法的能力の構築支援、及び本協力を通じて宇宙活動に関する国際ルールの実効性を強化し、宇宙空間における法の支配の実現に貢献する。
- 4 責任ある行動に関するオープン・エンド作業部会に積極的に参加し、議論の進展を目指す。また、学術界における宇宙の軍事利用に適用される国際法マニュアル策定プロセスの動向を引き続き注視する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

測定指標5-2 諸外国との重層的な協力関係の構築

中期目標（一年度）

日米宇宙協力を更に強化する。また、既に対話等を実施している国との間で更に協力を深化させるとともに、それ以外の諸外国との宇宙政策に関する政府間・宇宙機関間の対話を促進していく。

令和3年度目標

- 1 米国、EU、フランス、インド等、既に対話・協議を実施している国との間で対話を継続して行い、協力分野の具体化を通じた国際的な宇宙協力の強化、重層的な協力関係の構築に結び付け、適切なタイミングで公表する。
- 2 現在協議・対話を実施していないが、高い宇宙能力を有し、又は戦略的な重要性が高い諸外国との間で、国際会議等の機会を捉えて積極的に宇宙政策等に関する政府間・宇宙機関間の意見交換を実施、情報収集を行うとともに、協力を促進する。

- 3 衛星航法システム（GNSS）に関する国際委員会（ICG）等への参加を通じ、他の GNSS 運用国との協力を求める。

施策の進捗状況・実績

- 1 11月に日印宇宙対話を開催し、両国の宇宙政策や宇宙産業、安全保障分野などにおける情報交換を行い、日印両国における協力関係の強化をはかった。他方で、米国、EU及びフランスとは、対面での実施を追求した結果、新型コロナの感染状況により実現しなかった。
- 2 現在協議・対話を実施していないが、先方が何らかの形で日本との協力機会を希望していた際には、宇宙機関間の対話の機会を設定する等、協力の可能性を広げるよう尽力した。9月の第2回日米豪印首脳会合において、日米豪印の枠組みにおいて宇宙作業部会を立ち上げ、宇宙部分での協力を開始することで合意した。
- 3 ICGにおける作業部会（WG）に参加し、他のGNSS運用国との協力関係強化に向け情報収集を行った。

令和4年度目標

- 1 米国、EU、フランス、インド等、既に対話・協議を実施している国との間で対話を継続して行い、協力分野の具体化を通じた国際的な宇宙協力の強化、重層的な協力関係の構築に結び付け、適切なタイミングで公表する。
- 2 現在協議・対話を実施していないが、高い宇宙能力を有し、又は戦略的な重要性が高い諸外国との間で、国際会議等の機会を捉えて積極的に宇宙政策等に関する政府間・宇宙機関間の意見交換を実施、情報収集を行うとともに、協力を促進する。
- 3 令和3年9月の第2回日米豪印首脳会合における合意を踏まえ、日米豪印の枠組みで、衛星データ共有や能力構築支援、国際的ルールづくりといった宇宙部分での協力を進めていく。
- 4 衛星航法システム（GNSS）に関する国際委員会（ICG）等への参加を通じ、他のGNSS運用国との協力を求める。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和5年1月に第5回日EU宇宙政策対話会合及び第3回日仏包括的宇宙対話会合を実施し、両国の宇宙政策や民生・安全保障分野などについて情報交換を行い、協力関係の強化を図った。また、令和5年3月には、「宇宙に関する包括的日米対話」第8回会合を開催し、双方の宇宙政策に関する情報交換を行ったほか、両国の国家安全保障戦略や宇宙空間を活用した海洋状況把握（MDA）を含む安全保障分野、商業分野での規制枠組みや宇宙状況把握（SSA）等、また米国提案によるアルテミス計画、国際宇宙ステーション（ISS）や将来の商業ステーションを含む地球低軌道における有人活動に係る民生分野等、日米間の宇宙協力について包括的に意見交換を行った。
- 2 既存の対話枠組がない国々とも、COPUOSを始めとする国連の場やアドホックのオンライン会議を通じて、率直な意見交換や今後の協力に向けた確認を行った。
- 3 日米豪印宇宙作業部会においては、具体的な協力機会を特定すべく、協議を継続した。令和5年2月～3月、豪雨への対応に関するワークショップを2度開催した。
- 4 ICGにおける作業部会（WG）に参加し、他のGNSS運用国との協力関係強化に向け情報収集を行った。

令和5年度目標

- 1 米国、EU、フランス、インド等、既に対話・協議を実施している国との間で対話を継続して行い、協力分野の具体化を通じた国際的な宇宙協力の強化、重層的な協力関係の構築に結び付け、適切なタイミングで公表する。
- 2 現在協議・対話を実施していないが、高い宇宙能力を有し、又は戦略的な重要性が高い諸外国との間で、国際会議等の機会を捉えて積極的に宇宙政策等に関する政府間・宇宙機関間の意見交換を実施、情報収集を行うとともに、協力を促進する。
- 3 令和4年5月の日米豪印首脳会合における合意を踏まえ、日米豪印の枠組として、衛星データ共有や能力構築支援、国際的ルールづくりといった宇宙分野での協力を進めていく。
- 4 衛星航法システム（GNSS）に関する国際委員会（ICG）等への参加を通じ、他のGNSS運用国との協力を求める。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

測定指標 5-3 宇宙に関する法的枠組み等を通じた協力のための国際会議への出席回数

	中期目標値	令和3年度		令和4年度		令和5年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値
	—	4回	5回	4回	4回	4回

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

測定指標 5-4 各国政府との宇宙対話の実施回数

	中期目標値	令和3年度		令和4年度		令和5年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値
	—	6回	1回	6回	3回	3回

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

近年の実績値を勘案の上、同水準の目標値を設定した。

達成手段

達成手段名 (注)	予算額等(予算手段。単位：百万円)／概要(非予算手段)				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和2年度 予算額計 (執行額)	令和3年度 予算額計 (執行額)	令和4年度 予算額計 (執行額)	令和5年度 当初予算額		
①宇宙に関する取組の強化	30 (4)	31 (5)	10 (6)	8	5-1, 5-2, 5-3, 5-4	
②国連宇宙部拠出金	—	11 (11)	17 (17)	16	5-1	

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 6 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現

施策の概要

グテーレス国連事務総長が国連改革を推進しており、この議論に積極的に参画するとともに、安保理改革なくして国連改革は完結しないとの考えの下、安保理改革の議論を推進する。安保理改革を達成するまでの間、できる限り頻繁に安保理非常任理事国となるために、安保理非常任理事国選挙において各国からの支持を獲得する。

また、国連の活動の重要性及び日本の国連を通じた国際貢献について積極的に情報発信や広報活動を行うことで、国内で日本の国連外交に対する理解の促進及び支持の拡大を図る。同時に、国連を始めとする国際機関における日本人職員の一層の増加を目指し、人材の発掘・育成や送り込み等に必要な措置をとる。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第 77 回国連総会における岸田総理大臣一般討論演説（令和 4 年 9 月 20 日）
 - ・第 211 回国会における林外務大臣の外交演説（令和 5 年 1 月 23 日）
- 地球規模課題への対応、安保理改革、国際機関における日本人増加に向けた取組

測定指標 6-1 国連改革及び安保理に係る取組の進展 *

中期目標（一年度）

国連の効率的・効果的な運営に向けた改革を後押ししつつ、国連通常予算及び PKO 予算の抑制に向けて働き掛けを行うとともに、国連改革（日本の常任理事国入りを含む安保理改革等）の実現に向けた環境を整備する。また、安保理の意思決定に参画するため、安保理改革が達成されるまでは、できる限り頻繁に安保理に席を占める必要があるところ、我が国が立候補している令和 4 年安保理非常任理事国選挙において当選を目指す。

令和 5 年から理事国を務めることを念頭に、国連事務局との一層の関係強化を目指し、平和構築基金及び政務案件支援信託基金への拠出額増加に努める。

令和 3 年度目標

1 国連における行財政改革

国連が効率的・効果的に運営され、かつ加盟国に対して説明責任を果たすよう、我が国としては以下を達成する。

- (1) マネジメント改革による効率化の具体的な成果が現れるよう、他の加盟国と協調しつつ国連事務局に働き掛ける。また、国連総会第 5 委員会において、通常予算については単年予算試行の 3 年目となる令和 4 (2022) 年予算及び PKO 予算については 2021-22 年予算の審議が行われるため、国連の合理化・効率化の取組拡大を働き掛け、予算の抑制を図る。
- (2) ジュネーブ・グループの枠組みや二国間国連協議の場を活用し、主要財政貢献国との緊密な関係を維持・強化する。

2 安保理改革については以下の取組を行う。

- (1) 各種国際会議及び各国との首脳・外相会談等の機会を捉え、また NY や各国本国においてグローバルな働き掛けを継続し、我が国の立場や取組に関する幅広い加盟国の理解を促進し、支持を拡大する。
- (2) NY での安保理改革に関する政府間交渉における実質的な交渉の実現及びプロセス改善やテキスト・ベース交渉といった具体的進展を得るために、改革推進派の一層の連携強化を目指し、G 4 を含む有志国との間で率直かつ実質的な意見交換を行う。

3 安保理非常任理事国選挙については、令和 4 年 6 月に同選挙が実施される見込みであり、令和 3 年度が年間を通じて選挙活動を行う最終年であることから、これまで以上に二国間の首脳・外相会談等及び各国要人の日本への招へいの機会を捉え、積極的に支持要請を行い、同選挙に対する我が国への支持を拡大する。

4 国連平和構築基金拠出を通じた支援を通じて、安保理が主要な責任を担う国際社会の平和と安全の維持に対して貢献するとともに、同分野における我が国のプレゼンスを高める。政務案件支援信託基金に関して、中期的目標も視野に、安保理の活動に直接貢献しうる優良案件への支援を目指す。

施策の進捗状況・実績

1 国連における行財政改革

(1) グテーレス事務総長が進めるマネジメント改革下で試験導入されている単年通常予算の3年目となる令和4(2022)年予算が、10月から12月の国連総会第5委員会における交渉を経て、年末に成立した。我が国は、過去2年に引き続き、単年度予算試験導入の目的である予算プロセスの効率化及び直近のニーズへの即応性が確保された形で円滑に実施されるよう加盟国間の建設的な議論を推進するとともに、予算交渉においては他の主要財政貢献国と協力しつつ、国連事務局及び他の加盟国に予算抑制を働き掛けた。その結果、事務局の増額提案を抑制しつつ、前年同水準の予算が承認された。2021/22年PKO予算についても、主要財政貢献国と協力しつつ、マンデート実施に必要なリソースを確保しながらも最大限の効率と無駄の排除を目指し各国と交渉した結果、対前年比3%の減少を実現させた。

10月から12月の国連総会第5委員会では2022-2024年国連分担率についても審議され、「支払い能力」の原則に沿った現行算定方式に基づいた分担率が12月に国連総会で承認された。我が国の分担率は、これまでの8.564%(2019-2021年)から8.033%(2022-2024年)へと低下した。

(2) ジュネーブ・グループの会合(4月及び11月)への参加や二国間協議を通じ、国連関係機関の運営改善及び財政規律の強化に向けた主要財政拠出国との連携を進めた。

2 安保理改革

(1) 第75回国連総会の政府間交渉は、1月～5月まで月に1度政府間交渉会合が実施された。6月下旬、第75回会期の作業を第76回会期に引き継ぐ決定が、「安保理改革の議論に新しい命を吹き込む」との内容を含む形で、国連総会でコンセンサスにて採択された。9月の第76回国連総会では、菅総理大臣の一般討論演説において、安保理を21世紀の現実を反映した、より効果的な組織に改革するための交渉を具体的な形で開始することを呼びかけた。令和3年度は、令和2年度に続き新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、安保理改革の働きかけを目的とした各国政府要人の招へいや担当大使の出張を実施することはできなかったが、各国との二国間又は多国間のオンライン会談や電話会談等を活用し、各国首脳・閣僚や事務方ハイレベルに対して、安保理改革における日本の立場への理解促進や日本の常任理事国入りに向けた支持要請を行った。また、第76回国連総会の政府間交渉は、令和4年2月～3月にかけて3回の会合が開催された。

(2) G4各国との間では、9月の国連総会ハイレベルウィークの機会にG4外相会合を対面形式で開催したほか、局長級会合を令和4年2月に開催し、協力関係を強化した。G4外相会合においては、安保理が今日の国際社会の現実を反映し、ますます増大する国際社会の諸課題に有効に対処するためには、安保理の正統性・実効性・代表性の改善が急務であるとの問題意識の下、安保理改革をめぐる現状の認識を共有し、具体的進展を図るための共通の取組について意見交換を行い、G4の結束と決意を再確認した。また、政府間交渉の進展を得るため、国連総会議長を支持することで一致した。さらに、アフリカ共通ポジションへの支持を表明し、アフリカを始めとする関係国とも連携しつつ、テキスト・ベース交渉の早期開始など改革プロセスの前進のため協力することで一致した。また、NYや各国首都において、有志国・グループとの意思疎通を強化し、テキスト・ベース交渉の早期開始を目指す日本の主張に対する加盟国の理解を促進するとともに、今後の方針や立場の取れんを目指した率直な意見交換及び働きかけを実施した。

3 安保理非常任理事国選挙

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、安保理非常任理事国選挙の支持要請も目的とした各国要人の日本への招へいや担当大使の出張を実施することはできなかったが、各国との二国間又は多国間のオンライン会談や電話会談等を活用し、各国首脳・閣僚や事務方ハイレベルに対して、安保理非常任理事国選挙の支持要請を行った。

9月の第76回国連総会では、菅総理大臣の一般討論演説において、令和4年の安保理非常任理事国選挙で支持を得て、国際的な平和と安全の維持、そしてルールに基づく国際秩序づくりに積極的に役割を果たしていく決意を述べた。

4 国連平和構築基金拠出金・政務案件支援信託基金

(1) 国連平和構築基金拠出金

令和3年度当初予算及び補正予算による拠出を行った(令和3年度当初予算による拠出額:108,000千円、令和3年度補正予算による拠出額:280,800千円。令和2年度拠出より約147,000千円増加)。継続する新型コロナウイルス感染症の影響により、特に、アフリカ地域を始めとしたぜい弱な国における経済・社会的状況が悪化し、和平プロセスが危機に直面したり、これまでの開発・平和構築分野における進展が脅威にさらされ続けていることにより、情勢の不安定化や暴力が起る可能性が高い状態にあることを受け、そうした状況に対応するための支援となる国連平和構築基金への拠出の必要性が一層高まった。

(2) 政務案件支援信託基金

「太平洋地域における気候と安全保障に関するバーチャルリアリティ」プロジェクトに 24,300 千円を拠出した。同拠出金は、太平洋地域における気候変動に関連した安全保障課題につき、バーチャルリアリティ (VR) を用いたコンテンツを作成し国連関係者及び一般向けに提供することで、同課題の認識を向上させるために使用された。

令和 4 年度目標

1 国連における行財政改革

国連が効率的・効果的に運営され、かつ加盟国に対して説明責任を果たすよう、我が国としては以下を達成する。

- (1) マネジメント改革のもと試験導入された単年度予算について、令和 4 (2022) 年秋の国連総会第 5 委員会においてレビューが行われ、継続実施の是非が決定される予定であるところ、我が国として、過去 3 年の予算プロセスを検証し、国連の効率的・効果的な運営に貢献する予算制度が決定されるよう、他の主要財政拠出国と連携して取り組む。PKO 予算については、2022/2023 年予算が審議されるため、マンデート実施に必要なリソースを確保しながらも予算の抑制を図る。
 - (2) ジュネーブ・グループの枠組みや二国間国連協議の場を活用し、主要財政貢献国との緊密な関係を維持・強化する。
- #### 2 安保理改革については以下の取組を行う。
- (1) 各種国際会議及び各国との首脳・外相会談等の機会を捉え、また NY や各国本国においてグローバルな働き掛けを継続し、我が国の立場や取組に関する幅広い加盟国の理解を促進し、支持を拡大する。
 - (2) NY での安保理改革に関する政府間交渉における実質的な交渉の実現及びプロセス改善やテキスト・ベース交渉といった具体的進展を得るために、改革推進派の一層の連携強化を目指し、G 4 を含む有志国との間で率直かつ実質的な意見交換を行う。
- #### 3 安保理非常任理事国選挙については、令和 4 年 6 月に同選挙が実施される予定であり、同年度前半は選挙活動の最終盤にあたることから、各国要人の日本への招へい等の機会並びに各国要人及び選挙担当職員に対する広報の場を活用し、積極的に支持要請を行い、同選挙に対する我が国への支持を拡大する。
- #### 4 国連平和構築基金拠出を通じた支援を通じて、安保理が主要な責任を担う国際社会の平和と安全の維持に対して貢献するとともに、同分野における我が国のプレゼンスを高める。政務案件支援信託基金に関して、中期的目標も視野に、安保理を含む国連における活動に直接貢献しうる優良案件への支援を目指す。

施策の進捗状況・実績

1 国連における行財政改革

- (1) 令和 4 (2022) 年秋の国連総会第 5 委員会における 2023 年国連通常予算の審議・交渉においては、グテーレス事務総長が進めるマネジメント改革下で試験導入されてきた単年通常予算の本格導入の是非が焦点の一つとなったが、我が国は、単年度予算試験導入の目的である予算プロセスの効率化等に鑑み、これを支持する他の主要財政貢献国と協力し、加盟国間の建設的な議論を推進した結果、令和 5 年から試行期間を解除することが 12 月に正式に決定された (令和 10 年 (2028) 秋の国連総会において単年度予算に関する包括的なレビューを予定)。また、その予算規模は、事務局の増額提案から抑制し、前年同水準規模の予算が承認された。また、2022/23 年 PKO 予算についても、主要財政貢献国と協力しつつ、マンデート実施に必要なリソースを確保しながらも最大限の効率と無駄の排除を目指し各国と交渉した結果、燃料価格上昇等もあり 1.2% 増となった。
- (2) ジュネーブ・グループ会合 (5 月及び 9 月) への参加や二国間協議を通じ、国連関係機関の運営改善及び財政規律の強化に向けた主要財政貢献国間の緊密な関係強化に取り組んだ。

2 安保理改革

- (1) 第 76 回国連総会の政府間交渉は、令和 4 年 2 月から 5 月にかけて 5 回の政府間交渉の会合が実施された。7 月、同会期の作業を第 77 会期に引き継ぐことを定めるロールオーバー決定案がコンセンサスにて採択された。同決定案回章の際、総会議長から書簡にて文言ベース交渉に前向きな姿勢が示された。9 月の第 77 回国連総会ハイレベルウィークでは、岸田総理大臣の一般討論演説において、本当に必要なのは議論のための議論ではなく、改革に向けた行動であり、安保理改革に向けて、文言ベースの交渉を開始する時であると呼びかけた。令和 4 年度は、令和 3 年度に続き新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、安保理改革の働きかけを目的とした各国政府要人の

招へいや担当大使の出張を実施することはできなかったが、各種国際会議及び各国との首脳・外相会談等の機会も捉え、安保理改革における日本の立場への理解促進や日本の常任理事国入りに向けた支持要請を行った。令和4年12月には、山田外務副大臣が安保理改革を含む多国間主義改革に関する安保理公開討論に出席し、安保理改革は可能であることを訴え、モメンタム向上に努めた。また、第77回国連総会の政府間交渉は、本政策評価期間である令和5年1月から3月において3回の会合が開催されてきている。

(2) G4各国との間では、9月の国連総会ハイレベルウィークの機会にG4外相会合を対面形式で開催したほか、局長級会合を令和5年2月にベルリンにて対面形式で開催し、協力関係を強化した。G4外相会合においては、ロシアによるウクライナ侵略等により、国連が中核的役割を担って形成されてきた国際秩序の根本が動揺しているとの問題意識の下、安保理改革をめぐる現状認識を共有し、今後の協力の方向性について議論した。また、安保理改革実現に向け、政府間交渉における文言ベースでの交渉開始に向けて総会議長と緊密に協力するとともに、アフリカや米国を含む関係国との連携に向けた方途を議論し、早期に具体的成果を目指すことで一致した。

3 安保理非常任理事国選挙

新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、安保理非常任理事国選挙の支持要請を目的とした各国要人の日本への招へい等を実施することはできなかったが、在外公館からの直前の働きかけに加えて、各種国際会議及び各国との首脳・外相会談等の機会も捉え、安保理非常任理事国選挙の支持要請を行った。この結果、6月に行われた安保理非常任理事国選挙で、我が国は184票という多数の支持を得て、安保理非常任理事国（任期：令和5年1月から2年間）に選出された。

令和5年1月には安保理議長を務め、国際社会が分断され得る状況を念頭に、林外務大臣が「法の支配」に関する閣僚級公開討論を、石兼国連大使が「平和構築」に関する常駐代表級公開討論を主催する等、国際の平和と安全の維持に係る議論に貢献した。また、理事国としてUAEと共同でアフガニスタンに関するペンホルダーに就任し、令和5年3月には、国連アフガニスタン支援ミッション（UNAMA）のマンデートを1年間更新する決議の全会一致での採択を実現した。その他、安保理の活動に積極的に貢献すべく、アルシャバブ制裁（決議751号）委員会及びリビア制裁（決議1267号）委員会の議長、北朝鮮制裁（決議1718号）委員会、イラク制裁（決議1518号）委員会、文書手続作業部会、国際法廷作業部会の副議長、並びに、ICCファシリテーターに就任した。

4 国連平和構築基金拠出金・政務案件支援信託基金

(1) 国連平和構築基金拠出金

令和4年度当初予算及び補正予算による拠出を行った（令和4年度当初予算による拠出額：108,000千円、令和3年度補正予算による拠出額：112,320千円）。新型コロナウイルス感染症、気候変動、ロシアのウクライナ侵略の影響による食料・エネルギー不足等により、特に、アフリカ地域を始めとしたぜい弱な国における経済・社会的状況が悪化し、和平プロセスが危機に直面したり、これまでの開発・平和構築分野における進展が脅威にさらされ続けたりしている。これにより、情勢の不安定化や暴力が起こる可能性が高い状態にあることを受け、そうした状況に対応するための支援となる国連平和構築基金への拠出の必要性が一層高まった。拠出を通じて、基金による、和平プロセス・政治対話への支援、経済活性化、国家の制度構築、女性・若者の平和構築への参画支援等を通じた、複合的な紛争の根本原因への対処、暴力の拡大・拡散への防止に貢献した。

(2) 政務案件支援信託基金

「安保理作業方法に関するインタラクティブ・ハンドブック事業」および「迅速対処支援事業」に計24,300千円を拠出した。前者の事業は、安保理の議事運営に係る取決事項としての安保理作業方法へのアクセシビリティの向上を目指すものであり、令和5年6月の新ウェブサイト完成を目指してプロジェクトを進めた。後者は、予測困難かつ突発的な危機的事態への柔軟かつ迅速な対処のための支援事業であり、我が国は特にウクライナ関連支援事業にイヤーマークして拠出した。

中期目標（8年度）

国連の効率的・効果的な運営に向けた改革を後押ししつつ、国連通常予算及びPKO予算の抑制に向けて働き掛けを行うとともに、国連改革（日本の常任理事国入りを含む安保理改革等）の実現に向けた環境を整備する。また、安保理の意思決定に参画するため、安保理改革が達成されるまでは、できる限り頻繁に安保理に席を占める必要があるところ、令和6年12月までの安保理任期においては、理事国として国際の平和と安全の維持に係る議論に積極的に貢献する。

令和6年末まで理事国であることを念頭に、国連事務局との一層の関係強化を目指し、平和構築基金及び政務案件支援信託基金への拠出額増加に努める。その後も関係の維持・強化のため、継続的に拠出額の増加を図る。

令和5年度目標

- 1 国連における行財政改革については、国連が効率的・効果的に運営され、かつ加盟国に対して説明責任を果たすよう、我が国としては以下を目指す。
 - (1) マネジメント改革のもと本格導入された単年度予算における事務局の活動や新規予算策定において改革の具体的な成果が現れるよう、他の加盟国と協調しつつ国連事務局に働き掛ける。また、国連総会第5委員会において、通常予算については令和6(2024)年予算及びPKO予算については2023-24年予算の審議が行われるため、国連の合理化・効率化の取組拡大を働き掛け、予算の抑制を図る。
 - (2) ジェネーブ・グループの枠組みや二国間国連協議の場を活用し、主要財政貢献国との緊密な関係を維持・強化する。
- 2 安保理改革については以下の取組を行う。
 - (1) 各種国際会議及び各国との首脳・外相会談等の機会を捉え、またNYや各国本国においてグローバルな働き掛けを継続し、我が国の立場や取組に関する幅広い加盟国の理解を促進し、支持を拡大する。
 - (2) NYでの安保理改革に関する政府間交渉における実質的な交渉の実現及びプロセス改善や文言ベース交渉といった具体的進展を得るために、改革推進派の一層の連携強化を目指し、G4を含む有志国との間で率直かつ実質的な意見交換を行う。
- 3 安保理がロシアによるウクライナ侵略等に有効に対応できておらず、試練の時にある中、安保理非常任理事国として、北朝鮮、ウクライナ、中東・アフリカ等の地域情勢及び法の支配、平和構築、国連平和維持活動、不拡散等のトピックに関する議論に積極的に貢献することで、安保理が国際の平和と安全の維持という責任を果たすよう務める。特に、令和5年1月の我が国議長月に取り上げたトピックである法の支配、平和構築について引き続き議論をリードする。
- 4 国連平和構築基金拠出を通じた支援を通じて、安保理が主要な責任を担う国際社会の平和と安全の維持に対して貢献するとともに、同分野における我が国のプレゼンスを高める。政務案件支援信託基金に関して、中期的目標も視野に、安保理を含む国連における活動に直接貢献しうる優良案件への支援を目指す。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

令和4年6月に行われた安保理非常任理事国選挙で我が国は当選を果たし、令和5年1月から2年間の任期で安保理非常任理事国を務めていることから、次々回評価時前となる令和8年度末を達成年度として中期目標を理事国就任を踏まえた内容に見直すとともに、年度目標には、安保理非常任理事国選挙に係る取組ではなく、理事国としての今後の取組に関する内容を設定した。

測定指標6-2 我が国の国連を活用した外交及び国連の活動に対する国民の理解と支持の更なる増進

中期目標(---年度)

広報・啓発活動を積極的に推進することで、若者を始めとする国民の国連の活動や国連を通じた日本の取組に対する理解を促進する。また、こうした取組を通じ、より多くの日本人に国際機関勤務への関心を喚起する。

令和3年度目標

- 国連の活動や日本の国連政策に対する国民の理解と支持をより一層増進すべく、以下の取組を行う。
- 1 国連広報センターや国連協会を始めとする国連関連の団体とも協力しつつ、特に若者世代に重点を置きつつ、広報事業を実施する。
 - 2 国際機関勤務希望者や国連外交に関心のある者等を対象に行われる講演会やイベントへ協力し、国連への関心や理解を促進する。
 - 3 外務省ホームページ(HP)における国連関連情報をより一層充実させ、整理して全体像を把握しやすく内容的にも分かりやすいものとする。関連情報をSNS等でも多重的に発信し、より広い対象に対して国連や国際社会で働くことへの関心・理解を促進する。
 - 4 有識者との意見交換を通じて連携を更に深める。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和4年3月、国連協会との共催による「奥・井ノ上記念日本青少年国連訪問団事業」を実施した。新型コロナウイルス感染症の影響により過去2回はオンラインセッションに切り替えていたが、本年度は、国連に対する興味関心の強い中高生を東京に招いて対面方式で開催した。国連機関邦人職員やJP0との意見交換、千玄室国連協会会長講話及び外務省員との意見交換、国連大学訪問等を実施した（オンラインのみの参加者も含めて計15人が参加）。また、東京国連広報センター（UNIC 東京）に対する活動支援（若者を主たる対象とする参加型イベントや広報事業など）等を実施した結果、56回のシンポジウム・セミナーが開催され、延べ75,819人の参加があった（UNIC 東京集計）。さらに、模擬国連への後援名義付与、国連英検（国連協会主催）への後援名義付与を行った。
- 2 学生を始めとする国際機関勤務希望者や国連外交に関心のある者等を対象に、国連における日本の取組に関するオンライン講演等を100回実施した。
- 3 外務省ホームページにおける「国連外交」のページでは、国連総会における一般討論演説や、事務総長や総会議長とのハイレベル会談の概要、国連調達、「奥・井ノ上記念日本青少年国連訪問団」等、関連事業の実施後に概要をタイムリーに掲載した。国際機関人事センターホームページにおいても、人事関連情報等を随時発信した。関連情報については、外務省ツイッターや国際機関人事センターメーリングリスト、フェイスブック、ツイッター、リンクトインにて積極的に発信した。令和4年3月時点での人事センター関連 SNS 登録者数は、メーリングリスト約21,000、フェイスブック約48,000、ツイッター約12,000、リンクトイン約600となっている。
- 4 国連安保理が取り組む諸課題や日本の国連安保理政策等をテーマに国連安保理法政策研究会の会合を令和4年1月にオンライン形式で開催し、諸課題についての有識者との意見交換を行った。また、日本国際問題研究所、UNIC 東京等との共催で、有識者を招いての公開パネル・ディスカッションをオンラインで発信するウェビナーを2回実施した（第1回は4月13日（テーマ：ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC））及び第2回は10月19日（テーマ：防災））。

令和4年度目標

国連の活動や日本の国連政策に対する国民の理解と支持をより一層増進すべく、以下の取組を行う。

- 1 国連広報センターや国連協会を始めとする国連関連の団体とも協力しつつ、特に若者世代に重点を置きつつ、広報事業を実施する。
- 2 国際機関勤務希望者や国連外交に関心のある者等を対象に行われている講演会やイベントへ協力し、国連への関心や理解を促進する。
- 3 外務省ホームページにおける国連関連情報をより一層充実させる。関連情報を SNS 等でも多重的に発信し、より広い対象に対して国連や国際社会で働くことへの関心・理解を促進する。
- 4 国連安保理法政策研究会の会合等を開催し、有識者との意見交換を通じて連携を更に深める。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和5年3月、国連協会との共催による「奥・井ノ上記念日本青少年国連訪問団事業」を実施した。新型コロナウイルス感染症の影響により令和元年度及び同2年度はオンラインセッション、令和3年度は東京研修に切り替えていたが、本年度は、従来どおりニューヨークへ国連に対する興味関心の強い中高生を派遣した。国連機関邦人職員との懇談会や国連機関訪問、政府代表部訪問、国連ツアー等を実施した。また、東京国連広報センター（UNIC 東京）に対する活動支援（若者を主たる対象とする参加型イベントや広報事業など）等を実施した結果、43回のシンポジウム・セミナーが開催され、延べ12,013人の参加があった（UNIC 東京集計）。さらに、模擬国連や国連英検（国連協会主催）への後援名義付与を行った。
- 2 学生を始めとする国際機関勤務希望者や国連外交に関心のある者等を対象に、国連における日本の取組に関するオンライン講演等を87回実施した。
- 3 外務省ホームページにおける「国連外交」のページでは、国連総会における一般討論演説や、事務総長や総会議長とのハイレベル会談の概要、国連調達、「奥・井ノ上記念日本青少年国連訪問団」等、関連事業の実施後に概要をタイムリーに掲載した。国際機関人事センターホームページにおいても、人事関連情報等を随時発信した。関連情報については、外務省ツイッターや国際機関人事センターメーリングリスト、フェイスブック、ツイッター、リンクトインにて積極的に発信した。令和5年4月末時点での人事センター関連 SNS 登録者数は、メーリングリスト約22,000、フェイスブック約48,000、ツイッター約14,000、リンクトイン約1,500となっている。
- 4 国連安保理が取り組む諸課題や日本の国連安保理政策等をテーマに国連安保理法政策研究会の会合を令和5年3月にオンライン形式で開催し、諸課題についての有識者との意見交換を行った。日本国際問題研究所の主催で、有識者を招いての公開パネル・ディスカッションをオンラインで発信

するウェビナーに参加した（6月16日実施。テーマは「ウクライナ危機と国連：その限界と可能性」）。

令和5年度目標

国連の活動や日本の国連政策に対する国民の理解と支持をより一層増進すべく、以下の取組を行う。

- 1 国連広報センターや国連協会を始めとする国連関連の団体とも協力しつつ、特に若者世代に重点を置きつつ、広報事業を実施する。
- 2 国際機関勤務希望者や国連外交に関心のある者等を対象に行われている講演会やイベントへ協力し、国連への関心や理解を促進する。
- 3 国連関連情報のタイムリーな掲載で外務省ホームページの関連部分をより一層充実させる。関連情報を SNS 等でも多重的に発信し、より広い対象に対して国連や国際社会で働くことへの関心・理解を促進する。
- 4 国連安保理法政策研究会の会合等を開催し、有識者との意見交換を通じて連携を更に深める。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

測定指標 6-3 国際機関における日本人職員増加に向けた取組の推進

中期目標（7年度）

国際機関と我が国との連携を深め、効果的にグローバル課題の解決に取り組むべく、国際機関と我が国とをつなぐ存在である国際機関における日本人職員の増加に努めることとし、令和2年末時点で918名である国連関係機関で勤務する専門職以上の日本人職員数を、令和7年までに1,000人とする。

令和3年度目標

- 1 令和7年までに国連関係機関で勤務する専門職以上の日本人職員数を1,000人とする中期目標を達成する観点から、令和2年末時点の918名から20名程度純増させる。
- 2 「若手職員」の派遣を通じて国際機関との関係を強化する観点から、外交上の重要性も考慮してJPOの派遣先を選定する。また、JPO派遣終了後の採用率は既に高水準であるため、同水準の維持を目指す。そのために、JPOの競争力向上に向けた各種取組を継続・改善する。さらに、現職国家公務員のJPO派遣を引き続き可能とする。
- 3 「中堅・幹部職員」の戦略的な増加に取り組む。「中堅職員」の派遣については、派遣を通じて国際機関との関係を強化する観点から、外交上の重要性も考慮して「幹部候補職員派遣制度」の派遣先を選定するとともに、派遣後も国際機関に定着し、幹部を目指す者が輩出されるよう取り組む。また、「幹部ポスト」の獲得に向け、引き続き省内タスクチームを活用して関係課室の連携維持・強化に取り組むとともに、関係省庁連絡会議の場を通じて省庁間の連携・協力を強化する。これらの実現に向け、有識者による応募書類添削・面接指導を活用する。
- 4 「国際機関を目指す層」の裾野拡大に取り組む。特にオンライン広報を活用し、「即戦力」となり得る若手転職市場や、海外在住者へのアウトリーチを強化し、国際機関人事センターのホームページやSNSへの訪問者数・フォロワーの増加や、JPO派遣の応募者数増につなげる。また、民間の有為な人材が国際機関を目指すことを促進するよう、国際機関志望者がキャリア相談をしやすい国際機関人事センターを目指す。
- 5 マルチ外交人材の育成に向け、外務省員の博士号又は修士号取得支援を継続する。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和3年末時点の国連関係機関における日本人職員数は956名。
- 2 若手職員増加に効果的なツールであり、日本人職員（専門職以上）の5割近くがその出身であるJPO派遣制度を通じて、国際機関との関係を強化するため、各国際機関主管課や在外公館と連携し、我が国外交上の重要分野、重点的な配属分野を聴取の上、JPOの派遣先を選定した。令和3年度の採用率（注）3年度前に派遣手続をとった者の採用率）は78.6%であり、日本人職員数全体の増加に貢献している。現役JPO向けのオンライン研修（応募書類添削・面接指導等）も継続し、約90名が参加した。現職国家公務員のJPO派遣について、令和3年度試験では合格者が出なかったため派遣者はいなかった。
- 3 「幹部候補職員派遣制度」の派遣について、我が国外交上の重点分野、派遣先機関における邦人

幹部候補職増強の意義・必要性等を総合的に検討して派遣を実施した。幹部へのキャリアパスは、必ずしも、国際機関に留まり勤務を継続することには限定されないが、目標に記述された「派遣後も国際機関に定着して幹部を目指す」との観点では、令和3年度までの派遣者のうち8割近くが派遣期間終了後も引き続き国際機関に勤務している。「中堅・幹部職員」増強のため、日本人候補者の競争力を強化すべく、有識者による応募書類添削・面接指導を継続的に実施した（令和3年度応募書類添削・面接指導：32回）。また、令和2年度（令和3年2月）に第1回を開催した「国際機関幹部ポスト獲得等に戦略的に取り組むための関係省庁連絡会議」について、7月と令和4年2月に開催した。省内においても、国際機関関係各課を参加者とし、省内タスクチームを令和3年6月に開催し、邦人職員増強に関する連携を確認した。官民の内外から、優秀な人材が国際機関で活躍していけるよう、政府一体となった人材派遣や人材育成に関する体制を整備した。

- 4 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、オンラインを中心に国際機関への就職方法や国際機関で働く魅力を紹介するセミナーの主催、外部イベントへの参加を併せて国内外で計91回のセミナーを実施した。これらのライブセミナーの視聴者に加え、国際機関人事センターHP上に掲載したセミナー動画の視聴者を併せて、世界各地に在住する15,000名以上にアウトリーチした（前年度は10,000名以上）。ツイッター（フォロワー数：約12,000）、フェイスブック（フォロワー数：約48,000）、メーリングリスト（登録者数：約22,000）、その他リンクインやつながりのある関係機関を通じた広報、関係省庁連絡会議のネットワーク、関係団体、学会、研究機関、大学教授及び関係有識者のネットワークを活用した多角的な広報を実施した。また、多様な人材が国際機関を就職先として考えられる環境を醸成するため、民間企業勤務者をターゲットとしたセミナーの開催をはじめ、法曹資格保有者や保健分野、ICT分野の人材などそれぞれの特定の層に特化した広報活動も実施した。
- 5 マルチ外交人材の育成に向け、外務省員の博士号又は修士号取得支援制度を継続実施した。令和3年度に新規2名及び継続3名の5名に対する支援を実施し、開始以降計6名に支援を実施。

令和4年度目標

- 1 令和7年までに国連関係機関で勤務する専門職以上の日本人職員数を1,000人とする中期目標を達成する観点から、令和3年末時点の956名から20名程度純増させる。
- 2 JPO派遣制度を通じた国際機関における日本人職員増強のため、外交上の重要性も考慮して戦略的にJPOの派遣先を選定する。また、JPO派遣終了後の採用率は既に高水準であるため、同水準の維持を目指す。そのために、JPOの競争力向上に向けた各種取組を継続・改善する。さらに、現職国家公務員のJPO派遣を引き続き可能とする。
- 3 「中堅・幹部職員」の戦略的な増加に取り組む。「中堅職員」の派遣を通じて国際機関との関係を強化する観点から、外交上の重要性も考慮して「幹部候補職員派遣制度」の派遣先を選定する。「幹部ポスト」の獲得に向け、引き続き省内タスクチームや関係省庁連絡会議等の場を活用しながら関係課室・省庁間の連携・協力を強化して取り組んでいく。また、これらのより効率的な実現に向け、外部有識者による応募書類添削・面接指導を活用し幹部ポスト候補者の競争力強化も図る。
- 4 「国際機関を目指す層」の裾野拡大に取り組む。特にオンライン広報を活用し、「即戦力」となり得る若手転職市場や、海外在住者へのアウトリーチを強化し、国際機関人事センターのホームページやSNSへの訪問者数・フォロワーの増加や、JPO派遣の応募者数増につなげる。また開発、貧困削減、保健、人道分野、人事、IT、財務、法務、調達、広報等、様々な分野の有為な人材が国際機関を目指すことを促進すべく、各分野に特化したセミナー実施の拡充や、国際機関志望者がキャリア相談をしやすい国際機関人事センターを目指す。
- 5 マルチ外交人材の育成に向け、外務省員の博士号又は修士号取得支援を継続する。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和4年末時点の国連関係機関における日本人職員数は961名。
- 2 若手職員増加に効果的なツールであり、日本人職員（専門職以上）の5割近くがその出身であるJPO派遣制度を通じて、国際機関との関係を強化するため、各国際機関主管課や在外公館と連携し、我が国外交上の重要分野、重点的な配属分野を聴取の上、JPOの派遣先を選定した。令和4年度の定着率（注）3年度前に派遣手続をとった者が次の国際機関のポストを得た割合）は7割を超えており、日本人職員数全体の増加に貢献している。現役JPO向けのオンライン研修（応募書類添削・面接指導等）も継続し、約80名が参加した。現職国家公務員のJPO派遣について、令和4年度は3名を派遣した。
- 3 「幹部候補職員派遣制度」を通じ、我が国外交上の重点分野、派遣先機関における邦人幹部候補

職増強の意義・必要性等を総合的に検討して派遣を実施した。幹部へのキャリアパスは、必ずしも、国際機関に留まり勤務を継続することには限定されないが、目標に記述された「派遣後も国際機関に定着して幹部を目指す」との観点では、令和4年度までに派遣期間を終了した被派遣者のうち4分の3近くが派遣期間終了後も引き続き国際機関に勤務している。「中堅・幹部職員」増強のため、日本人候補者の競争力を強化すべく、有識者による 応募書類添削・面接指導を継続的に実施した(令和4年度応募書類添削・面接指導：31回)。また、「国際機関幹部ポスト獲得等に戦略的に取り組むための関係省庁連絡会議」について、令和5年3月に第4回会合を開催した。官民の内外から、優秀な人材が国際機関で活躍していけるよう、政府一体となった人材派遣や人材育成に関する体制を整備した。

- 4 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、オンラインを中心に国際機関への就職方法や国際機関で働く魅力を紹介するセミナーの主催、外部イベントへの参加を併せて国内外で計82回のセミナーを実施した。これらのライブセミナーの視聴者に加え、国際機関人事センターHP上に掲載したセミナー動画の視聴者を併せて、世界各地に在住する15,000名以上にアウトリーチした。ツイッター(フォロワー数：約14,000)、フェイスブック(フォロワー数：約48,000)、メーリングリスト(登録者数：約22,000)、その他リンクインやつながりのある関係機関を通じた広報、関係省庁連絡会議のネットワーク、関係団体、学会、研究機関、大学教授及び関係有識者のネットワークを活用した多角的な広報を実施した。また、多様な人材が国際機関を就職先として考えられる環境を醸成するため、民間企業勤務者をターゲットとしたセミナーの開催をはじめ、法曹・医療資格保有者や保健分野、財務、ICT分野の人材などそれぞれの特定の層に特化した広報活動も実施した。
- 5 マルチ外交人材の育成に向け、外務省員の博士号又は修士号取得支援制度を継続実施した。令和4年度に新規3名及び継続2名の5名に対する支援を実施し、開始以降計9名に支援を実施した。

令和5年度目標

- 1 令和7年までに国連関係機関で勤務する専門職以上の日本人職員数を1,000人とする中期目標を達成する観点から、令和4年末時点の961名から20名程度純増させる。
- 2 JPO派遣制度を通じた国際機関における日本人職員増強のため、外交上の重要性も考慮して戦略的にJPOの派遣先を選定する。また、JPO派遣終了後の採用率は既に高水準であるため、同水準の維持を目指す。そのために、JPOの競争力向上に向けた各種取組を継続・改善する。さらに、現職国家公務員のJPO派遣を引き続き可能とする。
- 3 「中堅・幹部職員」の戦略的な増加に取り組む。「中堅職員」の派遣を通じて国際機関との関係を強化する観点から、外交上の重要性も考慮して「幹部候補職員派遣制度」の派遣先を選定する。「幹部ポスト」の獲得に向け、引き続き省内タスクチームや関係省庁連絡会議等の場を活用しながら関係課室・省庁間の連携・協力を強化して取り組んでいく。また、これらのより効率的な実現に向け、外部有識者による応募書類添削・面接指導を活用し幹部ポスト候補者の競争力強化も図る。
- 4 「国際機関を目指す層」の裾野拡大に取り組む。特にオンライン広報を活用し、「即戦力」となり得る若手転職市場や、海外在住者へのアウトリーチを強化し、国際機関人事センターのホームページやSNSへの訪問者数・フォロワーの増加や、JPO派遣の応募者数増につなげる。また開発、貧困削減、保健、人道分野、人事、IT、財務、法務、調達、広報等、様々な分野の有為な人材が国際機関を目指すことを促進すべく、各分野に特化したセミナー実施の拡充や、国際機関志望者がキャリア相談をしやすい国際機関人事センターを目指す。
- 5 マルチ外交人材の育成に向け、外務省員の博士号又は修士号取得支援を継続する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

参考指標1：JPO派遣者の派遣後の国際機関への定着率

(出典：外務省) (注)3年度前に派遣手続きをとった者の定着率	実績値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	85.2%	78.6%	72.7%

参考指標2：国連関係機関で勤務する日本人職員数(12月末現在)

(出典：外務省)	実績値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度

	918	956	961
--	-----	-----	-----

達成手段

達成手段名（注）	予算額等（予算手段。単位：百万円）／概要（非予算手段）				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和2年度 予算額計 （執行額）	令和3年度 予算額計 （執行額）	令和4年度 予算額計 （執行額）	令和5年度 当初予算額		
①国連政策 （＊）	136 (13)	162 (26)	66 (45)	55	6-1 6-2	
②国際機関邦人職員 増強	46 (32)	36 (31)	36 (31)	48	6-3	
③国際連合（UN）分担 金	26,001 (26,001)	26,411 (26,411)	25,911 (25,911)	31,191	6-1	
④国際機関職員派遣 信託基金（JPO）拠出 金	2,382 (2,323)	2,339 (2,050)	3,808 (3,749)	1,361	6-3	
⑤東京国際連合広報 センター拠出金	32 (32)	31 (31)	30 (30)	30	6-2	
⑥国際機関幹部職員 増強拠出金	157 (134)	213 (164)	319 (319)	174	6-3	
⑦国連総会議長信託 基金拠出金	3 (3)	0 (0)	10 (10)	0	6-1	
⑧国際連合平和維持 活動（PKO）分担金	62,253 (62,253)	55,059 (55,059)	53,192 (52,689)	52,834	6-1	
⑨国連平和構築基金 （PBF）拠出金	242 (242)	389 (389)	220 (220)	100	6-1	
⑩政務案件支援信託 基金拠出金	25 (25)	24 (24)	24 (24)	23	6-1	
⑪国連安保理レパト ワール信託基金拠出 金（新規）	—	—	6 (6)	—	6-1	

（注）各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 7 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進

施策の概要

- 1 国連の各種人権フォーラム（国連総会第3委員会、人権理事会等）における議論への積極的参加や関係機関への拠出、人権対話等を通じた人権・民主主義の保護・促進に向けた取組を行う。これらの取組を効果的に実施するため、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）との連携を深める。
- 2 主要人権条約・人道法を着実に履行しつつ、我が国の人権人道分野における取組を国際社会に適切に発信する。
- 3 第三国定住による難民の受入れ、難民認定申請者及び難民に対する支援の実施及び右に係る関係省庁、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国際移住機関（IOM）、NGO 等との連携を進める。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第211回総理大臣施政方針演説（令和5年1月23日）（九 外交・安全保障）
- ・第211回国会外交演説（令和5年1月23日）（人類共通の課題への対応）

測定指標 7-1 人権・民主主義の保護・促進 *

中期目標（--年度）

多国間及び二国間の議論・対話への積極的な参加等を通じ、国際社会の関心事であり、我が国にとって重要な基本的価値の一つである人権・民主主義の国際的な保護・促進に取り組むとともに、国際社会における日本の役割や信頼性の向上に努め、我が国にとって望ましい国際環境を実現する。また、この点を踏まえ、国際社会の責任ある一員として、主要人権条約を着実に履行する。

令和3年度目標

1 国際社会

- (1) 国連人権理事会及び国連総会第3委員会等の国際人権フォーラムにおいて、各種人権状況決議の調整・採択や人権の保護・促進のための議論への積極的参画を通じ、国際社会の意思形成や規範の構築に貢献する。特に、カンボジア人権状況決議に関し、決議の採択を含め、引き続きイニシアティブを取る。
 - (2) 国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）の活動を始め、社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした国連等による各種取組と連携・協力していく。例えば、「子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ（GPeVAC）」（SDGsのターゲット16.2「子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する」の実現を目的とする政府、国連機関、NGO、企業等が参加する国際的な枠組み）と協力・連携し、引き続き子どもに対する暴力撲滅に向けた取組を推進していく。また、ビジネスと人権の分野においては、令和2年度に策定した企業活動における人権の尊重に係る「ビジネスと人権」に関する行動計画の周知を始め、同行動計画の着実な履行を通じ、「ビジネスと人権」に関する関係府省庁の政策の一貫性を確保するとともに、責任ある企業活動の促進を図り、国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進に貢献し、日本企業の価値と国際競争力の向上、及びSDGs達成への貢献を図っていく。
 - (3) G7即応メカニズム（RRM）（注）の取組、民主主義共同体等への参加等を通じ、引き続き国際社会における民主主義の促進と保護に貢献する。G7即応メカニズムでは、対面による会合に加え、担当官による電話会議を定期的実施することとしており、こうした会合の場において、民主主義に脅威を与える偽情報に対する対策等について継続して議論していく。
- （注）G7シャルルボワ・サミット（平成30年6月）の成果文書の一つとして発出された「外国の脅威からの民主主義の擁護に関するシャルルボワ・コミットメント」に基づき設置。G7各国は、民主主義への介入に対処するためのフォーカルポイントを定め、情報共有及び分析並びに協調した対応のための機会の特定等を通じて、多様かつ変化する民主主義への脅威を特定し対応する。

2 二国間関係

人権状況に深刻な問題がある国に対し、国際社会と協調しつつ、改善を求めるとともに、二国間外交においても、積極的に各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。特に、二国間人権対話の実施等を通じ、当事国による人権分野の取組を促すとともに、意見交換を通じて我が国自身の取組の共有や国連等の多国間の場における協力を図る。

3 主要人権条約・人道法の履行等、我が国の取組の説明・発信

- (1) 政府報告の提出や審査への対応、各条約体委員会の総括所見に基づくフォローアップ等を着実

に実施する。令和3年度に予定されている自由権規約委員会及び障害者権利委員会による対日審査に真摯に対応し、各条約の履行を確保する。

- (2) 関係省庁と共に、個人通報制度の受入れの是非について、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無及び個人通報制度を受け入れる場合の実施体制等の課題に関し、関係省庁研究会の開催等を通じて検討を行う。
- (3) グループ・オブ・フレンズ会合等を通じた国際事実調査委員会（IHFFC）の活動の支援や国際人道法（IHL）の普及・履行強化に関与する等、人道分野における国際社会の取組に積極的に参加する。また、日本赤十字社とのIHL国内委員会の共催等を通じて、国内におけるIHLの普及に努める。
- (4) 我が国の人権人道分野における取組に対する国際社会の理解を促進すべく、国連を始めとした国際社会における適切な説明・発信を行う。

施策の進捗状況・実績

1 国際社会

- (1) 国際社会における人権問題の解決に貢献するため、社会的弱者やアジアを中心とした世界における人権状況に関する決議の採択や議論を通じて、国際社会の意思や規範の形成に積極的に貢献した。特に10月には、第48回人権理事会において、カンボジア人権状況決議（カンボジアの人権状況に対する国際社会の懸念を反映しつつ、カンボジア政府による人権状況改善のための取組を促進するほか、カンボジアの人権状況に関する特別報告者の任期を2年間延長する内容）を主提案国として提出し、全会一致で採択された。また、12月には、第76回国連総会において、北朝鮮人権状況決議（北朝鮮に対して、全ての拉致被害者の即時帰国を強く要求する旨を含め拉致問題を始めとする北朝鮮の人権状況に対する国際社会の懸念を受け、対応を求める内容）が採択されるよう、関係国間の議論に共同提案国として、積極的に関与し、同決議は全会一致で採択された。

- (2) OHCHRの活動に関しては、任意拠出金を通じて、カンボジア事務所の能力構築支援及びOHCHR能力強化事業への援助を行った。また、10月には、ジュネーブの国連欧州本部で開催された第18回拷問等禁止条約締約国会合において、拷問禁止委員会委員選挙が行われ、日本が候補として擁立した前田直子京都女子大学法学部教授が我が国出身初の委員として当選を果たした。

社会的弱者の権利の保護・促進に関しては、以下のとおり、子どもの権利やビジネスと人権の分野において取組を行った。

・GPeVACの理事国及びパスファインディング国（GPeVACにおいて、自国内の子どもに対する暴力撲滅に向けて取り組むことを約束する国）として、国内外において、子どもに対する暴力撲滅に向けた取組を推進した。その一環として、市民社会や民間企業と協力しながら、8月に子どもに対する暴力撲滅に向けた国別行動計画を策定した。

・平成23年（2011年）の第17回国連人権理事会において支持された「ビジネスと人権に関する指導原則：国連「保護、尊重及び救済」枠組みの実施」の履行に向けて、積極的に取り組んだ。その取組の一つとして、令和2年10月に策定した「ビジネスと人権」に関する行動計画の着実な実施を通じ、企業の人権意識を高めるべく、人権デュー・ディリジェンス（企業活動における人権への影響の特定、予防・軽減、対処、情報提供を行うこと）の導入といった啓発活動を実施してきている。その一環として、外務省ホームページに、ポータルサイトを立ち上げ、行動計画などを紹介する動画発信や「ビジネスと人権」に関する企業の取組事例集（和文・英文）の公表などを通じ、企業活動における人権尊重の考え方の普及や啓発活動を行った。国際場裡では、6月の国連主催セミナーや11月のインドネシア外務省主催地域会合において、我が国の取組を紹介することにより、アジアにおけるピアラーニングの強化に力を入れた。更に、行動計画のフォローアップの一環として、企業の人権尊重に係る取組の実態を把握すべく、経済産業省と連名で「日本企業のサプライチェーンにおける人権に関する取組状況のアンケート調査」を9月から10月にかけて実施した。

行動計画の実施状況の確認に当たって、必要な検討及び決定を関係府省庁が連携して行う場として3月に設置した関係府省庁連絡会議については、12月に「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」に改組し、中谷総理大臣補佐官及び内閣官房副長官補の下で、第一回会合を開催した。加えて、幅広い関係者との対話の場として円卓会議の第一会合を7月、円卓会議の下に設けた作業部会の第一回会合を令和4年2月、さらに円卓会議の第二回会合を同年3月に開催するなど、行動計画のフォローアップについて、ステークホルダーと議論を進めた。

- (3) 9月にオンラインで開催された民主主義共同体閣僚級会合に人権人道課長が参加し、民主主義に関する様々な議論を行った。オンラインで定期的に行われるRRM関連会合に参加し、G7諸国と、偽情報を含む民主主義への介入事案等について情報共有・意見交換を実施した。また、12月に米国主催の民主主義のためのサミット（オンライン形式）にも岸田総理大臣が参加し、ステートメント

を実施するとともに、民主主義を強化するための議論に参加した。

2 二国間関係

6月に、第25回日・EU人権対話をオンラインで開催し、人権分野における両者の取組について意見交換するとともに、国連などの多国間の場での協力について意見交換を行った。

9月には、第11回日・カンボジア人権対話をオンラインで開催し、政治活動の自由、表現、集会、結社の自由及び司法の独立等の人権分野における取組や諸課題について議論し、日本側からはカンボジアにおける自由公正な選挙に向けた環境や市民社会の活動のあり方の問題について取り上げたほか、人権分野における国際場裡での協力等について意見交換を行った。

また、ミャンマーについては、令和3年2月の国軍によるクーデターを受け、①暴力の即時停止、②被拘束者の解放、③民主的な政治体制の早期回復を引き続き強く求めつつ、一日も早く、ミャンマーの人々の意思が反映される形で、人権・人道状況の改善が実現することを期待する旨、国際人権理事会等においても累次発言を行った。第75回国連総会及び第76回国連総会第3委員会においては、ミャンマー関連決議について、コンセンサスに参加し、共同提案国となった。

3 主要人権条約・人道法の履行等、我が国の取組の説明・発信

(1) 各条約体の日本政府報告審査に関しては、各委員会の総括所見に基づくフォローアップ等を引き続き実施した。なお、令和3年度に予定されていた自由権規約委員会及び障害者権利委員会による日本政府報告審査のための準備を行ったが、新型コロナウイルス感染拡大により審査は令和4年度に延期された。

(2) 個人通報制度の受入れの是非について、諸外国における個人通報制度の導入前の準備や運用等の実態等を踏まえ、引き続き検討を行った。これに関連し、8月に個人通報制度関係省庁研究会を開催した。本研究会では、関係省庁のほか外部講師が出席し、自由権規約委員会及び女子差別撤廃委員会における活動やこれら条約における個人通報制度をめぐる最近の状況について議論した。

(3) 5月、宇都外務副大臣は、「紛争下の医療」に関する国連安全保障理事会決議第2286号の採択5周年に際し、国際社会に対し、新型コロナウイルス感染症拡大下での医療アクセス及び医療従事者の保護を含め、紛争下の医療に関する一層の協力を促すためのビデオ・メッセージを発信した。

11月、赤十字国際委員会(ICRC)が主催するIHL模擬裁判ロールプレイ大会審査員として参加し、特に若い世代間におけるIHLの普及に寄与した。また、令和4年2月、国内におけるIHLの啓発・普及のための積極的な情報交換・議論の場として、日本赤十字社との共催でIHL国内委員会を開催したほか、日本赤十字社が主催によるIHLセミナーにおいて、日赤職員に対し、IHL分野の外交実務における日本政府の取組について紹介した。令和4年3月には、ジュネーブ諸条約のもとに設置されている国際事実調査委員会(IHFFC)に対して、約5,000スイスフランの拠出を行い、最大拠出国となった。

(4) 令和4年3月には、人権理事会ハイレベルセグメントにおいて中谷総理補佐官がステートメントを実施し、アジア地域及び国際社会の人権状況の改善に貢献し、「対話」と「協力」を重視した取組を進めていくとの決意を述べた。また、ロシアによるウクライナ侵略を最も強い言葉で非難し、国際人道法を含め、国際法上の義務の履行を強く求めるとともに、中国について、香港や新疆ウイグル自治区の人権状況を含め、昨今の情勢を深刻に懸念しており、建設的で具体的な行動を強く求めた。加えて、我が国の最重要課題である拉致問題の早期解決を求めた。さらに、国内外における人権保護・促進のための日本の取組等を国際社会に紹介した。

令和4年度目標

1 国際社会

(1) 国連人権理事会及び国連総会第3委員会等の国際人権フォーラムにおいて、各種人権状況決議の調整・採択や人権の保護・促進のための議論への積極的参画を通じ、国際社会の意思形成や規範の構築に貢献する。人権人道課内に新設される人権問題担当企画官のポストも活用し、深刻な人権侵害にはしっかり声をあげる一方、「対話」と「協力」を基本として、人権擁護に向けた努力を行っている国には自主的な取組を促す日本らしい人権外交を引き続き積極的に進めていく。

(2) 国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)の活動を始め、社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした国連等による各種取組と連携・協力していく。例えば、「子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ(GPeVAC)」と協力・連携し、令和3年度に策定した「子どもに対する暴力撲滅行動計画」の周知、着実な履行を進める。また、ビジネスと人権の分野においては、令和2年度に策定した企業活動における人権の尊重に係る「ビジネスと人権」に関する行動計画の周知を始め、同行動計画の着実な履行や、「ビジネスと人権に関する行動計画推進円卓会議」、関係府省庁施策推進連絡会議を通じ、「ビジネスと人権」に関する関係府省庁の政策の一貫性を確保するとともに、責任あ

る企業活動の促進を図り、国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進に貢献し、日本企業の価値と国際競争力の向上、及びSDGs達成への貢献を図っていく。さらに、グローバル・サプライチェーンにおける人権侵害に対処すべく、アジア諸国を含む幅広い途上国を対象に、相手国政府に寄り添う形で、政策形成、慣行改善等を通じた責任ある企業行動の実現に向けた取組を促進していく。

(3) G7即応メカニズム(RRM)の取組、民主主義共同体等への参加等を通じ、引き続き国際社会における民主主義の促進と保護に貢献する。G7即応メカニズムでは、対面による会合に加え、担当官による電話会議を定期的実施することとしており、こうした会合の場において、民主主義に脅威を与える偽情報に対する対策等について継続して議論していく。

2 二国間関係

人権状況に深刻な問題がある国に対し、国際社会と協調しつつ、改善を求めるとともに、二国間外交においても、積極的に各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。特に、二国間人権対話の実施等を通じ、当事国による人権分野の取組を促すとともに、意見交換を通じて我が国自身の取組の共有や国連等の多国間の場における協力を図る。

3 主要人権条約・人道法の履行等、我が国の取組の説明・発信

(1) 政府報告の提出や審査への対応、各条約体委員会の総括所見に基づくフォローアップ等を着実に実施する。令和4年度に予定されている自由権規約委員会及び障害者権利委員会による対日審査に真摯に対応し、各条約の履行を確保する。

(2) 関係省庁と共に、個人通報制度の受入れの是非について、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無及び個人通報制度を受け入れる場合の実施体制等の課題に関し、関係省庁研究会の開催等を通じて検討を行う。

(3) グループ・オブ・フレンズ会合等を通じた国際事実調査委員会(IHFFC)の活動の支援や国際人道法(IHL)の普及・履行強化に関与する等、人道分野における国際社会の取組に積極的に参加する。また、日本赤十字社とのIHL国内委員会の共催等を通じて、国内におけるIHLの普及に努める。

(4) 我が国の人権人道分野における取組に対する国際社会の理解を促進すべく、国連を始めとした国際社会における適切な説明・発信を行う。

施策の進捗状況・実績

1 国際社会

(1) 国際社会における人権問題の解決に貢献するため、各種国際人権フォーラムにおいて、国際社会の意思や規範の形成に積極的に貢献した。例えば、3月の第49回国連人権理事会及び、12月の第76回国連総会において、北朝鮮人権状況決議(北朝鮮に対して、全ての拉致被害者の即時帰国を強く要求する旨を含め拉致問題を始めとする北朝鮮の人権状況に対する国際社会の懸念を受け、対応を求める内容)が採択されるよう、関係国間の議論に共同提案国として、積極的に関与し、同決議は全会一致で採択された。新たに創設された人権人道課企画官のポストを通じて、日本国内における人権尊重の促進の各施策や、「ビジネスと人権」に係る政府の取組を国連人権理事会や国連主催のフォーラムにおいて発信した。そのほか、人権理事会及び国連総会第3委員会のいずれにおいても、新疆ウイグル自治区を中心とする中国の人権状況に懸念を示す共同ステートメントに日本がアジアから唯一これに参加した。

(2) OHCHRの活動に関しては、任意拠出金を通じてOHCHR東南アジア事務所におけるビジネスと人権に関する取組及びOHCHR能力強化事業への支援を行った。また、6月には、ニューヨークの国連本部で開催された第39回自由権規約締約国会合において、自由権規約委員会委員選挙が行われ、日本が候補として擁立した寺谷広司東京大学大学院法学政治学研究科教授が我が国出身の4人目の委員として当選を果たした。日本は1987年から現在まで、自由権規約委員会に継続して日本人委員を輩出している。

社会的弱者の権利の保護・促進に関しては、以下のとおり、こどもの権利やビジネスと人権の分野において取組を行った。

・GPeVACの理事国及びパスファインディング国(GPeVACにおいて、自国内のこどもに対する暴力撲滅に向けて取り組むことを約束する国)として、児童に対する暴力撲滅基金に対し、ブルキナファソ、コートジボワール、エチオピア、ナイジェリア及びジンバブエの5か国における、脆弱な社会経済的状況下に置かれた家族や親、教員等への子育て支援及び家庭内暴力や虐待・性的搾取から児童を保護することを目的とする事業への拠出を行った。

・平成23年(2011年)の第17回国連人権理事会において支持された「ビジネスと人権に関する指導原則：国連「保護、尊重及び救済」枠組みの実施」の履行に向けて、積極的に取り組んだ。その取組の一つとして、令和2年10月に策定した「ビジネスと人権」に関する行動計画の着実な実施を

通じ、企業の人権意識を高めるべく、人権デュー・ディリジェンス（企業活動における人権への影響の特定、予防・軽減、対処、情報提供を行うこと）の導入といった啓発活動を実施しており、その一環として、企業における人権尊重の取組を後押しするため、9月には業種横断的な人権デュー・ディリジェンスに関するガイドラインを政府として策定した。また、10月から11月にかけては、マレーシア、フィリピン、インドネシア及びインドにおいて、現地駐在日本企業を対象にした人権デュー・ディリジェンス関連セミナーを開催した。さらに、UNDP への資金拠出を通じて、世界17か国で、企業に対する人権デュー・ディリジェンス実施支援及び政府に対する行動計画策定支援を実施した。

行動計画の実施状況の確認に当たって、中谷総理大臣補佐官及び内閣官房副長官補の下で、「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」（6月、8月、9月）、幅広い関係者との対話の場として円卓会議（8月及び令和5年3月）、及び円卓会議の下に設けた作業部会（7月及び令和5年3月（円卓会議と合同））を開催するなど、行動計画のフォローアップについて、ステークホルダーと更なる議論を進めた。

さらに、9月にバンコクで実施されたビジネスと人権地域フォーラムにおいて中谷総理補佐官が我が国の取組をアピールした他、国際機関におけるイベントや外国政府との二国間協議において、ガイドラインの策定を含む政府の取組を広報した。

(3) 7月にオンラインで開催された民主主義共同体運営理事国会合に人権人道課長が参加し、民主主義に関する様々な議論を行った。オンラインで定期的開催される RRM 関連会合に参加し、G7 諸国と、偽情報を含む民主主義への介入事案等について情報共有・意見交換を実施した。また、3月に米国等5か国共催の民主主義のためのサミット（オンライン形式）にも岸田総理大臣が参加し、民主主義を含めた普遍的価値を重視する立場から、民主主義を守り、世界における人権を促進するために重視している点について述べるステートメントを実施し、韓国主催の反腐败をテーマとするアジア・太平洋地域セッションにおいて林外務大臣がビデオステートメントを実施した。

2 二国間関係

令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響等により、二国間人権対話は開催されなかった。一方、ミャンマーについては、令和3年2月の国軍によるクーデターを受け、①暴力の即時停止、②被拘束者の解放、③民主的な政治体制の早期回復を引き続き強く求めつつ、一日も早く、ミャンマーの人々の意思が反映される形で、人権・人道状況の改善が実現することを期待する旨、国際人権理事会等においても累次発言を行った。第77回国連総会第3委員会においては、ミャンマー関連決議について、コンセンサスに参加し、共同提案国となった。

3 主要人権条約・人道法の履行等、我が国の取組の説明・発信

(1) 各条約体の日本政府報告審査に関しては、8月に障害者権利条約及び、10月に自由権規約に関して、それぞれ国内における条約の実施状況に関する定期的な政府報告審査が行われ、日本は、各条約の委員会との間で建設的な対話を行った。また、令和5年1月には、各国の人権状況を定期的に審査する国連人権理事会の普遍的・定期的レビュー（UPR）制度に基づき、我が国の審査が行われ、我が国は、各国からの指摘や質問に対し、我が国政府の立場や取組について適切に説明した。

(2) 個人通報制度の受入れの是非について、諸外国における個人通報制度の導入前の準備や運用等の実態等を踏まえ、引き続き検討を行った。

(3) 11月にはアジア太平洋国際人道法地域会合に参加した。また、国際人道法（IHL）の啓発の一環として、例年同様、赤十字国際委員会（ICRC）主催の IHL 模擬裁判・ロールプレイ大会に、審査員役として講師を派遣した。令和5年3月には、ジュネーブ諸条約のもとに設置されている国際事実調査委員会（IHFFC）に対して、国際人道法の履行強化を目的として事務局及び委員会運営経費の支援として、約12,000スイスフランの拠出を行い、最大拠出国となった。

(4) 令和5年3月には、人権理事会ハイレベルセグメントにおいて昨年に引き続き中谷総理補佐官がステートメントを実施し、アジアの国々を始めとする世界の人権保護・促進に貢献していく決意を述べ、拉致問題の早期解決の重要性を訴えるとともに、香港や新疆ウイグル自治区を始めとする中国の人権状況に深刻な懸念を表明し、中国の具体的行動を求めた。また、「ビジネスと人権」、こどもに対する暴力撲滅、ハンセン病差別撤廃、先住民族であるアイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現、女性の人権の保護推進といった分野における日本の直近の取組を紹介した。

令和5年度目標

1 国際社会

(1) 国連人権理事会及び国連総会第3委員会等の国際人権フォーラムにおいて、各種人権状況決議の調整・採択や人権の保護・促進のための議論への積極的参画を通じ、国際社会の意思形成や規範

の構築に貢献する。深刻な人権侵害にはしっかり声をあげる一方、「対話」と「協力」を基本として、人権擁護に向けた努力を行っている国には自主的な取組を促す日本らしい人権外交を引き続き積極的に進めるべく、国連人権理事会理事国選挙で当選を果たし、令和6年1月から理事国に復帰する。また、我が国が主提案国として提出予定のハンセン病差別撤廃決議等に関し、上記テーマの重要性を国際社会に広く普及すべく、引き続きイニシアティブを取る。

(2) 国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR) の活動を始め、社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした国連等による各種取組と連携・協力していく。例えば、「子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ (GPeVAC)」と協力・連携し、令和3年度に策定した「子どもに対する暴力撲滅行動計画」の周知、着実な履行を進める。また、ビジネスと人権の分野においては、令和2年度に策定した企業活動における人権の尊重に係る「ビジネスと人権」に関する行動計画の周知を始め、同行動計画の着実な履行や、「ビジネスと人権に関する行動計画推進円卓会議」、関係府省庁施策推進連絡会議を通じ、「ビジネスと人権」に関する関係府省庁の政策の一貫性を確保するとともに、責任ある企業活動の促進を図り、国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進に貢献し、日本企業の価値と国際競争力の向上、及びSDGs達成への貢献を図っていく。さらに、グローバル・サプライチェーンにおける人権侵害に対処すべく、アジア諸国を含む幅広い途上国を対象に、相手国政府に寄り添う形で、政策形成、慣行改善等を通じた責任ある企業行動の実現に向けた取組を促進していく。また、行動計画の規定により、令和5年度に求められている「行動計画公表から3年後を目処とした関係府省庁における意見交換」を着実に実施し、引き続き実効性のある行動計画の実施促進を計っていく。

(3) G7即応メカニズム (RRM) の取組、民主主義共同体等への参加等を通じ、引き続き国際社会における民主主義の促進と保護に貢献する。G7即応メカニズムでは、対面による会合に加え、担当官による電話会議を定期的実施することとしており、こうした会合の場において、民主主義に脅威を与える偽情報に対する対策等について継続して議論していく。

2 二国間関係

人権状況に深刻な問題がある国に対し、国際社会と協調しつつ、改善を求めるとともに、二国間外交においても、積極的に各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。特に、二国間人権対話の実施等を通じ、当事国による人権分野の取組を促すとともに、意見交換を通じて我が国自身の取組の共有や国連等の多国間の場における協力を図る。

3 主要人権条約・人道法の履行等、我が国の取組の説明・発信

(1) 各条約体委員会への政府報告の提出や審査への対応について、着実に実施する。

(2) グループ・オブ・フレンズ会合等を通じた国際事実調査委員会 (IHFFC) の活動の支援や国際人道法 (IHL) の普及・履行強化に関与する等、人道分野における国際社会の取組に積極的に参加する。また、日本赤十字社とのIHL国内委員会の共催等を通じて、国内におけるIHLの普及に努める。

(3) 我が国の人権人道分野における取組に対する国際社会の理解を促進すべく、国連を始めとした国際社会における適切な説明・発信を行う。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

令和5年には、日本が立候補している人権理事会理事国選挙が行われるほか、3年に一度のハンセン病差別撤廃決議の提出が予定されていることから、これらについて年度目標に追記した。令和2年に策定された「ビジネスと人権」に関する行動計画には、公表後3年後を目処とした関係府省庁における意見交換の実施を行う旨が記載されている。これを踏まえ、上記目標についても行動計画の着実な実施に向けた目標として、意見交換の実施を通じた行動計画の実施促進について年度目標に記載した。

測定指標7-2 人道分野での取組 (難民等への支援) *

中期目標 (一年度)

国内における難民等への支援、第三国定住による難民の受入れ等を通じ、我が国の社会的安定を維持しつつ、人道分野で国際貢献を行う。

令和3年度目標

1 第三国定住によるアジア地域に滞在する難民及び第三国定住により受け入れた難民の親族の受入れを行う。また、第三国定住難民の受入れにあたり、定住先の地方展開の在り方も含め、適切に見直し・改善を行う。

- 2 国内の難民等に対する支援を行う。
- 3 UNHCR、IOM 及び NGO との連携を強化し、円滑な難民支援を実施する。また、受け入れた難民が自立した生活を営めるよう適切な定住支援プログラム、定住後の支援等を実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、令和2年度における第三国定住難民の受入れが見送られた後、令和3年度は、当初、第1回目の受入れ（第11陣）を9月に、第2回目の受入れ（第12陣）を令和4年3月に予定していた。しかしながら、令和3年中においても、国内外において、新型コロナウイルス感染症の感染が再拡大し、マレーシアでは活動制限令が発令され、個人の国内での移動が制限されたことから、第三国定住難民の候補者の面接を行うことが困難となった。また、我が国においても緊急事態宣言の発令に伴い厳格な水際措置が実施されたことや、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により国内における受入準備も困難な状況にあったこと等の事情から、関係省庁や UNHCR 及び IOM といった国際機関等からの意見聴取を行った結果、変更後のスケジュールでの受入れ及び面接調査の実施も困難であると判断した。関係省庁や UNHCR 及び IOM といった国際機関等からの意見を踏まえ、受入れスケジュールを再度変更し、令和3年9月に受入予定であった第11陣を令和4年3月に確実な定住支援のために規模を縮小して、4世帯6人を受け入れた。また、第12陣の面接調査は、令和4年2月に、日本とマレーシアをオンラインで結んで実施した。第12陣は、令和4年9月受け入れ予定である。このように、令和3年度においては、国内及びマレーシアでの感染状況を見据えながら、必要な感染対策と両立させた対象者の選定プロセス、入国や研修の方法などを検討し、実施してきたところであるが、定住支援の実施に関し有益となる知見も蓄積された。具体的には新型コロナウイルス感染症が収束していなくても事業を実施できるように、予防接種、PCR検査、陽性者が発生した場合の対応、オンラインでの面接、授業、打ち合わせ等のノウハウを習得できた。
- 2 条約難民に対する定住促進支援に加え、生活に困窮する難民認定申請者への支援(月平均149人)を実施した。
- 3 新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響はあったものの、従来から UNHCR、IOM 及び難民支援を行う NGO との定期的な協議についてはオンラインで実施することで国内難民支援に係る必要な情報交換等を行い、連携の強化に努めた。
- 4 ミャンマー、アフガニスタン、ウクライナ等の国際情勢に鑑み、難民支援業務の重要性が注目を集める中、難民認定申請者・難民認定者・第三国定住難民への支援のあり方について関係省庁との連携強化に努めた。

令和4年度目標

- 1 第三国定住によるアジア地域に滞在する難民及び第三国定住により受け入れた難民の親族の受入れを行う。また、第三国定住難民の受入れにあたり、定住先の地方展開の在り方も含め、適切に見直し・改善を行う。
- 2 国内の難民等に対する支援を行う。
- 3 UNHCR、IOM 及び NGO との連携を強化し、円滑な難民支援を実施する。また、受け入れた難民が自立した生活を営めるよう適切な定住支援プログラム、定住後の支援等を実施する。
- 4 ミャンマー、アフガニスタン、ウクライナ等の国際情勢に鑑み、難民認定申請者・難民認定者・第三国定住難民への支援のあり方について、関係省庁と緊密に連携しながら適切な判断に基づき善処する。

施策の進捗状況・実績

- 1 本来令和4年3月に予定されていたマレーシアからの第三国定住難民第12陣の受け入れは、新型コロナウイルス感染症の影響により延期となっていたが、9月に第12陣29人の第三国定住難民を受け入れた。また、令和5年3月には第13陣21名のミャンマー難民を受け入れ、定住支援プログラムを実施した。
- 2 条約難民に対する定住促進支援に加え、生活に困窮する難民認定申請者への支援(204人)を実施した。
- 3 新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響はあったものの、従来から UNHCR、IOM 及び難民支援を行う NGO との定期的な協議についてはオンラインで実施することで国内難民支援に係る必要な情報交換等を行い、連携の強化に努めた。IOM に対しては、第三国定住難民への渡航前支援のために拠出金を出しており、日本に定住する準備に大きく貢献している。

- 4 ミャンマー、アフガニスタン、ウクライナ等の国際情勢に鑑み、難民支援業務の重要性が注目を集める中、難民認定申請者・難民認定者・第三国定住難民への支援のあり方について関係省庁との連携強化に努めた。

令和5年度目標

- 1 第三国定住によるアジア地域に滞在する難民及び第三国定住により受け入れた難民の親族の受入れを行う。また、第三国定住難民の受入れにあたり、定住先の地方展開の在り方も含め、適切に見直し・改善を行う。
- 2 国内の難民等に対する支援を行う。
- 3 UNHCR、IOM 及び NGO との連携を強化し、円滑な難民支援を実施する。また、受け入れた難民が自立した生活を営めるよう適切な定住支援プログラム、定住後の支援等を実施する。
- 4 ミャンマー、アフガニスタン、ウクライナ等の国際情勢に鑑み、難民認定申請者・難民認定者・第三国定住難民への支援のあり方について、関係省庁と緊密に連携しながら適切な判断に基づき善処する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

測定指標 7-3 人権理事会に我が国が提出・提案する人権状況決議の採択状況

	中期目標値	令和3年度		令和4年度		令和5年度
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値
多くの国の賛成を得て採択されることを確保する。		人権理事会に我が国が提出・提案する決議に関し、同決議が幅広い支持を得て採択されることを確保する。	全会一致採択（カンボジア人権状況決議、北朝鮮人権状況決議）	人権理事会に我が国が提出・提案する決議に関し、同決議が幅広い支持を得て採択されることを確保する。	全会一致採択（北朝鮮人権状況決議）	ハンセン病差別撤廃決議等、人権理事会に我が国が提出・提案する決議に関し、同決議が幅広い支持を得て採択されることを確保する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

令和5年度には3年に一度のハンセン病差別撤廃決議を我が国が主提案国として提出予定であるため、右につき年度目標値に追加した。

達成手段

達成手段名（注）	予算額等（予算手段。単位：百万円）／概要（非予算手段）				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和2年度 予算額計 （執行額）	令和3年度 予算額計 （執行額）	令和4年度 予算額計 （執行額）	令和5年度 当初予算額		
①人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進	19 (6)	14 (9)	13 (19)	13	7-1 7-3	
②国際連合人権高等弁務官事務所（OHCHR）拠出金（任意拠出金）	2 (2)	2 (2)	168 (168)	2	7-1 7-3	

③難民等救援業務委託事業	415 (415)	390 (390)	407 (407)	444	7-2	
④難民等定住者支援業務委託事業	219 (169)	254 (254)	392 (392)	290	7-2	
⑤国際移住機関(IOM)拠出金(第三国定住難民支援関係)(任意拠出金)	35 (35)	31 (31)	30 (30)	31	7-2	
⑥「ビジネスと人権」に関する行動計画の実施を通じた日本企業における人権デュー・ディリジェンスの導入促進に係る経費	52 (43)	15 (11)	62 (44)	59	7-1	
⑦児童に対する暴力撲滅基金拠出金	153 (153)	0 (0)	100 (100)	0	7-1	
⑧国際事実調査委員会(IHFFC)拠出金(義務的拠出金)	3 (3)	4 (0.6)	4 (1)	5	7-1	
⑨国際連合人権高等弁務官事務所(OHCHR)能力強化拠出金	-	26 (26)	29 (29)	28	7-1 7-3	
⑩国際連合開発計画(UNDP)拠出金	-	683 (683)	(250)	0	7-1	

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野 8 ジェンダー平等の実現に向けた国際協力の推進

施策の概要

女性・ジェンダーに関する外交課題の情報や知見の集約、及び女性関連施策の企画・調整を通じた、ジェンダー平等の実現に向けた取組を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・女性活躍担当内閣総理大臣補佐官の任命（令和3年12月10日）
- ・第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）
第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献
- ・第208回国会施政方針演説（令和4年1月17日）
五 すべての人が生きがいを感じられる社会へ
- ・第211回国会施政方針演説（令和5年1月23日）
六 包摂的な経済社会づくり
- ・第1回女性車座対話に当たっての岸田内閣総理大臣ビデオ・メッセージ（令和4年3月5日）
- ・国際女性会議 WAW!2022 における岸田内閣総理大臣開会挨拶（令和4年12月3日）
- ・「国際女性の日」に当たっての岸田内閣総理大臣ビデオ・メッセージ（令和5年3月8日）
- ・紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金（GSF）との共催サイドイベントにおける林外務大臣によるビデオ・メッセージ（令和4年9月22日）
- ・英国政府主催「紛争下の性的暴力防止イニシアティブ（PSVI）国際会議」における高木外務政務官のビデオ・メッセージ（令和4年11月29日）
- ・第67回国連女性の地位委員会における一般討論に当たっての小倉将信女性活躍担当大臣・内閣府特命担当大臣（男女共同参画）ビデオ・メッセージ（令和5年3月6日）

測定指標 8-1 ジェンダー平等の実現に向けた国際的議論への参画・対外発信 *

中期目標（一年度）

国際会議や多国間協議は、女性のエンパワーメントの促進・ジェンダー平等実現のための政策や課題について議論を行う場であると同時に、我が国の取組をアピールする上でも、また、我が国のジェンダー平等の促進に資する国際的な取組を国内向けに発信する上でも重要である。そのような場で、ジェンダー平等の実現に係る国際的議論に引き続き積極的に参画するとともに、我が国が国内外で行っている女性のエンパワーメント促進・ジェンダー平等実現に向けた取組を積極的に発信することにより、我が国のジェンダー分野における国際的なプレゼンス維持・向上を図る。また、国内のジェンダー平等実現に資すると考えられる国際的な取組については、関係省庁と連携しつつ国内向けにも積極的に発信していく。

令和3年度目標

- 1 我が国が女性分野において国際社会をリードすることを目的とし、国際女性会議の開催等を通じて日本政府の国内外における取組を積極的に発信するとともに、各国政府や国際機関、市民社会等とのネットワークを構築する。その際、内閣府男女共同参画局を始めとする関係各省と連携・協力する。
- 2 (1) 女性活躍推進の取組を諸外国と協力しながら日本国政府の取組等を国内外で広く周知し、各国の女性活躍推進に携わる政府、経済界、学術界等とのネットワーク構築を図るとともに、女性のエンパワーメントについての認識を各国と共有するため、在外公館主催でフォローアップセミナーを開催するとともに、国際機関や在外公館が関与する女性分野に関するセミナー、シンポジウム等において、イベントの開催や我が国代表の派遣を行う。その際、内閣府男女共同参画局を始めとする関係各省と連携・協力する。
(2) G20（イタリア）及びG7（英国）における議論・対話に積極的に参加する。とりわけ、G20の文脈では、平成29年G20ハンブルク・サミットにおいて立ち上げが歓迎された「女性起業家資金イニシアティブ」の運営委員会の一員として、同基金の運営に積極的に関与するとともに、令和元年G20大阪サミットにおいて立ち上げられた「女性のエンパワーメントと経済参画促進のための民間セクターアライアンス（EMPOWER）」の円滑な運営をサウジアラビア、イタリア、インドネシア及びカナダと連携して進める。その際、EMPOWERの設立目的であるG20各国の民間セクター代表間

の自発的・自立的なネットワーク構築を促すことができるよう民間の女性起業家やW20関係者等と緊密に連携する。

- 3 女子差別撤廃委員会から令和2年3月に送付された事前質問票に過不足なく回答するよう、関係省庁と連携しつつ、準備を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響で、国際女性会議 WAW! の開催には至らなかったものの、UN Women をはじめとする国際機関と協力し、国際社会におけるジェンダー平等の推進に寄与した。具体的には、6月30日から7月2日にかけて開催された「平等を目指す全ての世代」フォーラム首脳会合（UN Women 及び仏政府共催）の「ジェンダーに基づく暴力」行動連合のセッションに丸川内閣府特命担当大臣（男女共同参画担当）が参加したほか、9月には、紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金（GSF）との共催サイドイベントにおいて宇都外務副大臣がビデオ・メッセージを发出する等、これら国際機関の開催する各種イベントや会議に参加し、ジェンダー平等の実現に向けた知見や経験を共有した。また、これらの国際機関の実施する活動を通じ、職業訓練や起業支援を行うなど、途上国の女性たちの経済的エンパワーメントを支援した。このほか、令和4年度における改訂に向けて、市民社会の意見を聴取しつつ、より良い「女性・平和・安全保障に関する行動計画」のあり方についての検討を行った。こうした取り組みや国際社会におけるジェンダー分野の動向・世界的潮流の状況につき、女性参画推進室の SNS（ツイッター及びフェイスブック）において発信した（令和3年度の発信数：ツイッター295件、フェイスブック222件）。
- 2 (1) 令和4年3月には、日本の男女共同参画や女性参画推進のきっかけの一つとなった女子差別撤廃条約の内容と意義について現役の女子差別撤廃委員会委員に議論いただく、「女子差別撤廃条約を知っていますか？」を実施した。国内外からの参加者は536名であり、参加者からはそれぞれのセッションに関する事前質問が総計171件寄せられ、コロナ禍において一層問題が顕著となったジェンダー不平等の状況とより良い社会のあり方を考えるうえで有意義なものとなった。また、在パラグアイ大使館と在ジャマイカ大使がそれぞれ女性のエンパワーメント、女性に対するドメスティック・バイオレンス（DV）等をテーマとした在外公館主催のセミナーをオンラインで開催し、我が国の有識者と現地の有識者の意見交換を行うと同時に、我が国の男女共同参画関連施策の周知を同国に対して行った。邦人講師の選定については、内閣府男女共同参画局と協力して、セミナーのテーマに適した講師を選定し、日本国内の有識者と国外の有識者との間の人脈形成にも努めた。ウェビナーの視聴者数は合計153人であり、事後アンケートを実施した公館によると89%が「満足」または「やや満足」と回答している。
(2) G7英議長国の下において、ジェンダー平等は、開かれた、包摂的な、公正な社会の中核と位置付けられ、女子教育、女性のエンパワーメント、女性及び女兒に対する暴力の終焉が3つの主要な優先事項として取り上げられ我が国も議論に貢献した。また、平成31年以来再活性化された、ジェンダーの各分野の有識者で構成されるジェンダー平等アドバイサリー評議会（GEAC）が、G7首脳に対して14の提言を行い、その多くが首脳宣言に盛り込まれ、我が国は提言の実施についての議論に貢献した。
G20 イタリア議長国下では、8月、G20では初となる女性活躍担当大臣会合がサンタ・マルゲリータ・リグレにてハイブリッド方式で開催され、我が国から丸川内閣府特命担当大臣（男女共同参画担当）がオンラインで開会セッションに参加した。また、G20 ローマ首脳宣言作成にあたり、ジェンダー平等及び女性のエンパワーメント促進のための議論に我が国は積極的に貢献した。さらに、G20 首脳会合において立ち上げ等が歓迎された「女性起業家資金イニシアティブ」や「女性のエンパワーメントと経済代表性向上のための民間アライアンス（EMPOWER）」の定期会合に参加し、これらの運営が円滑に進むよう努めた。EMPOWERの活動に賛同・参画するアドボケート（提唱企業）数は250社・団体（うち日本からは33社）まで増加した。また、日本民間代表が中心となって作成した各企業の好事例集を女性参画推進室の SNS（ツイッター及びフェイスブック）において紹介する等、広報活動に協力した。
- 3 女子差別撤廃委員会から示された事前質問票に書面回答する形で、12月に閣議決定した第5次男女共同参画基本計画に基づく取組を中心に、関係省庁と連携して条約の実施状況を記載し、9月に第9回報告書として提出した。

令和4年度目標

- 1 国際女性会議 WAW! の開催等を通じて、日本政府が女性活躍推進を重視している姿及び国内外における先進的取組を積極的に発信するとともに、各国政府や国際機関、市民社会等とのネットワー

クを構築する。その際、内閣府男女共同参画局を始めとする関係各府省と連携・協力する。なお、日本におけるジェンダー格差の状況が国際的にもある程度認知されていることは周知のとおりであるものの、ジェンダー平等の実現及び女性のエンパワーメントの促進に向けた日本の各種国内施策や国際協力については認知されていない部分も未だあることから、国際会議の場やセミナー等を通じて積極的に対外発信していく必要がある。また、実証に基づく各国の先進的な取組や好事例に関する情報収集を各国の関係者との意見交換等から聴取し、関係省庁を始めとする日本国内に周知・共有することも外務省の役割の一つである。令和4年度においては、こうした観点からの発信を一層強化していく。

- 2 (1) 日本国政府の女性活躍推進の取組等を国内外で広く周知し、各国の女性活躍推進に携わる政府、経済界、学术界等とのネットワーク構築を図る。女性のエンパワーメントについての認識を各国と共有するため、引き続き、在外公館主催でフォローアップセミナーを開催するとともに、国際機関や在外公館が関与する女性分野に関するセミナー、シンポジウム等において、イベントの開催や我が国代表の派遣を1件以上行う。その際、内閣府男女共同参画局を始めとする関係各省と連携・協力する。
- (2) G7(独)及びG20(インドネシア)における議論・対話に積極的に参加する。とりわけ、G7では、独議長下でジェンダー平等は優先課題の一つに挙げられており、ジェンダー平等大臣会合も開催予定のところ、令和5年の日本議長国年も見据えて議論に参加していく。G20の文脈では、インドネシア議長国下において、令和4年9月に第2回女性活躍担当大臣会合がハイブリッド形式で開催予定であり、同年11月に開催されるG20パリ・サミットでの首脳宣言にジェンダー平等及び女性のエンパワーメントの促進に向けた取組が引き続き言及されるようフォローしていく。

施策の進捗状況・実績

- 1 12月、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い延期されてきた国際女性会議 WAW!2022 を約3年ぶりに開催した。ヨハネソン・アイスランド大統領、サンドゥ・モルドバ大統領、バフス国連女性機関事務局長、バトツェツェグ・モンゴル外務大臣、マサゴス・シンガポール社会・家庭振興大臣(兼)第二保健大臣(兼)ムスリム問題担当大臣等、26か国から119名が登壇した(ビデオ・メッセージによる参加を含む)。対面及びオンラインによる初のハイブリッド形式での開催となった。全国22か所のサテライト会場と東京の会場とを繋ぎ、地方からの直接参加を可能とした。当日の対面参加者は300人以上、また、ユーチューブでの再生回数は1万6千件を超えた。「WAW! for Mainstreaming Gender into a New Form of Capitalism 新しい資本主義に向けたジェンダー主流化」をメイン・テーマに、男女の賃金格差から、女性の平和・安全保障への参画、女性と防災まで、幅広く、かつ、包括的に議論し、あらゆる分野の施策にジェンダーの視点を取り入れることの重要性を再認識した。また、未来を担う若者世代の視点を交えながら、地方における諸問題にも目を向け、世代や地域を超えた議論を展開した。岸田総理は、開会挨拶の中で、「新しい資本主義の理念の下、世界各国の第一人者と共に多岐にわたる諸課題について議論を行い、これらをジェンダーの視点から有機的に結びつけることで、ジェンダー主流化を加速させていきたい」旨発言し、ジェンダー主流化の重要性を世界に向けて発信した。なお、WAW!の前後2か月間(10月3日から令和5年2月5日まで)を公式サイドイベント期間(WAW!ウィークス)とし、ジェンダー平等に向けた機運を醸成した。イベント登録数は107となった。さらに、令和5年3月に開催したWAW!2022フォローアップ会合では、WAW!2022の有識者会合のメンバー、登壇者、サイドイベント主催者及び関係各省庁の関係者が一堂に会し、WAW!2022の議論の結果を回顧しつつ、現在や今後の取組について意見交換を行った。

ジェンダー分野においても、対面での各種会合が再び増加傾向になる中で、4月には、国連女性機関(UN Women)ドナー会合及びケアワークに関するG7関連会合に上杉外務大臣政務官が、また、9月に開催された紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金(GSF)との共催サイドイベントにおいては、林外務大臣がビデオ・メッセージで参加したほか、今福総合外交政策局参事官らが対面で参加し、ジェンダー分野における有意義なネットワークを構築した。また、森総理大臣補佐官(女性活躍担当)が、シンガポール、フィリピン、オーストラリア、ニュージーランド、米国、英国、アイスランド及びフィンランドを訪問し、当該国の関係者と意見交換し、人脈を構築したほか、サモアの女性・共同体・社会開発大臣とオンラインで会談する等、ジェンダー平等の実現に向けた知見や経験を共有した。

我が国のジェンダー分野における対外的な取組や国際社会におけるジェンダー分野の動向・世界的潮流の状況につき、女性参画推進室のSNS(ツイッター及びフェイスブック)において発信した(令和4年度の発信数:ツイッター492件、フェイスブック510件)。

2 (1) 8月、在マレーシア大使館が現地団体（タレントコープ（人的資源省傘下機関）、ASB（Asia School of Business等）とともに「女性のエンパワーメントセミナー～平等な社会と持続的な成長～」と題したセミナーをハイブリッド形式で開催し、セミナー講師として我が国から有識者を派遣した。同セミナーでは日本・マレーシア両国における女性のエンパワーメントの促進について、我が国の有識者と現地の有識者らの意見交換を行うと同時に、我が国の男女共同参画関連施策の周知を同国に対して行った。また、同セミナーを通じて、両国における女性活躍推進に携わる政府、経済界、市民社会等とのネットワークを構築した。セミナーには、対面にて100名、オンラインにて150名が参加し、セミナー後も多数の参加者が我が国の有識者と意見交換を行うなど盛況のうちに終了した。また、内閣府男女共同参画局及び関係各省と連携し、9月、UN Womenがニューヨークで開催した「HeForShe サミット」において、岸田総理が男女平等促進に取り組む男性の首脳として「HeForShe チャンピオン」に就任した際に発表したコミットメントを作成した。同時に、WAW!2022開催に向け、同会議のコンセプトノートの作成及び有識者会合の開催に際しても協力した。さらに、G7広島サミットに向け、ジェンダー分野においてG7議長国として国際社会に向けて発信すべき事項の検討に際して協力したほか、作業部会を共同議長として運営した。

(2) G7ドイツ議長下では、6月に開催されたG7エルマウ・サミットの首脳宣言では、全ての政策分野に一貫してジェンダー平等を主流化させることが言及され、我が国も作業部会等を通じて積極的に議論に参加した。また、G7のコミットメントを継続的に監視するため、G7及びEUの国内・域内のジェンダー平等に係る12の指標について進捗を図表化した「ジェンダー・ギャップに関するG7ダッシュボード」が初めて作成され、指標の選定にあたって我が国は積極的に意見を出し議論に貢献した。また、10月には3年ぶりとなるG7男女共同参画担当大臣会合が開催され、小倉将信女性活躍担当大臣・内閣府特命担当大臣（男女共同参画）が出席した。

G20インドネシア議長国下では、8月、G20では2回目となる女性活躍担当大臣会合がバリにてハイブリッド形式で開催され、我が国から小倉女性活躍担当大臣・内閣府特命担当大臣（男女共同参画）がデジタルにおけるジェンダー格差是正をテーマとしたセッションにオンラインで参加した。また、G20バリ首脳宣言作成にあたり、ジェンダー平等及び女性のエンパワーメント促進のための議論に我が国は積極的に貢献した。バリ首脳宣言では、女性及び女兒が新型コロナウイルスのパンデミックやその他の危機によって、不均衡に影響を受け続ける中、包摂的な回復及び持続可能な開発のための取組の中核に、ジェンダー平等と女性の活躍を位置付けるというコミットメント等が再確認された。さらに、G20首脳会合において立ち上げ等が歓迎された「女性起業家資金イニシアティブ（We-Fi）」や「女性のエンパワーメントと経済代表性向上のための民間アライアンス（G20EMPOWER）」の定期会合に参加し、これらの活動が円滑に進むよう議論に貢献した。

令和5年度目標

1 引き続き、国際会議の開催等を通じて、日本政府による女性活躍推進に向けた取組及び国内外における先進的取組を積極的に発信するとともに、各国政府や国際機関、市民社会等とのネットワークを構築する。その際、内閣府男女共同参画局を始めとする関係各府省と連携・協力する。なお、日本におけるジェンダー格差の状況が国際的にもある程度認知されていることは周知のとおりであるものの、ジェンダー平等の実現及び女性のエンパワーメントの促進に向けた日本の各種国内施策や国際協力については十分に認知されていない部分も未だあることから、国際会議の場やセミナー等を通じて積極的に対外発信していく必要がある。また、実証に基づく各国の先進的な取組や好事例に関する情報を各国の関係者との意見交換等により収集し、関係省庁を始めとする日本国内に周知・共有することも外務省の役割の一つである。令和5年度においても、こうした観点からの発信を一層強化していく。

2 (1) 上記観点から、日本国政府の女性活躍推進の取組等を国内外で広く周知し、各国の女性活躍推進に携わる政府、経済界、学术界等とのネットワーク構築を図る。女性のエンパワーメントについての認識を各国と共有するため、引き続き、在外公館主催でフォローアップセミナーを開催するとともに、国際機関や在外公館が関与する女性分野に関するセミナー、シンポジウム等において、イベントの開催や我が国代表の派遣を1件以上行う。その際、内閣府男女共同参画局を始めとする関係各省と連携・協力する。

(2) G7及びG20におけるジェンダーの議論・対話に積極的に参加する。とりわけ、G7については、議長国としてジェンダー平等推進を主導していく立場にある。5月に開催されるG7広島サミットに向けて、我が国はジェンダー課題の解決に向けた議論を主導してきたが、引き続きジェンダー主流化の推進の観点から、各政策分野においてジェンダーの視点を取り入れた議論を進めることができるよう、関係各省と連携する。その際、G7の政府間のみならず、ジェンダー平等アドバイ

ザリー評議会（GEAC）やW7等の外部組織とも連携・協力する。G20の文脈では、インド議長国下において、令和5年8月に第3回女性活躍担当大臣会合が開催予定であり、また、同年9月に開催されるG20ニューデリー・サミットでの首脳宣言にジェンダー平等及び女性のエンパワーメントの促進に向けた取組が引き続き言及されるよう積極的に議論に参加していく。

(3) 我が国は令和3年9月に女子差別撤廃条約実施状況第9回報告を提出しており、対面審査の実施が予定されているが、新型コロナの影響で審査が遅延しており、時期は未定。審査を終えるまでは、委員の独立性について定める内部のガイドラインに従い、CEDAW委員を招聘することは出来ないが、仮に令和5年度中に対面審査が実施されれば、審査を終え次第速やかに招聘対象となる委員を3名程度選定し、招聘事業を実施する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

G7における議論・対話については、通常G7の議長国が主導的に行う立場にあることから、令和5年、日本がG7議長国に就任したことを受け、議長国としての取組としてG7における議論の主導及び関係各省・外部組織との連携を年度目標に追加した。

また、女子差別撤廃条約は新型コロナ等の影響で対面審査が遅れており、対面審査を控えている間は招へい事業は自粛する必要があったが、今年度に審査が実施され得ることを予測し招へい事業のための予算を計上しているため年度目標に追加した。

測定指標8-2 「女性・平和・安全保障(WPS)行動計画」に資する政策の推進 *

中期目標（一年度）

国際機関や実施団体等と連携し、また、国内においては市民社会や有識者等と協力することによって、国際社会においてジェンダー平等と平和構築に資する施策を推進し、国内外におけるジェンダー平等の一層の定着を図る。

令和3年度目標

- 1 国連女性機関（UN Women）や紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表（SRSG-SVC）事務所及び紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金（GSF）への拠出等を通じ、女性のエンパワーメント、女性・平和・安全保障（WPS）、紛争下の性的暴力防止・ジェンダーに基づく暴力防止等、関連分野を支援し、女性の参画を促進しつつ、我が国のジェンダー分野における国際的なプレゼンスの維持・向上を図るとともに、これら機関との連携を強化する。また、GSFについては、同基金への運営の参画を通じ、この分野への我が国の取組を強化する。
- 2 女性・平和・安全保障（WPS）に関する国連安保理決議履行のための我が国の行動計画の着実な実施を促進するため、モニタリング作業部会による実施状況報告書を作成し、評価委員による評価報告書策定（隔年毎）に備える。また、令和4年度末までに改定・公表することとなっている第三次行動計画策定に向けて、現行の行動計画（第二次）の改善すべき点等について、関係省庁、有識者・評価委員、市民社会、実施主体となりうる日本の国際NGOとの意見交換等を実施し、使い勝手の良い行動計画となるよう意を用いつつ改定作業を着実に進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 UN Women に対して約1,292万米ドルを拠出し、ジェンダーに基づく暴力の被害者保護及び暴力撲滅に向けた啓発活動、脆弱な立場に置かれた女性の社会的・経済的支援等のほか、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けた女性に対する生計支援、感染予防支援をアフリカ、中東、アジア地域で実施した。さらに、令和4年2月に第3回日・UN Women 政策協議をオンラインで実施し、同機関との協力関係を一層深化させた。また、加害者処罰に向けた活動を実施するSRSG-SVC事務所に対して、約18万ドルのコア拠出や約52万ドルのコンゴ(民)における紛争関連性的暴力を含むジェンダーに基づく暴力と女性・女児への新型コロナウイルス感染症拡大の影響の緩和及び女性による対応の強化に関するプロジェクトに対する拠出を行い、紛争下の性的暴力防止・ジェンダーに基づく暴力防止に寄与した。このほか、GSF に対しては、令和2年度に続いて令和3年度も200万ユーロを拠出し、また、理事会メンバーとして同基金の運営・活動方針の議論に積極的に関与した。9月には、第76回国連総会のサイドイベントとして、「紛争関連の性的暴力の生存者に対する賠償：現状と展望」と題するオンライン・イベントを日本はGSFと他の理事国と共催し、宇都外務副大臣がビデオ・メッセージで出席し、プレゼンスの向上を図った。

- 2 令和4年度末までに改訂・公表する予定の第3次「女性・平和・安全保障に関する行動計画」の策定に向けて、現行の行動計画（第2次）の改善すべき点等について、関係省庁との会合を6月に開催したほか、有識者・評価委員を交えた関係省庁との意見交換を7月に開催した。また、実施主体となりうる日本の国際NGOを含めた市民社会との意見交換等を7月に実施した。評価委員からの提言を踏まえて、新たな行動計画策定に向けた、現行の行動計画の見直しを行い、令和4年3月に評価委員との間で更なる意見交換を行った。また、WPS行動計画を関係省庁や国民に幅広く周知するためWPSに関するリーフレットを作成した。

令和4年度目標

- 1 国連女性機関（UN Women）や紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表（SRSG-SVC）事務所及び紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金（GSF）への拠出等を通じ、女性のエンパワーメント、女性・平和・安全保障（WPS）、紛争下の性的暴力防止・ジェンダーに基づく暴力防止等、関連分野を支援し、女性の参画を促進しつつ、我が国のジェンダー分野における国際的なプレゼンスの維持・向上を図るとともに、我が方SNS（ツイッター及びフェイスブック）等を活用した広報活動や関係者との意見交換を通じて、これら機関との連携を強化する。また、GSFについては、同基金の運営への積極的な参画を通じ、この分野への我が国の取組を強化する。
- 2 女性・平和・安全保障（WPS）に関する国連安保理決議履行のための我が国の行動計画の着実な実施を促進するため、モニタリング作業部会による実施状況報告書を作成し、評価委員による評価報告書を公表する。また、令和4年度末までに新たな行動計画を策定する。

施策の進捗状況・実績

- 1 UN Women に対しては、令和4年度に約23百万米ドルを拠出し、ウクライナ、アジア、アフリカ、中東地域22カ国において紛争、自然災害等の人道危機下に置かれる女性・女児のジェンダーに基づく暴力からの保護、緊急支援、生計支援、職業訓練等の活動を支援した。こうした活動は支援国のWPSアジェンダ履行にも貢献した。さらに、令和5年2月に第4回日・UN Women政策協議をオンラインで実施し、同機関との協力関係を一層深化させた。また、9月、UN Womenがニューヨークで開催した「HeForSheサミット」に岸田総理大臣が参加し、男女平等促進に取り組む男性の国家元首として「HeForSheチャンピオン」に就任した。日本のジェンダー平等の実現に向けた取組について発信し、UN Womenとの連携強化の姿勢を示した。12月に東京で開催した国際女性会議WAW!2022において、パフースUN Women事務局長が訪日し、基調講演を行い、コロナ禍において女性たちが受けた影響やジェンダー平等の実現に至るまでの諸課題と、それらを乗り越える道筋を示す等、同会議の意義や効果を高めるのに大きく貢献した。さらに、令和5年3月、UN Womenが事務局を務める第67回国連女性の地位委員会（CSW）が開催され、小倉将信内閣府特命担当大臣（男女共同参画）が、デジタル分野における女性のエンパワーメントに向けた日本の取組を対外的に発信した。また、加害者処罰に向けた活動を実施するSRSG-SVC事務所に対して、約19万ドルのコア拠出やマリにおける紛争関連性的暴力の影響を受けた女性・女児へ医療面・心理的支援、社会的・経済的再統合支援を実施するプロジェクトに対する約91万ドルの拠出を行った。

GSFに対しては、令和4年度に200万ユーロを追加拠出し、我が国からGSFに対するこれまでの拠出は合計600万ユーロとなった。また、令和4年度も引き続き、我が国は理事会メンバーとして同基金の運営・活動方針の議論に積極的に関与した。9月に「HeForSheサミット」に参加した岸田総理大臣は、そのスピーチの中で、ウクライナを始め世界各地で女性や女児たちが紛争下の性的暴力という重大な人権侵害に直面しているとし、日本政府のGSFへの貢献の他、200万ユーロの追加拠出の実施につき言及し、本分野での積極的な貢献をアピールした。

さらに、同月、第77回国連総会のサイドイベントとして、日本はGSFと他の理事国（仏、英国、韓国）や米国、カナダ及びウクライナと共催し、「紛争関連の性的暴力生存者と共に創る賠償のあり方：得られた教訓と新たな好事例」と題するイベントをハイブリッド形式で開催し、林外務大臣がビデオ・メッセージで出席し、同分野における日本のプレゼンスの向上を図った。また、7月には、第50回人権理事会のサイドイベントとして、日本はGSFと他の理事国（仏、英国、韓国）及び米国、ウクライナ等と、ウクライナにおける紛争関連の性的暴力生存者に対する支援に関するサイドイベントをジュネーブにて共催したほか、12月に日本政府が東京にて開催した国際女性会議WAW!の分科会において、GSF共同設立者でありノーベル平和賞受賞者のムクウェゲ医師がオンライン形式で登壇するなど、GSFとの連携を深め、同分野への日本の取組を強化した。

また、女性参画推進室のSNS（ツイッター及びフェイスブック）において、UN Women、SRSG-SVC及びGSFの投稿やホームページの記事等を紹介するとともに、これら組織に対する我が国の支援に関

する情報を発信した（令和4年度の発信数：ツイッター77件、フェイスブック105件。）女性参画推進室による発信については、UN Women、SRSG-SVC 及び GSF 側にも好意的に受け止められており、リツイートされることもある。

- 2 第3次「女性・平和・安全保障（Women, Peace and Security）に関する行動計画」の策定に向けて、評価委員会との意見交換を4月と8月に実施したほか、メール等で意見を聴取した。また、実施主体となりうる日本の国際NGOとの意見交換を6月から7月にかけて実施し、さらに幅広くWPSに知見のある市民社会・NGOを対象にした意見交換を8月と9月に実施し、その後、関係省庁と調整の上、第3次行動計画策定作業を進めた。このほか、モニタリング作業部会状況報告書を踏まえ、評価委員による評価報告書の作成を進めた。

令和4年度内に第3次行動計画及び評価報告書を公表する予定が遅れた原因として、昨今の国際情勢などを踏まえて国際社会においてジェンダー課題の重要性が高まっていることに伴い、女性関連分野の業務量がこれまで以上に急増していることがあげられる。国内的には10月に上川陽子衆議院議員が代表を務める女性・平和・安全保障（WPS）議会人ネット JAPAN（WPS 議連）が結成され、11月に林外務大臣へ、12月に岸田総理大臣へ緊急提言を提出したことを受け、今後のWPS関連施策と行動計画との関係や評価につき、検討を深めた。なお、第3次行動計画は3月にパブリックコメントを実施し、4月末に公表済みである。評価報告書は令和5年度上半期中に公表できるよう作業中である。

令和5年度目標

- 1 国連女性機関（UN Women）や紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表（SRSG-SVC）事務所及び紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金（GSF）への拠出等を通じ、女性のエンパワーメント、女性・平和・安全保障（WPS）、紛争下の性的暴力防止・ジェンダーに基づく暴力防止等、関連分野を支援し、女性の参画を促進しつつ、我が国のジェンダー分野における国際的なプレゼンスの維持・向上を図るとともに、我が方 SNS（ツイッター及びフェイスブック）等を活用した広報活動や関係者との意見交換を通じて、これら機関との連携を強化する。また、GSFについては、同基金の運営への積極的な参画を通じ、この分野への我が国の取組を強化する。
- 2 女性・平和・安全保障（WPS）に関する国連安保理決議履行のための我が国の行動計画について令和4年度末に公表予定だった第3次行動計画を4月に公表する。新たな行動計画について、NGO・市民社会への説明会を実施する。
- 行動計画の着実な実施を促進するため、関係省庁との連携を一層強化する。また、行動計画の実施についてモニタリング作業部会による実施状況報告書を作成し、公表する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

第3次行動計画については、令和4年度内に公表が出来なかったため、令和5年度4月中旬に公表するよう変更し、市民社会への説明会の実施も追加した。

また、第2次行動計画から第3次行動計画の実施目標の変更に沿って、令和5年度目標においては評価報告書の作成を実施せず、関係省庁との連携強化を追加した。

達成手段

達成手段名（注）	予算額等（予算手段。単位：百万円）／概要（非予算手段）				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和2年度 予算額計 （執行額）	令和3年度 予算額計 （執行額）	令和4年度 予算額計 （執行額）	令和5年度 当初予算額		
①女性・平和・安全保障（WPS）に関する行動計画関連経費	0.6 (0.6)	1 (1)	0.6 (0.3)	0.6	8-2	
②国連人権条約体対日理解促進プログラム関連経費	2 (0)	0 (0)	0 (0)	3.8	8-1	
③国際女性会議（WAW!）開催関連経費	82 (18)	79 (8)	72 (125)	78	8-1	

④在外公館における女性関連セミナー開催経費	3 (3)	3 (0.3)	3 (2)	3	8-1	
⑤ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)拠出金(任意拠出金)	2,330 (2,330)	1,396 (1,396)	2,282 (2,525)	243	8-1 8-2	
⑥紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表(SRSG-SVC)事務所拠出金(任意拠出金)	119 (119)	75 (75)	117 (117)	18	8-2	
⑦紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金(GSF)拠出金	246 (246)	242 (242)	256 (384)	140	8-2	
⑧女性起業家資金イニシアティブ(We-Fi)拠出金	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	8-1	

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 9 軍備管理・軍縮・不拡散への取組

施策の概要

大量破壊兵器の軍備管理・軍縮・不拡散体制の維持・強化は、国際社会の平和と安全を確保し、我が国の安全保障を担保するために重要であることから、我が国は、以下の取組を実施する。

- 1 核軍縮については、NPT を基礎とする国際的な核軍縮・不拡散体制の維持・強化、軍縮・不拡散イニシアティブ (NPDI) の取組主導、国連総会への核兵器廃絶決議案の提出・採択、包括的核実験禁止条約 (CTBT) の早期発効、核兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT) の早期交渉開始に向けた取組、その他国際的枠組みにおける取組、「非核特使」及び「ユース非核特使」制度を活用した軍縮・不拡散教育等の取組を積極的に行う。
- 2 大量破壊兵器 (WMD) 等の不拡散については、関連国連安保理決議等の着実な履行及び関係国による履行の支援等を行うとともに、保障措置強化のため、IAEA との各種の協力や、IAEA 保障措置協定の追加議定書発効促進に向けた取組等を行う。また、国際輸出管理レジームの強化に向けた取組、拡散に対する安全保障構想 (PSI) への貢献、セミナー等の開催によるアジア地域を中心とした働き掛け等を実施する。
- 3 生物・化学兵器については、生物兵器禁止条約 (BWC) 及び化学兵器禁止条約 (CWC) の普遍化、国内実施の強化等を含む国際レジームの維持・強化のための取組に貢献する。
- 4 通常兵器の軍備管理・軍縮の国際的枠組みの履行と普遍化に積極的に貢献する。また、通常兵器分野の信頼醸成措置の促進に向けた取組を継続する。

関連する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)

- ・ 第 211 回国会外交演説 (令和 5 年 1 月 23 日)
- ・ 第 211 回国会施政方針演説 (令和 5 年 1 月 23 日)
- ・ 第 10 回 NPT 運用検討会議一般討論演説 (令和 4 年 8 月 1 日)

測定指標 9-1 国際的な核軍縮を追求するための取組 *

中期目標 (一年度)

核兵器のない世界の実現に向け、国際的な核軍縮を追求するための現実的かつ実践的な取組を強化する。

令和 3 年度目標

- 1 新型コロナウイルス感染症の拡大で延期となっている第 10 回 NPT 運用検討会議が意義ある成果を収めるものとなるよう、米国の新政権の誕生や核兵器禁止条約の発効等の情勢の変化も踏まえながら、作業文書の提出・関係国や同志国との議論・我が国の施策の効果的発信等によって、現実的で具体的な取組や提案を継続し、NPT 体制の維持・強化に向けて貢献していく。
- 2 我が国と豪州が主導する軍縮・不拡散イニシアティブ (NPDI) 等の枠組みを通じ、国際的な核軍縮を追求するための現実的かつ具体的な取組の重要性を国際社会に対し発信していく。また、その他多国間の協議枠組みや軍縮・不拡散協議などの二国間協議等を通じて、地域・国際的な核軍縮・不拡散の問題に迅速かつ適切に対処する。
- 3 「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」の後継の取組や我が国が毎年国連総会に提出している核軍縮に関する決議等を通じて、核軍縮の進め方をめぐって立場の異なる様々な国々の橋渡しに努めつつ、国際社会が一致して取り組むことのできる共通の基盤の形成に積極的に貢献する。
- 4 CTBTO 準備委員会に拠出金を通じて大きく貢献している我が国として、CTBT 発効促進に向け、未批准国及び未署名国に対する働き掛けを行うとともに、令和 3 年に開催予定の CTBT 発効促進会議の成功に向けて貢献する。
- 5 核兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT) の交渉開始に向けた議論の進展に積極的に取り組み、我が国も参加する様々な会合の場において、条約の交渉開始に向け具体的に議論に貢献する。
- 6 核軍縮検証の国際パートナーシップ (IPNDV) 等の国際的な枠組みにおいて、作業文書の提出等を通じ、現実的かつ実践的な取組として核軍縮検証や核戦力の透明性等の核軍縮の進展に向けた議論に積極的に貢献する。
- 7 被爆の実相を世代や国境を越えて伝達するため「非核特使」及び「ユース非核特使」を来たるべき NPT 運用検討会議に派遣するとともに、国連軍縮フェローシップ・プログラムの一環として、広島及び長崎に若手外交官等を招待すること等を通じて、我が国の核軍縮政策に対する幅広い理解の

促進に取り組む。

施策の進捗状況・実績

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年1月に開催が予定されていた第10回NPT運用検討会議の延期が12月に決定し、今年度中は開催されなかった。そのため、提出済みの履行報告書は未公表であり、また提出予定であった作業文書の調整も停止している。他方で、NPT運用検討会議に向けての議論は継続した。例えば、令和4年1月には、NPTに関する日米共同声明を発出した。日米で、国際的な核軍縮・不拡散体制の礎石であるNPTへのコミットメントを再確認する共同声明を発出することにより、同会議の早期開催を含め、「核兵器のない世界」に向けて前進するための機運の維持・向上を図った。
- 2 NPDIとして、NPTの3本柱である核軍縮、核不拡散及び原子力の平和的利用について、核兵器国と非核兵器国の双方に対して具体的な行動を求める合意文書案（ランディングゾーン・ペーパー）を提出した。NPT運用検討会議の延期に伴い、予定されていたNPDI外相会合も延期となったが、こうした地域イニシアティブの枠組のみならず、核兵器国及び非核兵器国との間での二国間協議も実施し、運用検討会議に向けた取組を強化した。
- 3 我が国が提出した核兵器廃絶決議案は、12月の国連総会において、核兵器国である米国、英国及びフランス、並びに多くの非核兵器国を含む様々な立場の国々による158か国もの支持を得て採択され、核軍縮の進め方をめぐって立場の異なる様々な国々の橋渡しに努めつつ、国際社会が一致して取り組むことのできる共通の基盤の形成に積極的に貢献することができた。
12月に、第3回「核軍縮の実質的な進展のための1.5トラック会合」をオンライン形式で開催、岸田総理が総理大臣として初めて本会合に参加し冒頭挨拶を行った。本会合には、核兵器国及び非核兵器国の双方の政府関係者並びに核軍縮に関する様々な立場の国内外の民間有識者が出席し、次期NPT運用検討会議のあり得べき成果や、NPTの3本柱（軍縮・不拡散・平和的利用）のバランスの取れた成果の在り方等につき、活発な意見交換が行われた。
- 4 9月、ハイブリット開催となった第12回CTBT発効促進会議において、茂木外務大臣が録画形式でステートメントを行い、署名開放から25年が経過し、検証体制の整備が推進されていることを歓迎しつつ、同条約発効に向けた日本の決意を新たに示した。同会議の最終宣言や12月に我が国が提出して圧倒的多数で採択された核兵器廃絶決議において、残りの発効要件国に対する署名・批准を促すとともに、二国間の協議の場においても、未署名国による早期の署名を求めた。
- 5 FMCTの交渉開始に向けた議論の進展のため、国連総会における核兵器廃絶決議での呼びかけ、軍縮会議を始めとする様々な会合における条約交渉開始に向けたハイレベルからのステートメント等を行った。
- 6 IPNDVや、国連の核軍縮検証政府専門家グループ（GGE）の会合は、新型コロナウイルスの影響を受け、従来の対面会合の延期や、実施するとしても全てオンライン会合となったが、日本の有識者と共に参加し、現実的かつ実践的な取組として核軍縮検証の議論に参画した。
- 7 NPT運用検討会議は延期となったが、2件延べ78名に「ユース非核特使」を委嘱し、被委嘱者が国連欧州本部にて開催された軍縮会議公式本会議「若者と軍縮」において、録画によるスピーチを行った。また、国連軍縮フェロウシップ・プログラムの一環として、広島市・長崎市と共同でオンライン形式で日本関連ワークショップを行ったほか（19か国19名の若手外交官が参加）、国連総会第一委員会において、軍縮・不拡散教育に関するステートメントを行った。

令和4年度目標

- 1 新型コロナウイルス感染症の拡大で延期され、令和4年8月に開催が予定される第10回NPT運用検討会議が意義ある成果を収めるものとなるよう、ウクライナ情勢等の国際情勢の変化も踏まえながら、作業文書の提出・関係国や同志国との議論・我が国の施策の効果的発信等によって、現実的で具体的な取組や提案を継続し、NPT体制の維持・強化に向けて貢献していく。
- 2 NPT運用検討会議に向け、引き続き地域横断的なイニシアティブの取組として軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）や二国間協議を活用し、同会議の成功に向けた我が国としての取組・貢献を強化していく。
- 3 我が国が毎年国連総会に提出している核兵器廃絶決議等を通じて、核軍縮の進め方をめぐって立場の異なる様々な国々の橋渡しに努めつつ、国際社会が一致して取り組むことのできる共通の基盤の形成に積極的に貢献する。

- 4 CTBT の更なる前進のために未署名・未批准国、特に残りの発効要件国に対して早期の署名・批准を求める。二国間会談や国際的・地域的フォーラム等様々な機会を活用し、CTBT の発効促進や検証体制の強化に貢献する。
- 5 核兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT) の交渉開始に向けた議論の進展に積極的に取り組み、我が国も参加する様々な会合の場において、条約の交渉開始に向け具体的に議論に貢献する。
- 6 核軍縮検証の国際パートナーシップ (IPNDV) や、国連核軍縮検証専門家グループ (GGE) といった国際的な枠組みにおいて、作業文書の提出等を通じ、現実的かつ実践的な取組として核軍縮検証や核戦力の透明性等の核軍縮の進展に向けた議論に積極的に貢献する。
- 7 被爆の実相を世代や国境を越えて伝達するため「非核特使」及び「ユース非核特使」を来たるべき NPT 運用検討会議に派遣するとともに、国連軍縮フェローシップ・プログラムの一環として、広島及び長崎に若手外交官等を招待すること等を通じて、被爆の実相に対する理解を深める。
- 8 政府関係者や核軍縮に知見を有する有識者等の参加に加え、各国の現職や元職の政治リーダーの関与を得て、国際賢人会議を開催し、核兵器のない世界に向けた国際的な機運を高め、核軍縮分野における日本の貢献を効果的に発信する。

施策の進捗状況・実績

- 1 第 10 回 NPT 運用検討会議は 8 月 1 日から 26 日に米国ニューヨークの国連本部において開催された。日本は同会議において意義ある成果が収められるよう日本単独の取組に加え、NPDI やストックホルム・イニシアティブによる作業文書の提出など複数国の取組を含め、全力を尽くして対応した。同会議では、初日に岸田総理大臣が日本の総理大臣として初めて出席して一般討論演説を行い、「厳しい安全保障環境」という「現実」を「核兵器のない世界」という「理想」に結び付けるための現実的なロードマップの第一歩として、核リスク低減に取り組みつつ、(1) 核兵器不使用の継続の重要性の共有、(2) 透明性の向上、(3) 核兵器数の減少傾向の維持、(4) 核兵器の不拡散及び原子力の平和的利用、(5) 各国指導者などによる被爆地訪問の促進、の 5 つの行動を基礎とする「ヒロシマ・アクション・プラン」を提唱し、会議において意義ある成果が収められるよう各国に呼びかけた。同会議では、最終的にウクライナをめぐる問題を理由にロシア 1 か国のみが反対し、成果文書のコンセンサス採択に至らなかったものの、締約国間の真剣な議論を経て最終成果文書案が作成された。次回の運用検討会議の会期 (令和 8 (2026) 年) やそれに向けた会議プロセス、さらには、日本が NPDI を通じて従来から主張してきた運用検討プロセス強化に関する作業部会の設置が合意された。
- 2 NPDI を通じた取組として、第 10 回 NPT 運用検討会議に向け、NPT の 3 本柱である核軍縮、核不拡散及び原子力の平和的利用について、最終成果文書に盛り込むべき要素を提案する作業文書 (「ランディングゾーン・ペーパー」) を提出した。同会議の最終成果文書案には NPDI がこの作業文書を通じて提案した多くの要素が盛り込まれた。このほか、日本が NPDI を通じてこれまで提案してきた NPT の運用検討プロセス強化に関する作業部会の設置が全会一致で合意された。8 月にニューヨークで開催された第 11 回 NPDI ハイレベル会合には、岸田総理大臣が日本の総理大臣として初めて出席し、会合後に共同声明が発出された。ロシアによるウクライナ侵略を受け、各国の立場の隔たりがある中でこうした共同声明が発出できたことに各国から一定の評価を得た。
- 3 我が国が提出した核兵器廃絶決議案は、「ヒロシマ・アクション・プラン」の内容を踏まえつつ、核兵器の不使用の継続や透明性の向上、被爆の実相への理解向上のための軍縮・不拡散教育の重要性などを国際社会に呼びかけるものであり、10 月の国連総会第一委員会では 139 か国、12 月の国連総会本会議では 147 か国の幅広い支持を得て採択された。賛成国には、核兵器国である米国、英国及びフランスのほか、NATO 加盟諸国、オーストラリア、韓国などの米国の同盟国や、核兵器禁止条約推進国を含む様々な立場の国々が含まれており、核軍縮の進め方をめぐり立場が異なる国々がいる中で共通の基盤の形成に向けて貢献するとともに、「核兵器のない世界」の実現に向けた国際社会の機運を一層高めることにも寄与した。
- 4 岸田総理大臣は、8 月の NPT 運用検討会議の一般討論演説において、CTBT フレンズ会合の初となる首脳級での開催を発表した。同会合は 9 月の国連総会ハイレベルウィーク期間中に開催され、岸田総理大臣が出席し、CTBT の早期署名・批准等を求める共同声明が採択された。
- 5 FMCT の交渉開始に向けた議論の進展のため、国連総会における核兵器廃絶決議での呼びかけ、軍縮会議を始めとする様々な会合における条約交渉開始に向けたハイレベルからのステートメント等を行った。上記 3 の核兵器廃絶決議においても、FMCT の交渉の即時開始や核兵器国に対する核兵器用核分裂性物質 (FM) 生産モラトリアムの宣言又は維持の要請が盛り込まれた。
- 6 IPNDV や GGE の会合は、新型コロナウイルスの影響を受け一部はオンラインでの開催となったが、

徐々に従来の対面会合も復活し実施され、日本の有識者の参加も得て、現実的かつ実践的な取組として12月のIPDNVシドニー全体会合や9月及び2月のGGE等の会合において核軍縮検証の議論に参画した。

- 7 令和4年度では、1件3名に「非核特使」を、5件延べ79人に「ユース非核特使」を委嘱した。また、10月には国連軍縮フェローシップ・プログラムの一環として、各国の若手外交官等26名（うち国連職員2名）が、長崎・広島・東京を訪問し被爆体験講話などが実施された。8月のNPT運用検討会議では、89か国・地域を代表して、軍縮・不拡散教育に関する共同ステートメントを実施した。
- 8 12月に広島にて国際賢人会議第1回会合を開催し、白石隆座長（熊本県立大学理事長）を含む日本人委員3名の他、核兵器国、非核兵器国等からの外国人委員10名の合計13名の委員が対面参加し、オバマ元米国大統領等によるビデオ・メッセージも得つつ、率直かつ忌憚のない議論が行われた。また、閉会セッションには岸田総理大臣が参加した。2日間にわたり、委員は核軍縮を取り巻く現下の国際情勢や安全保障環境についての分析を行うとともに、核軍縮を進める上での課題等について闊達な議論を行うなど、「核兵器のない世界」の実現に向けた国際的な機運を今一度高めていく上で重要な一歩を記す会合になった。

令和5年度目標

- 1 5月に開催予定のG7広島サミットでは、被爆地広島での開催となることも踏まえ、核軍縮・不拡散に関するG7首脳の決意及びコミットメントを確認するとともに、「核兵器のない世界」に向けた国際的な機運を一層高めるよう取り組む。
- 2 本年夏の第1回準備委員会を皮切りとした、令和8（2026）年開催予定の次回NPT運用検討会議につながるプロセスに向け、引き続き地域横断的なイニシアティブの取組としてのNPDIや二国間協議を活用し、同会議の成功に向け我が国としての取組・貢献を強化していく。
- 3 我が国が毎年国連総会に提出している核兵器廃絶決議等を通じて、核軍縮の進め方をめぐって立場の異なる様々な国々の橋渡しに努めつつ、国際社会が一致して取り組むことのできる共通の基盤の形成に積極的に貢献する。
- 4 CTBTの更なる前進のために未署名・未批准国、特に残りの発効要件国に対して早期の署名・批准を求める。本年開催予定のCTBT発効促進会議や二国間会談や国際的・地域的フォーラム等様々な機会を活用し、CTBTの発効促進や検証体制の強化に貢献する。
- 5 FMCTの交渉開始に向けた議論の進展に積極的に取り組み、我が国も参加する様々な会合の場において、条約の交渉開始に向け具体的に議論に貢献する。
- 6 IPDNV等の国際的な枠組みにおいて、作業文書の提出等を通じ、核軍縮の進展に向けた現実的かつ実践的な取組として、核軍縮検証の議論に積極的に貢献する。
- 7 被爆の実相を世代や国境を越えて伝達するため「非核特使」や「ユース非核特使」などの取組を積極的に進める。国連軍縮フェローシップ・プログラムの一環として、広島及び長崎に若手外交官等を招待すること等を通じて、被爆の実相に対する理解を深める。また、今般新たに我が国が拠出し国連が立ち上げ、核兵器国、非核兵器国の双方を含む各国からの若手政策決定者や研究者等を日本に招き、核廃絶に向けた若い世代のグローバルなネットワークを作ることを目的とする「ユース非核リーダー基金」を通じた取組の効果を最大限発揮できるよう、国連と引き続き緊密に連携していく。
- 8 政府関係者や核軍縮に知見を有する有識者等の参加に加え、各国の現職や元職の政治リーダーの関与を得て、国際賢人会議を開催し、核兵器のない世界に向けた国際的な機運を高め、核軍縮分野における日本の貢献を効果的に発信する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

第10回NPT運用検討会議の結果やG7広島サミットを開催することを踏まえ、核兵器のない世界の実現に向け、国際的な核軍縮を追求するための現実的かつ実践的な取組を強化するため、年度目標を変更した。

最近の核軍縮検証の分野における議論では、「核戦力の透明性等核軍縮の進展に向けた議論」という観点からは議論がなされていないので、年度目標を変更した。

令和4年8月の核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議に際して岸田総理大臣が立上げを発表した「ユース非核リーダー基金」に関し、右基金を通じた取組の効果を最大限発揮するための国連との緊密な連携を年度目標に追加した。

測定指標 9-2 大量破壊兵器等の拡散防止のための取組 *

中期目標 (一年度)

大量破壊兵器等の拡散防止のための取組を強化する。

令和3年度目標

- 1 国際的な不拡散上の課題に効果的に対処するため、二国間及び多国間の枠組みを活用し、関係国と意思疎通を重ね、緊密に協力する。
- 2 グロッシェ事務局長下の IAEA の取組を最大限支援し、国際的な核不拡散体制強化の重要な要素である IAEA 保障措置体制の強化のため、我が国の分担金、任意拠出金等も活用し、以下を実施する。
 - (1) IAEA や関係諸国と緊密に協力し、IAEA 追加議定書の未締結国に対する各種働き掛けを行い、締約国の増加を図る。また、IAEA 理事会（3月、6月、9月及び12月）及び総会（9月）に然るべく対応するとともに、アジア太平洋保障措置ネットワーク（APSN）等、保障措置関連の国際・地域会議に積極的に参加し、開催の成功に貢献する。
 - (2) 核不拡散体制強化のため、IAEA による保障措置の効率化・実効化の取組を支援するとともに、保障措置局における日本人職員や専門家の派遣を始め、IAEA の保障措置体制の基盤強化を支援する。
 - (3) イランの核問題については、イランによる核合意上のコミットメントへの復帰を求めるとともに IAEA との完全な協力を行うよう、関係国や国際機関と連携しつつ取り組む。
- 3 各種輸出管理レジーム等の場で、国際不拡散体制の強化・発展に向けた連携を強化するためのイニシアティブを発揮する。特に、原子力供給国グループ（NSG）においては、在ウィーン国際機関日本政府代表部が連絡事務局としての役割を果たす等を通じ、円滑な運営に協力する。
- 4 アジア地域諸国の輸出管理体制強化のため、以下を実施する。
 - (1) 二国間レベルでは、輸出管理体制強化について協議等を通じた働き掛けを強化する。
 - (2) 地域レベルでは、アジア不拡散協議（ASTOP）、アジア輸出管理セミナー等を開催する。
- 5 大量破壊兵器等の拡散を阻止するため、以下を含む国際的な取組に積極的に参加し、プレゼンテーション等我が国からのインプットを行うとともに、我が国関係機関の能力の向上を図る。
 - (1) 拡散に対する安全保障構想（PSI）のオペレーション専門家グループ(OEG) 会合
 - (2) 他国主催 PSI 訓練

施策の進捗状況・実績

- 1 大量破壊兵器等の不拡散に関する国際的な課題に効果的に対処する観点から、7月に英国との間で実施した二国間の軍縮・不拡散協議やG7不拡散局長級会合（NPDG）等の機会を捉え、関係国と累次にわたり緊密に協議した。また、IAEA 理事会等の多国間枠組みの機会に、北朝鮮やイランの核問題について我が国ステートメントを実施し、我が国の立場を発信するとともに、意見交換を行うなど、関係国・IAEA 等と緊密に意思疎通を図った。
- 2 (1) 関係国と協力しつつ様々な機会を捉えて IAEA の権限を強化する追加議定書（AP）の締結に向けた働き掛けを率先して行った（令和3年末時点の AP 締約国数は 138 か国（前年比+2））。例えば、9月の IAEA 総会の場合を活用し、AP 普遍化を重視する我が国の明確な立場を発信するとともに、ウィーンにおいて AP 普遍化に向けた同志国間の会合に参加し、議論を主導することを通じて、AP 未締結国に対する各種取組を継続して行った。

年に5回開催される IAEA 理事会の場合において、我が国は指定理事国として、重要な不拡散問題に関する議論に積極的に参加し、核不拡散体制のための中核的手段である IAEA の保障措置の強化・効率化に向けた様々な取組を支持するとともに、引原在ウィーン国際機関日本政府代表部大使等からステートメントを実施するなど、我が国の立場をあらゆるレベルで表明した。9月の第65回 IAEA 総会では、井上信治内閣府特命担当大臣が一般討論演説（ビデオ録画）を行った。なお、同総会には、上坂内閣府原子力委員会委員長と引原在ウィーン国際機関日本政府代表部大使が政府代表として出席し、我が国の立場を発信するとともに、グロッシェ IAEA 事務局長、フルービー米エネルギー省核安全保障庁長官及びジャック仏原子力代替エネルギー庁長官とのパイ会談を通じて、不拡散政策や原子力の平和的利用に関する緊密な連携を確認した。令和4年2月にはアジア太平洋保障措置ネットワーク（APSN）年次会合が開催され、同会合においては、国際的な不拡散体制強化に向けた取組や国内保障措置の実施状況につき説明を行うなど、関連した議論に積極的に参加した。
- (2) IAEA の効率的な監視・検証活動を実現するため、IAEA の保障措置制度の基盤の安定化・強化に

対する支援をすることが極めて重要であるとの認識の下、我が国が単独で拠出している特別拠出金である核不拡散基金を通じて、IAEA サイバースドルフ保障措置分析研究所への日本人専門家派遣や分析用機材調達支援を行った。

- (3) イランが核合意上のコミットメントの低減などを行う中で、IAEA 理事会において、イランに対してコミットメントの遵守及び IAEA との完全な協力を求めるステートメントを行った。
- 3 原子力供給国グループ (NSG)、オーストラリア・グループ (AG)、ミサイル技術管理レジーム (MTCR)、ワッセナー・アレンジメント (WA) の各輸出管理レジームの会合 (オンライン含む) や情報共有システムを通じ、国際不拡散体制の維持・強化のため、各国の輸出管理の在り方や取組について議論したほか、機微な品目・技術の移転に関する情報交換などを実施し、輸出管理体制の連携強化のための取組を行った。また、在ウィーン国際機関日本政府代表部が NSG の連絡事務局として、参加国との連絡・調整、文書管理等、円滑な運営のために不可欠な役割を果たすことを通じ、NSG の強化・発展と参加国の連携強化のためにイニシアティブを發揮した。
- 4 (1) 二国間レベルの協議は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施されなかった。
(2) 令和 4 年 3 月に第 17 回アジア不拡散協議 (ASTOP) をオンラインで開催した。新たに英国及びドイツが参加し、北朝鮮の核・ミサイル問題、輸出管理の強化及び信頼醸成措置、ウクライナ情勢について議論を行い、参加者間の情報共有を図るとともに共通認識を醸成した。令和 4 年 2 月には、第 28 回アジア輸出管理セミナーをオンラインで開催し、32 か国・地域と国際機関等から約 400 人が参加した。また、アジア諸国の輸出管理能力構築支援の一環として、12 月に経済産業省とともに JICA 課題別研修「戦略的安全保障輸出管理向上」をオンラインで実施した。スリランカ、インドネシア及びカンボジアから計 7 名が参加し、安全保障の観点から輸出管理の必要性及び制度整備の重要性にかかる認識を共有した。
- 5 (1) PSI のイタリア主催オペレーション専門家グループ (OEG) 会合は、新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年度に引き続き開催延期となった。
(2) 10 月にハイブリッド形式で開催されたシンガポール主催 PSI 訓練「Deep Sabre 21」に警察庁、財務省、海上保安庁及び防衛省・自衛隊と参加し、米国、豪州、ニュージーランド、韓国等の関係国とともに、拡散阻止能力の向上や連携強化、PSI の取組への理解促進等を図った。

令和 4 年度目標

- 1 国際的な不拡散上の課題に効果的に対処するため、二国間及び多国間の枠組みを活用し、関係国と意思疎通を重ね、緊密に協力する。
- 2 グロッシェ事務局長体制の IAEA の取組を最大限支援し、国際的な核不拡散体制強化の重要な要素である IAEA 保障措置体制の強化のため、我が国の分担金及び任意拠出金等も活用し、以下を実施する。
 - (1) IAEA や関係諸国と緊密に協力し、IAEA 追加議定書の未締結国に対する各種働き掛けを行い、締約国の増加を図る。また、IAEA 理事会 (3 月、6 月、9 月及び 12 月) 及び総会 (9 月) やアジア太平洋保障措置ネットワーク (APSN) 会合等の保障措置関連の国際・地域会議に積極的に参加し、これらの開催の成功に貢献する。
 - (2) 核不拡散体制強化のため、IAEA による保障措置の効率化・実効化の取組を支援するとともに、IAEA への保障措置局における日本人職員や専門家の派遣を始め、IAEA の保障措置体制の基盤強化を支援する。
 - (3) イランの核問題については、イランによる核合意上のコミットメントへの復帰を求めるとともに IAEA との完全な協力を図るよう、関係国や国際機関と連携しつつ取り組む。
- 3 各種輸出管理レジーム等の場で、国際不拡散体制の強化・発展に向けた連携を強化するためのイニシアティブを發揮する。特に、原子力供給国グループ (NSG) においては、在ウィーン国際機関日本政府代表部が連絡事務局としての役割を果たす等を通じ、円滑な運営に協力する。
- 4 アジア地域諸国の不拡散への理解促進及び輸出管理体制強化のため、以下を実施する。
 - (1) 二国間レベルでは、輸出管理体制強化について協議等を通じた働き掛けを強化する。
 - (2) 地域レベルでは、アジア不拡散協議 (ASTOP)、アジア輸出管理セミナー、不拡散にかかる JICA 課題別研修等を開催する。
- 5 大量破壊兵器等の拡散を阻止するため、以下を含む国際的な取組に積極的に参加し、プレゼンテーション等我が国からのインプットを行うとともに、我が国及び各国との連携強化及び能力向上を図る。
 - (1) 拡散に対する安全保障構想 (PSI) のオペレーション専門家グループ (OEG) 会合
 - (2) 他国主催 PSI 訓練

施策の進捗状況・実績

- 1 大量破壊兵器等の不拡散に関する国際的な課題に効果的に対処する観点から、10月に米国との間で実施した二国間の不拡散協議やG7不拡散局長級会合(NPDG)等の機会を捉え、関係国と累次にわたり緊密に協議した。また、IAEA理事会等の多国間枠組みの機会に、北朝鮮やイランの核問題について我が国ステートメントを実施し、我が国の立場を発信するとともに、意見交換を行うなど、関係国・IAEA等と緊密に意思疎通を図った。
- 2 (1) 関係国と協力しつつ様々な機会を捉えてIAEAの権限を強化する追加議定書(AP)の締結に向けた働き掛けを率先して行った(令和4年度末時点のAP締約国数は141か国(前年比+3))。5月には、グロッシーIAEA事務局長が外務省賓客として訪日し、林外務大臣との会談において、核不拡散の観点からIAEA保障措置の強化につき意見交換を実施し、引き続き緊密に連携していくことを確認した。また、9月のIAEA総会の場合を活用し、AP普遍化を重視する我が国の明確な立場を発信するとともに、AP未締結国に対する各種取組を継続して行った。

年に5回開催されるIAEA理事会の場合において、我が国は指定理事国として、重要な不拡散問題に関する議論に積極的に参加し、核不拡散体制のための中核的手段であるIAEAの保障措置の強化・効率化に向けた様々な取組を支持するとともに、引原在ウィーン国際機関日本政府代表部大使等からステートメントを実施するなど、我が国の立場をあらゆるレベルで表明した。9月の第66回IAEA総会では、高市早苗内閣府特命担当大臣が一般討論演説(ビデオ録画)を行った。なお、同総会には、上坂内閣府原子力委員会委員長と引原在ウィーン国際機関日本政府代表部大使が政府代表として出席し、我が国の立場を発信するとともに、IAEA及び米・仏・英・独等とのバイ会談を通じて、不拡散政策や原子力の平和的利用に関する緊密な連携を確認した。12月にはアジア太平洋保障措置ネットワーク(APSN)年次会合がベトナムで開催され、同会合においては、国際的な不拡散体制強化に向けた取組や国内保障措置の実施状況につき説明を行うなど、関連した議論に積極的に参加した。
- (2) IAEAの効率的な監視・検証活動を実現するため、IAEAの保障措置制度の基盤の安定化・強化に対する支援をすることが極めて重要であるとの認識の下、我が国が単独で拠出している特別拠出金である核不拡散基金を通じて、IAEAサイバースドルフ保障措置分析研究所への日本人専門家派遣や分析用機材調達支援を行った。IAEA理事会等の場合を通じて、指定理事国として、保障措置の実効性向上・効率化に向けたIAEAの取組を支持する旨を表明した。
- (3) イランが核合意上のコミットメントの低減などを行う中で、IAEA理事会において、イランに対してコミットメントの遵守及びIAEAとの完全な協力を求めるステートメントを行った。
- 3 原子力供給国グループ(NSG)、オーストラリア・グループ(AG)、ミサイル技術管理レジーム(MTCR)、ワッセナー・アレンジメント(WA)の各輸出管理レジームの会合(オンライン含む)や情報共有システムを通じ、国際不拡散体制の維持・強化のため、各国の輸出管理の在り方や取組について議論したほか、機微な品目・技術の移転に関する情報交換などを実施し、輸出管理体制の連携強化のための取組を行った。また、在ウィーン国際機関日本政府代表部がNSGの連絡事務局として、参加国との連絡・調整、文書管理等、円滑な運営のために不可欠な役割を果たすことを通じ、NSGの強化・発展と参加国の連携強化のためにイニシアティブを発揮した。
- 4 (1) 二国間レベルの協議として、10月に日米不拡散協議を令和元年以来3年ぶりに開催した。アジアを含む国際社会全体の拡散懸念に関する脅威認識の共有を両国で確認し、具体的な連携強化のための取組についても議論した。
- (2) 令和5年2月には、第29回アジア輸出管理セミナーを対面で開催し、30か国・地域と国際機関等から約150人が参加した。開会挨拶では武井外務副大臣から輸出管理の取組がアジアの不拡散体制を強化するために重要であることを強調し、本セミナーを通じてアジア各国・地域から参加した輸出管理担当者の認識向上と能力構築に寄与した。ASTOP及びJICA研修については日程等の都合上令和4年度内には開催しなかった。
- 5 (1) PSIイタリア主催オペレーション専門家グループ(OEG)会合には、日程の都合上参加を見送った。
- (2) 8月にハイブリッド形式で開催された米国主催PSI訓練「Fortune Guard 22」に警察庁、財務省、海上保安庁及び防衛省・自衛隊と参加し、米国、豪州、ニュージーランド、韓国等の関係国とともに、拡散阻止能力の向上や連携強化、PSIの取組への理解促進等を図った。
- 6 (1) 令和5年3月に国連軍縮部(UNODA)と国連大学(UNU)との共催で、国連安保理決議第1540号(1540決議)の履行促進に向けた「1540決議ステークホルダー会合」を開催し、全ての参加者は、決議履行に向けた取組を強化し、今後も連携をしていくことで同意した。

(2) 令和5年3月に「第1回グローバル・パートナーシップ (GP) WG 会合作業部会」を開催し、1540 決議履行促進の重要性について議論した。

令和5年度目標

- 1 国際的な不拡散上の課題に効果的に対処するため、二国間及び多国間の枠組みを活用し、関係国と意思疎通を重ね、緊密に協力する。
- 2 グロッシェ事務局長体制の IAEA の取組を最大限支援し、国際的な核不拡散体制強化の重要な要素である IAEA 保障措置体制の強化のため、我が国の分担金及び任意拠出金等も活用し、以下を実施する。
 - (1) IAEA や関係諸国と緊密に協力し、IAEA 追加議定書の未締結国に対する各種働きかけを行い、締約国の増加を図る。また、IAEA 理事会（3月、6月、9月及び12月）及び総会（9月）やアジア太平洋保障措置ネットワーク（APSN）会合等の保障措置関連の国際・地域会議に積極的に参加し、これらの開催の成功に貢献する。
 - (2) 核不拡散体制強化のため、IAEA による保障措置の効率化・実効化の取組を支援するとともに、IAEA への保障措置局における日本人職員や専門家の派遣を始め、IAEA の保障措置体制の基盤強化を支援する。
 - (3) イランの核問題については、イランによる核合意上のコミットメントへの復帰を求めるとともに IAEA との完全な協力を行うよう、関係国や国際機関と連携しつつ取り組む。
- 3 各種輸出管理レジーム等の場で、国際不拡散体制の強化・発展に向けた連携を強化するためのイニシアティブを発揮する。特に、原子力供給国グループ（NSG）においては、在ウィーン国際機関日本政府代表部が連絡事務局としての役割を果たす等を通じ、円滑な運営に協力する。
- 4 アジア地域諸国の不拡散への理解促進及び輸出管理体制強化のため、以下を実施する。
 - (1) 二国間レベルでは、輸出管理体制強化について協議等を通じた働きかけを強化する。
 - (2) 地域レベルでは、アジア不拡散協議（ASTOP）、アジア輸出管理セミナー、不拡散にかかる JICA 課題別研修等を開催する。
- 5 大量破壊兵器等の拡散を阻止するため、以下を含む国際的な取組に積極的に参加し、プレゼンテーション等我が国からのインプットを行うとともに、我が国及び各国との連携強化及び能力向上を図る。
 - (1) 拡散に対する安全保障構想（PSI）のオペレーション専門家グループ（OEG）会合
 - (2) 他国主催 PSI 訓練
- 6 G7 議長国かつ安保理非常任理事国として、特にインド太平洋地域における 1540 決議履行を推進する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

G7 議長国かつ安保理非常任理事国として、不拡散分野においては特にインド太平洋地域における 1540 決議履行を重視しているため、従来の年度目標に追記した。

測定指標 9-3 生物兵器禁止条約（BWC）及び化学兵器禁止条約（CWC）の実施強化のための取組

中期目標（--年度）

生物兵器禁止条約（BWC）及び化学兵器禁止条約（CWC）の普遍化及び実施強化のための取組を推進する。

令和3年度目標

- 1 生物兵器禁止条約（BWC）に関し以下を実施する。
 - (1) BWC 非締約国に対して、新型コロナウイルス感染症の発生を機に、多国間及び二国間協議などを通じて加入を呼び掛け、また、BWC 履行支援ユニット（ISU）の取組を支援することで、締約国・地域の増加を通じた条約の普遍化に努める。
 - (2) 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、BWC 締約国会合及び専門家会合等の各種関連の国際会合等が開催される場合には、積極的に参画し、条約の実施強化に関する我が国の提案を作業文書として提出したり、サイドイベントも実施することで、BWC 体制強化に係る議論に貢献する。同時に、締約国との議論を通じて来年の開催が見込まれる運用検討会議において合意しうる事項を特定し、同会議が意義ある成果を収めるよう努める。
 - (3) 最新科学技術の進展と BWC の関わりなど、BWC の議論を国内の議論や検討につなげるため、国内

- 関係者を対象に公衆衛生と安全保障の関わり等の議論の共有などを中心に啓蒙・啓発を行う。
- (4) 我が国の国連軍縮部拠出金により、国連軍縮部が実施する東南アジア地域における国内対応強化に係るワークショップ（1回）及び国連事務総長調査メカニズムの強化事業（複数回）などを効果的に実施し、生物兵器の不拡散及び生物兵器使用の際の国際的な対応体制の強化を図る。
- 2 化学兵器禁止条約(CWC)に関し以下を実施する。
- (1) 11月の締約国会議、7月、10月及び令和4年3月の執行理事会、条約実施のための各種協議などの会合に積極的に参加し、主に昨今の化学兵器の使用を踏まえて、関係国と連携し、OPCWの活動の維持及び強化を図りつつ、化学兵器の使用禁止の国際規範を堅持するための取組及び措置を推進する。
- (2) 北朝鮮の大量破壊兵器の脅威及び北朝鮮のCWC加盟の重要性に関する各国の理解の拡大に取り組むとともに、二国間協議などにおいて非締約国の加入に関する働き掛けを継続し、条約の普遍化に努める。
- (3) 化学兵器のない世界の実現に向けて、OPCWが実施する検証活動、締約国による条約の実施促進及び国際協力の推進に向けた議論などに関わり、CWC体制の強化に貢献する。また、我が国の知見を活用し、我が国として国際協力を実施し、または、OPCWによる国際協力を支援する。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、OPCWによる、年12回程度行われる遺棄化学兵器関連査察や、約20件行われる国内産業査察が再開される場合には、適切かつ効率的に受け入れ、我が国のCWC義務履行に対する一層の透明性の確保及び信頼醸成を図る。

施策の進捗状況・実績

1 生物兵器禁止条約(BWC)

- (1) 非締約国・地域に対して加入を呼び掛けた結果、南スーダンが批准準備を行うに至った。
- (2) 8月の専門家会合に専門家とともに参加し、意図的な生物兵器の使用への国際的対応能力の強化、生物兵器使用疑惑の調査に係る国連の対応能力の強化に係るワークショップの結果をまとめた作業文書を提出し、条約の実施強化に向けた議論の深化に貢献した。また、4月及び6月に開催されたG7の枠組みであるグローバル・パートナーシップ等の国際会合に参加し、関連分野の情報交換を行った。
- (3) 令和4年1月、バイオセキュリティ関わる学術関係者、政府関係者等と意見交換を実施し、外務省から生物兵器禁止条約の議論の進展について報告を行った。
- (4) 令和4年3月、東南アジア地域における国内対応強化に係るワークショップや国連事務総長メカニズムの強化事業を含む、国連軍縮部が実施する生物化学兵器使用に対する国連及び関係機関の連携対応の強化事業を実施し、BWC体制の強化に貢献した。

2 化学兵器禁止条約(CWC)

- (1) 締約国会議(11月)及び執行理事会(年3回開催)等の各種条約関連会合に積極的に参加し、シリアの化学兵器使用事案やロシアのナヴァリヌイ事案に関し、有志国と連携して、事案に対するロシアの説明責任を求める質問状の共同署名国となるなど、条約関連会合において化学兵器の使用禁止の国際規範を堅持するための取組を実施した。また、平成30年の第4回特別締約国会合で採択された化学兵器使用者特定のための仕組みに関する決定に基づき設置された化学兵器の使用者調査特定チーム(IIT)の活動経費を含む予算案の締約国会議での採択等、IITの客観性や信頼性を支持し、活動継続を可能にする取組を行った。
- (2) 非締約国に対するCWC加入の呼び掛けを実施した。北朝鮮のCWC加入の重要性について、OPCW会合等の機会で主張し、締約国からの理解を深めた。また、非締約国がCWCに加入することを想定したOPCWの準備作業を支援した。
- (3) OPCW締約国会議及び執行理事会の議論に参加し、化学兵器のない世界の実現に向け、露ナヴァリヌイ氏事案に対する質問状への共同署名国になる等国内当局である経済産業省と連携しつつ、各締約国による条約の国内実施の促進や産業査察の在り方などに関する議論に積極的に貢献した。
- (4) 新型コロナウイルスの感染拡大の状況下で令和2年3月以降我が国への査察は中断されていたが、令和3年11月に関係省庁との調整の上、我が国内での査察を1件受け入れ、我が国のCWC履行に対する透明性確保及び信頼醸成に努めるとともに、OPCWの検証査察の履行に貢献した。

令和4年度目標

1 生物兵器禁止条約(BWC)に関し以下を実施する。

- (1) 非締約国・地域に対して加入を呼び掛け、締約国・地域の増加に努める。
- (2) BWCの締約国会合、専門家会合及び5年に1度の第9回運用検討会議やG7の枠組みであるグ

グローバル・パートナーシップ等の各種関連の国際会合等に積極的に参画し、関連分野の情報交換・相乗効果を促進する。また、我が国の提案を作業文書として提出し、BWCの実施強化に貢献する。

- (3) 国内実施措置の強化のため、条約の関連分野の国内関係者を対象に公衆衛生と安全保障の関わり等の議論の共有などを中心に意見交換を行う。
- 2 化学兵器禁止条約（CWC）に関し以下を実施する。
- (1) 11月の締約国会議、7月、10月及び令和5年3月の執行理事会、条約実施のための各種協議などの会合に積極的に参加し、昨今の化学兵器の使用を踏まえて化学兵器の使用禁止の国際規範を堅持するため、使用者特定のための仕組みに関する決定の履行を含む条約強化に係る措置を推進する。
- (2) 北朝鮮の大量破壊兵器の脅威及び北朝鮮のCWC加盟の重要性に関する働きかけを継続し、条約の普遍化に努める。
- (3) 化学兵器のない世界の実現に向けて、OPCWへの拠出を通じて、OPCWが実施する検証活動、締約国による条約の実施促進及び国際協力の推進に向けた議論などに関わり、CWC体制の強化に貢献する。
- (4) 新型コロナウイルスの感染拡大を考慮しつつ、OPCWによる遺棄化学兵器関連査察や、国内産業査察を適切かつ効率的に受け入れ、我が国のCWC義務履行に対する一層の透明性の確保及び信頼醸成を図る。

施策の進捗状況・実績

1 生物兵器禁止条約（BWC）

- (1) 非締約国・地域に対して加入を呼び掛けた結果、南スーダンが批准するに至った。
- (2) 12月、5年に1度開催される運用検討会議に専門家とともに参加し、最終報告書への文言提案を複数行う等、議論の取りまとめに貢献した。また、信頼醸成措置の拡大、意図的な生物兵器の使用への国際的対応能力の強化、生物兵器使用疑惑の調査に係る国連の対応能力の強化に係るワークショップの結果をまとめた作業文書等、締約国中最多となる計10本の作業文書を提出し、条約の実施強化に向けた議論の深化にも貢献した。また、11月にドイツで開催されたG7の枠組みであるグローバル・パートナーシップ会合に参加した他、令和5年3月には我が国議長の下で同会合が東京で開催され、議長国として各メンバー国のバイオ関連の専門家による意見交換や取組紹介を企画・実現した。
- (3) 上記運用検討会議に先立ち、バイオセキュリティに係る学術関係者との意見交換を実施し、外務省から生物兵器禁止条約の議論の進展について報告を行った。

2 化学兵器禁止条約（CWC）

- (1) 締約国会議（11月）及び執行理事会（年3回開催）等の各種条約関連会合に積極的に参加し、シリアの化学兵器使用事案やロシアのナヴァリヌイ事案に関し、有志国と連携して、事案に対するロシアやシリアの説明責任を求める共同ステートメントの共同提案国となるなど、条約関連会合において化学兵器の使用禁止の国際規範を堅持するための取組を実施した。また、令和5年5月に実施される第5回運用検討会議に向けたオープン・エンド作業部会の副議長に就任し、CWC場裏における各種論点に係る議論を奨励し、運用検討会議での最終報告書の基礎となる議長テキストの取りまとめに貢献した。
- (2) 北朝鮮を含めた非締約国に対するCWC加入の重要性について、OPCW会合等の機会で主張し、締約国からの理解を深めた。また、非締約国がCWCに加入することを想定したOPCWの準備作業を支援した。
- (3) OPCW締約国会議及び執行理事会の議論に参加し、各締約国による条約の国内実施の促進や産業査察の在り方など、化学兵器のない世界の実現に向けた議論に積極的に貢献した。
- (4) 新型コロナウイルスの感染拡大の状況下で長らく我が国への査察は中断されていたが、経済産業省や防衛省等の関係省庁との調整の上、令和4年には通常のペースで査察を受け入れる体制に戻り、21件の査察を受け入れた。引き続き我が国のCWC履行に対する透明性確保及び信頼醸成に努めるとともに、OPCWの検証査察の履行に貢献した。

令和5年度目標

1 生物兵器禁止条約（BWC）に関し以下を実施する。

- (1) 非締約国・地域に対して加入を呼び掛け、締約国・地域の増加に努める。
- (2) BWCの締約国会合、作業部会会合等の国際会合に積極的に参画し、またG7議長国としてG7の枠組みであるグローバル・パートナーシップ会合の生物セキュリティ作業部会及び化学セキュリティ作業部会を主催し、関連分野の情報交換・相乗効果を促進する。また、我が国の提案を作業文書

として提出し、BWCの実施強化に貢献する。

(3) 国内実施措置の強化のため、条約の関連分野の国内関係者を対象に公衆衛生と安全保障の関わり等の議論の共有などを中心に意見交換を行う。

2 化学兵器禁止条約（CWC）に関し以下を実施する。

(1) 5月に実施される5年に1度の運用検討会議、11月の締約国会議、7月、10月及び令和6年3月の執行理事会、条約実施のための各種協議などの会合に積極的に参加し、昨今の化学兵器の使用を踏まえて化学兵器の使用禁止の国際規範を堅持するため、使用者特定のための仕組みに関する決定の履行を含む条約強化に係る措置を推進する。

(2) 北朝鮮の大量破壊兵器の脅威及び北朝鮮のCWC加盟の重要性に関する働きかけを継続し、条約の普遍化に努める。

(3) 化学兵器のない世界の実現に向けて、OPCWへの拠出を通じて、OPCWが実施する検証活動、締約国による条約の実施促進及び国際協力の推進に向けた議論などに関わり、CWC体制の強化に貢献する。

(4) OPCWによる遺棄化学兵器関連査察や、国内産業査察を適切かつ効率的に受け入れ、我が国のCWC義務履行に対する一層の透明性の確保及び信頼醸成を図る。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

令和5年は日本がG7議長国を務めることを踏まえ、G7の枠組みであるグローバル・パートナーシップ会合の生物セキュリティ作業部会及び化学セキュリティ作業部会を主催することにつき年度目標に追加した。

測定指標 9-4 通常兵器の軍備管理・軍縮の促進及び軍事関連情報の透明性向上に関する取組

中期目標（--年度）

通常兵器の軍備管理・軍縮の促進及び軍事関連情報の透明性向上に資する取組を強化する。

令和3年度目標

1 武器貿易条約（ATT）について、条約の効果的な履行の議論に積極的に貢献する。

2 発効から20年を経た対人地雷禁止条約に関し、地雷対策における世界有数のドナーである我が国として、条約の着実な履行に関する議論に積極的に参加する。第19回締約国会議においては、我が国の取組を国際社会にアピールするとともに、締約国と共に対人地雷条約の普遍化・強化のための取組を実施する。

3 クラスタ弾に関する条約については、未締結国の多いアジア大洋州地域を中心に、二国間及び多国間の枠組みを活用し、条約の普遍化（締結国・地域の更なる拡大）に取り組む。また、被害者支援や危険回避教育等の不発弾対策への支援を継続することにより、未締結国を含め、クラスタ弾の問題に取り組む環境の醸成に努める。締約国会議においては、我が国の取組を国際社会にアピールするとともに、締約国と共にクラスタ弾に関する条約の普遍化・強化のための取組を実施する。

4 特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）の枠組みでの、科学技術の発展が通常兵器に与える影響に関する政府専門家会合の場で、我が国としても、特に自律型致死兵器システム（LAWS）に関する国際的なルール作りに建設的に参画するとともに、アジア諸国への議論の普遍化を行っていく。

5 小型武器問題については、国際社会が一丸となって同問題に取り組む機運を醸成するため議論に積極的に参加する。また、毎年コロンビア及び南アフリカと共同で国連総会第一委員会へ提出している小型武器非合法取引に関する決議案についても、実質的な内容を有する決議となるよう、採択までの作業プロセスに建設的に関与する。

施策の進捗状況・実績

1 ATTについて、8月の第7回締約国会議までは引き続き管理委員会メンバーとして、また9月以降は第8回締約国会議副議長として、条約の効果的な履行の議論に積極的に貢献した。また、日本が最大ドナーである任意信託基金において引き続き選定委員を務め、条約履行の促進に貢献した。令和4年1月～2月には、議長であり普遍化作業部会共同議長でもあるドイツの呼びかけによる条約普遍化のための共同デマルシュに参加し、未締約国に対して首都ベースでATT加入を働きかけた。ATT締約国・地域は、令和4年3月末時点で111か国に達し、フィリピンが新たに加入した。

- 2 対人地雷禁止条約については、11月に開催された第19回締約国会議において、我が国の取組を国際社会にアピールするとともに、締約国と共に対人地雷禁止条約の普遍化・履行強化のための取組実施に貢献した。また、同条約の「協力と支援の強化」委員会のメンバー（同締約国会議後は委員長）として、地雷対策に係る国際協力及び支援の促進に貢献した。更に、令和4年3月に開催された対人地雷禁止条約第7回プレッジング会合には、小田原外務副大臣がビデオ・メッセージの形で参加し、我が国の対人地雷対策の取組等を紹介した。
- 3 クラスター弾に関する条約については、9月に開催された第2回検討会議第二部において、我が国の取組を国際社会にアピールすると共に、締約国と共にクラスター弾に関する条約の普遍化、強化のための取組を実施した。また、不発弾による被害者への支援や危険回避教育等の支援を引き続き行い、不発弾対策の問題に取り組む環境の醸成に努めた。
- 4 CCWの枠組みでは、LAWSに関し、8月、9月及び12月に開催された政府専門家会合に代表団を派遣し、各議題において積極的に発言したほか、6月に、米国、英国、豪州、カナダ及び韓国とともに共同文書を提出し、アジア諸国を含めた国際社会における共通認識の形成、議論の発展に貢献した。また、我が国の小笠原軍縮代表部大使がCCW改定議定書Ⅱ（地雷・ブービートラップ等の使用の禁止又は制限に関する議定書）の締約国会合議長国を務め、即席爆発装置(IED)宣言の更新をIEDコーディネーターである仏・コロンビアとともに主導するなど、LAWS以外の分野においても、CCWにおける議論に対する積極的な貢献を行った。12月に行われた第6回CCW運用検討会議においても、そうした議論を踏まえる形で成果文書が採択された。
- 5 小型武器問題については、7月に開催された国連小型武器行動計画(PoA)第7回隔年会合(BMS7)において、小型武器対策の重要性について述べると共に、PoAの履行促進を通じた小型武器の流用及び非合法取引の防止、PoAが隔年で求める国別報告の提出による透明性の確保を各国に呼び掛けた。また、小型武器対策への日本の支援をアピールし、他国にも支援を促すと共に、受益国のオーナーシップや支援の有効活用を呼びかけ、議論及び成果文書の採択に貢献した。BMS7に先立ち、6月には、国連代表部において小型武器に関するオンライン・セミナーを米国のシンクタンクと共催し、約170名が参加した。

国連総会においては、コロンビア及び南アフリカと共同で小型武器非合法取引決議案を第一委員会に提出し、同決議案は本会議においてコンセンサスで採択された。同決議は、小型武器の非国家主体等への移転を含む非合法的取引の根絶や、各国がPoAを効果的に実施することの重要性を強調し、さらに小型武器管理促進のための「人命を救う軍縮基金(SALIENT fund)」を通じた協力を呼び掛ける内容であり、国際社会が一丸となって小型武器問題に取り組む環境を醸成する上で意義を有する。

12月には、武器の非合法移転及び流用に関する国連安全保障理事会決議案(メキシコ提案)の共同提案に参加し、同決議案は安全保障理事会において採択された。

令和4年度目標

- 1 武器貿易条約(ATT)について、条約の履行促進の議論に積極的に貢献する。
- 2 対人地雷禁止条約に関し、地雷対策における世界有数のドナーである我が国として、条約の着実な履行に関する議論に積極的に参加する。第20回締約国会議会期においては、我が国の取組を国際社会にアピールするとともに、締約国と共に対人地雷禁止条約の普遍化・強化のための取組を呼びかける。また、同会期間中、「協力と支援の強化」委員長として、地雷対策に係る国際間の協力及び支援の促進に貢献する。
- 3 クラスター弾に関する条約については、条約の普遍化に取り組むと共に、被害者支援や危険回避教育等の不発弾対策への支援を継続し、係る支援を通じて、クラスター弾対策実施の環境醸成に努める。締約国会議においては、我が国の取組を国際社会にアピールすると共に、条約の履行促進に向けた議論に貢献する。
- 4 特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)の枠組みにおける、自律型致死兵器システム(LAWS)の議論において、LAWSに係る実効的な規範・運用を確保するべく、これまでの議論を反映させた成果物の策定に向け、アジアを含む関係国と調整を行い、令和3年6月に米英豪加韓と提出した共同提案をフォローするとともに、更なる提案を行う可能性を含め、国際的なルール作りに積極的かつ建設的に参加し議論に貢献する。

- 5 小型武器問題については、国際社会が一丸となって同問題に取り組む機運を醸成するため議論に積極的に参加する。また、毎年コロンビア及び南アフリカと共同で国連総会第一委員会に提出している小型武器非合法取引決議案についても、採択に向けた議論に建設的に貢献する。

施策の進捗状況・実績

- 1 ATT について、8月の第8回締約国会議までは同会議の副議長として、条約の効果的な履行の議論、透明性、普遍化等に積極的に貢献した。また、日本が最大ドナーである任意信託基金において引き続き選定委員を務め、条約履行の促進に貢献した。ATT 締約国・地域は、12月末時点で、ガボン及びアンドラが新たに加入し、113か国に達した。
- 2 対人地雷禁止条約については、11月に開催された第20回締約国会議において、我が国の取組を国際社会にアピールするとともに、締約国と共に対人地雷禁止条約の普遍化・履行強化のため、会議における代表ステートメント等を通じて右取組実施に貢献した。我が国は、同条約の「協力・支援の強化」委員会の委員長として、地雷対策に係る国際協力及び履行支援の促進に貢献した。締約国会議に先立ち、6月に実施された会期間会合では「地雷除去と協力支援」及び「被害者支援と協力支援」の2つのパネル・ディスカッションにおいて共同議長を務め、我が国の取組を紹介するだけでなく、締約国間のコーディネーションを促し、地雷分野における主要国としてプレゼンスを一層高めた（同会合では JICA もカンボジア等における日本の地雷分野での取組を発表した）。更に、令和5年3月に開催された対人地雷禁止条約第8回プレッジング会合には、武井外務副大臣がビデオ・メッセージの形で参加し、カンボジアと協力して実施しているウクライナへの地雷除去分野での支援を始め、我が国の対人地雷対策の取組等を紹介した。
- 3 クラスタ弾に関する条約については、8月に開催された第10回締約国会議において、我が国の取組を国際社会にアピールすると共に、締約国と共にクラスタ弾に関する条約の普遍化、強化のための取組を実施した。また、不発弾による被害者への支援や危険回避教育等の支援を引き続き行い、不発弾対策の問題に取り組む環境の醸成に努めた。
- 4 CCW の枠組みでは、LAWS に関し、7月及び令和5年3月に開催された政府専門家会合に代表団を派遣し、各種議題について国際人道法遵守を促進する観点等から、積極的な発言を行った。また、令和5年3月には、アジア諸国を含めた国際社会における共通認識の形成、議論の発展に貢献すべく、令和4年3月に提出した共同提案をアップデートする形で、米国、英国、豪州、カナダ及び韓国とともに共同文書を提出した。なお、LAWS 以外の分野においても、即席爆発装置 (IED) にかかる議論等、CCW の枠組みにおける各種議論に対しても積極的に取り組んだ。また、CCW の枠外における国際人道法履行強化にかかる取組として、11月に爆発性兵器 (EWIPA) に関する政治宣言採択式が行われ、我が国から吉川政務官が出席した。
- 5 小型武器問題については、9月の国連総会において、我が国はコロンビア及び南アフリカと共同で小型武器非合法取引決議案を第一委員会に提出し、その後12月、同決議案は本会議において87か国の共同提案国を得て、コンセンサスで採択された。同決議は、各国が国連小型武器行動計画 (PoA) を履行することの重要性を強調し、各国が PoA 下において、その効果的履行のために国内の関係措置をとることにコミットするものであり、国連小型武器 PoA の実施促進のための国際協力・支援等の必要性を強調し、その観点から、小型武器フェローシップ・プログラムの設置と令和6年からの開始を決定するなど、国際社会が一丸となって小型武器問題に取り組む環境を醸成する上で意義を有するものである。我が国も2百万米ドルを拠出した小型武器対策メカニズム (SALIENT) においてはカメルーン及び南スーダンでのプロジェクトが進捗した。

令和5年度目標

- 1 武器貿易条約 (ATT) について、条約の履行促進の議論に積極的に貢献。アジア太平洋地域を中心に条約の普遍化に努める。条約が求める透明性の義務 (報告) においても積極的な役割を担う。
- 2 対人地雷禁止条約に関し、地雷対策における世界有数のドナーである我が国として、条約の着実な履行に関する議論に積極的に参加する。令和6年に予定される第5回運用検討会議を念頭に、我が国の取組を国際社会にアピールするとともに、令和5年議長国である独はじめ締約国と共に、対人地雷禁止条約の普遍化・強化のための取組を呼びかける。また、同会期間中、「協力・支援の強化」委員として、地雷対策に係る国際間の協力及び支援の促進に貢献する。
- 3 クラスタ弾に関する条約については、条約の普遍化に取り組むと共に、被害者支援や危険回避教育等の不発弾対策への支援を継続し、係る支援を通じて、クラスタ弾対策実施の環境醸成に努める。締約国会議においては、我が国の取組を国際社会にアピールすると共に、条約の履行促進に向けた議論に貢献する。

- 4 特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）の枠組みにおける、自律型致死兵器システム（LAWS）の議論において、LAWSに係る実効的な規範・運用を確保するべく、これまでの議論を反映させた成果物の策定に取り組み、国際的なルール作りに積極的かつ建設的に参加し議論に貢献する。その際には、令和5年3月に米英豪加韓と提出した共同提案に対する支持拡大も念頭に、関係国との調整を行い、共通認識の醸成に取り組む。
- 5 小型武器問題については、国際社会が一丸となって同問題に取り組む機運を醸成するため議論に積極的に参加する。特に、毎年コロンビア及び南アフリカと共同で国連総会第一委員会に提出している小型武器非合法取引決議案については、ペンホルダーとして議論をリードし、採択に向けた議論に建設的に貢献する。
- 6 現在、弾薬に関するオープン・エンド作業部会（OEWG）が継続しており、まずは有志国と協力して、成果文書の合意を確保し、その後右に係る、国連総会での採択を目指す。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

上記1の武器貿易条約（ATT）については、令和5年度の同条約の議長国が昨年度以上に重点を置いている条約普遍化及び透明性の義務に関して、我が国としてもより具体的且つ積極的な取組を行っていくとの目標を明記。2の対人地雷禁止条約については、令和6年に予定される第5回運用検討会議は5年に一度行われる大規模な会議であり、右を念頭に、今年度から作業を進めていく観点から、より積極的な役割を果たすことを目指す。上記6の弾薬に関するオープン・エンド作業部会（OEWG）は、令和4年度目標設定時にはどのような形で議論がされていくか不明であったものの、昨年度5月に第1回オープン・エンド作業部会が開催され、それ以降、具体的に成果文書を作成することで議論が進み、現在右に向けて作業が継続している。令和5年6月に第4回オープン・エンド作業部会が開催予定であり、右における成果文書の合意を目指している。

達成手段

達成手段名（注）	予算額等（予算手段。単位：百万円）／概要（非予算手段）				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和2年度 予算額計 （執行額）	令和3年度 予算額計 （執行額）	令和4年度 予算額計 （執行額）	令和5年度 当初予算額		
①包括的核実験禁止条約（CTBT）国内運用体制整備	203 (187)	197 (191)	79 (72)	77	9-1	
②軍備管理・軍縮・不拡散への取組（*）	34 (1)	35 (10)	33 (19)	32	9-1 9-2 9-3	
③通常兵器の軍備管理（*）	通常兵器関連条約の締約国会議及び政府専門家会合等における国際的議論に建設的かつ積極的に参加し、我が国のプレゼンスを高めるとともに、国際的枠組みの構築に貢献する外交活動を展開する。 武器貿易条約（ATT）、対人地雷禁止条約及びクラスター弾に関する条約の普遍化の働き掛け等を積極的に行う。 これらの取組は、通常兵器の軍備管理・軍縮及び軍事関連情報の透明性向上に寄与する。				9-4	—
④核軍縮の実質的な進展ための賢人会議	40 (2)	23 (2)	23 (28)	28	9-1	
⑤ARF不拡散・軍縮会期間会合に係る経費	9 (0)	0 (0.9)	0 (0)	0	9-1	
⑥国際原子力機関（IAEA）分担金	3,845 (3,845)	3,861 (3,861)	4,094 (4,094)	4,617	9-2	
⑦包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）準備委員会分担金	1,417 (1,247)	1,252 (1,245)	1,284 (1,284)	1,408	9-1	

⑧化学兵器禁止機関 (OPCW)分担金	713 (713)	702 (702)	757 (757)	677	9-3	
⑨国際原子力機関 (IAEA) 拠出金(核不 拡散基金)	0 (0)	0 (0)	122 (122)	0 (0)	9-2	
⑩化学兵器禁止機関 (OPCW) 拠出金(義務 的拠出金)	56 (56)	78 (57)	57 (0)	68	9-3	
⑪ワッセナー・アレ ンジメント(WA)分担 金	23 (23)	23 (23)	25 (25)	25	9-2	
⑫特定通常兵器使用 禁止制限条約(CCW) 締約国会議等分担金	11 (11)	11 (11)	14 (14)	10	9-4	
⑬生物兵器禁止条約 (BWC)分担金	14 (11)	19 (19)	17 (17)	15	9-3	
⑭対人地雷禁止条約 締約国会議等分担金	10 (10)	11 (11)	11 (10)	14	9-4	
⑮核兵器不拡散条約 (NPT) 運用検討会議 分担金	40 (17)	9 (0)	14 (14)	18	9-1	
⑯クラスター弾に関 する条約締約国会議 等分担金	15 (14)	5 (0)	5 (5)	7	9-4	
⑰クラスター弾に関 する条約履行支援ユ ニット拠出金	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1	9-4	
⑱国際連合軍縮会議 拠出金(任意拠出金)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1	9-1	
⑲特定通常兵器使用 禁止制限条約(CCW) 締約国会議等拠出金	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1	9-4	
⑳武器貿易条約 (ATT) 締約国会議等 分担金	10 (8)	12 (10)	11 (11)	14	9-4	
㉑対人地雷禁止条約 拠出金	3 (3)	3 (3)	3 (3)	3	9-4	
㉒包括的核実験禁止 条約機関(CTBTO) 準 備委員会拠出金	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	9-1	
㉓国際連合軍縮会議 等拠出金(グローバル 及び地域的な軍縮 活動のための信託基 金拠出金)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	9-1 9-2	
㉔武器貿易条約任意 信託基金拠出金	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	9-4	
㉕包括的核実験禁止 条約(CTBT) 国内観測 所の緊急改修(包括 的核実験禁止条約機 関(CTBTO) 準備委員 会拠出金)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	9-1	

②⑥化学兵器禁止機関 (OPCW)任意拠出金	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	9-3	
②⑦国連軍縮部拠出金 (SALIENT)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	9-4	
②⑧化学兵器の再出現 防止：シリア関連信 託基金への緊急支出	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	9-3	
②⑨核軍縮検証政府専 門家会合 (GGE) にか かる経費	-	2 (0.2)	1 (2)	0	9-1	
③⑩ース非核リーダー 基金拠出金 (新規)	-	-	1,080 (1,080)	0	9-1	
③⑪括的核実験禁止条 約 (CTBT) 発効促進に 向けたインド・太平 洋地域会合の実施に 係る経費 (新規)	-	-	-	5	9-1	
③⑫米トラック 1.5 会 合に係わる経費 (新 規)	-	-	-	5	9-1	
③⑬実験検知能力強化 を目的とした放射性 希ガス共同観測事業 (新規)	-	-	18 (18)	0	9-1	

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分野 10 原子力の平和的利用のための国際協力の推進

施策の概要

- 1 国際的な原子力の平和的利用の促進、原子力安全及び核セキュリティ強化のための各国及び国際機関との協力を推進する。
- 2 東電福島第一原発事故対応に係る国際的な情報発信及び国際協力を行う。
- 3 二国間原子力協定の締結交渉・運用等を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・令和4年核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議における岸田総理の一般討論演説（令和4年8月1日）
- ・2020年核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議第2回準備委員会における河野外務大臣一般討論演説（平成30年4月24日）
- ・第6次エネルギー基本計画（令和3年10月22日閣議決定）
 5. 2050年を見据えた2030年に向けた政策対応
 - （6）原子力政策の再構築
 - ④国民、自治体、国際社会との信頼関係の構築
 - （c）世界の原子力平和的利用と核不拡散・核セキュリティへの貢献
- ・パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略（令和3年10月11日閣議決定）
 - 第2章第1節1.（3）ビジョンに向けた対策・施策の方向性(b)原子力における対応
- ・廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議（第5回）（令和3年4月13日）における東電福島第一原発 ALPS 処理水の処分に関する基本方針の決定

測定指標 10-1 国際協力を通じた原子力安全及び核セキュリティの強化 *

中期目標（--年度）

- 1 IAEA 等の国際機関やG7を始めとする関係国との協議への積極的な参加や国際協力等を通じ、より安全でセキュリティの確保された原子力の平和的利用を促進する。
- 2 我が国の核セキュリティのさらなる向上を図りつつ、人材育成等を通じ、他国にも同様の取組を促し、結果として世界全体の核セキュリティが強化されるよう努める。

令和3年度目標

- 1 IAEA やG7各国との関連会合への積極的な参加、国際協力等を通じ、より安全でセキュリティの確保された原子力の平和的利用を促進する。
- 2 IAEA との間で、令和元年に実施した「東京2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の機会における核セキュリティ措置の実施支援分野における日IAEA間の実施取決め」に基づく机上訓練の成果を踏まえ、今後の核セキュリティ関連の政策策定及び関連する会合に出席し、積極的に議論に参加する。
- 3 令和3年度中に開催予定の改正核物質防護条約の運用検討締約国会議に向けて、引き続き、準備会合が想定されるところ、関係省庁と連携を取りながら我が国の対応について検討し、これらの会合に向けて然るべく準備していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和3年の議長国である英国及び令和4年の議長国であるドイツのリーダーシップの下、4月、8月、12月及び令和4年2月にG7の原子力安全及び核セキュリティグループ会合（NSSG）がオンラインにて開催された。各国で進む小型モジュール炉（SMR）の開発において、G7が核セキュリティの分野で果たすべき役割や国際協力の重要性、コロナ禍での各国の課題等を議論した。また、「大量破壊兵器・物質の拡散に対するグローバル・パートナーシップ」の核・放射線セキュリティ作業グループ会合（NRSWG）が6月、10月及び令和4年3月オンラインにて開催され、高濃縮ウランの最小化に関し、我が国より米国との協力を紹介するなど、積極的に議論に参加し、国際協力の重要性を再確認した。IAEAの輸送セキュリティに関するイニシアティブである INFCIRC909の枠組みでは、米国エネルギー省との共催で11月に人材育成をテーマにアジア地域向けのウェビナーを開催し、我が国の取組みやグッド・プラクティスの共有、イニシアティブへの参加奨励等を行った。また、アジア地域の共通の課題についてパネル・ディスカッションを実施した。

- 2 東京 2020 年オリンピック・パラリンピックの開催にあたり、IAEA 及び関係省庁と緊密に連携を図った。また、令和元年に実施した机上訓練の成果等を再確認した。
- 3 令和 4 年 3 月に開催された改正核物質防護条約の運用検討締約国会議に向けた準備会合やオープン・エンド会合では、本会議の運営方法や成果文書案の検討などの議論の場において、我が国の意見を積極的に発言した。アジア・大洋州向けの地域会合では、本条約の運用における地域の共通の課題等について議論を行った。締約国会議においては、我が国のナショナルステートメントにて、核物質防護の重要性を訴え、我が国の積極的な国際協力に係る取組み等を紹介した。

令和 4 年度目標

- 1 IAEA や G 7 各国との関連会合（NRSWG 等）、アジア地域との関連会合（輸送セキュリティ等）への積極的な参加、国際協力等を通じ、より安全でセキュリティの確保された原子力の平和的利用を促進する。
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、過去 2 年開催が延期されていた日米核セキュリティ作業グループ（NSWG）を日本で開催し、米国との協力を強化、促進する。
- 3 ロシアによるウクライナ侵略を受けて、原子力安全、核セキュリティの観点から、IAEA の情報をフォローし、日本の考えを発信していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和 4 年の議長国であるドイツのリーダーシップの下、5 月、11 月及び令和 5 年の議長国である日本のリーダーシップの下、2 月に G 7 の原子力安全及び核セキュリティグループ会合（NSSG）がハイブリッド又はオンラインにて開催された。コロナ禍における核セキュリティの変化やチェルノブイリ廃炉プロジェクトの状況について議論した。また、「大量破壊兵器・物質の拡散に対するグローバル・パートナーシップ」の核・放射線セキュリティ作業グループ会合（NRSWG）が 10 月にドイツにて、令和 5 年 3 月に令和 5 年の議長国である日本にて開催され、ロシアによるウクライナ侵略後の核セキュリティ体制等を議論した。
- 2 過去 2 年開催が延期されていた日米核セキュリティ作業グループ会合（NSWG）を 11 月に東京にて開催し、核セキュリティに関する日米間の取組やゴールの進捗状況を確認し、現状認識及び今後の取組の方向性等について、具体的なイメージを両国間で共有した。
- 3 ロシアによるウクライナ侵略を受けて、IAEA の情報をフォローするとともに、G 7 として 4 月、5 月、8 月及び 10 月に不拡散局長級会合（NPDG）声明を発出するなど日本の考えを G 7 の一員として対外的に発信した。

令和 5 年度目標

- 1 IAEA や G 7 各国との関連会合（G 7 議長国として NSSG の日本開催等）、アジア地域との関連会合（輸送セキュリティ等）への積極的な参加、国際協力等を通じ、より安全でセキュリティの確保された原子力の平和的利用を促進する。
- 2 日米核セキュリティ作業グループ（NSWG）に積極的に参加し、米国との協力を強化、促進する。
- 3 ロシアによるウクライナ侵略を受けて、原子力安全、核セキュリティの観点から、IAEA の情報をフォローし、日本の考えを発信していく。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

令和 5 年度中にも G 7 議長国として NSSG を日本で開催することや NSWG が令和 4 年度中に開催されたことを受けて年度目標を見直した。

測定指標 10-2 東電福島第一原発事故後の対応

中期目標（--年度）

事故や廃炉等の取組を通じて得られた経験と教訓を国際社会と共有し、国際的な原子力安全の強化に貢献する。

令和 3 年度目標

- 1 東電福島第一原発における廃炉・汚染水・処理水対策の進捗状況や我が国の取組について、国際社会に対し、科学的根拠に基づいた、透明性のある説明を、IAEA 総会や IAEA 理事会等の関連会合、在京外交団向け説明会等を通じて、積極的な情報発信を行う。

- 2 廃炉・汚染水・処理水対策に関し、IAEA を始めとする国際社会との協力を進め、透明性のさらなる向上を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) 東電福島第一原発における多核種除去設備等 (ALPS) 処理水の処分の安全性に関して、国際社会に対して科学的根拠に基づき、高い透明性をもって説明を行った。具体的には4月、8月、9月、11月、12月、令和4年2月及び3月に在京外交団等向けの説明会を実施したほか、6月、9月及び12月に、東電福島第一原発のモニタリング結果、除染状況、食物関係等の包括的な情報の IAEA 事務局への提供、原則毎月1回の在京外交団及び IAEA 向けの現状の通報を実施するなど、積極的な情報提供などを行った。IAEA は、11月に、東電福島第一原発事故後10周年の機会を捉え、各国専門家等によるパネル・ディスカッションを中心とした専門家会議をウィーンにおいてハイブリッド形式で開催し、日本はこれに積極的に貢献した。同会議では、事故後10年の間に、各国、国際機関がとった行動の教訓・経験を振り返り、今後の原子力安全の更なる強化に向けた道筋を確認した。
(2) 9月の第65回 IAEA 総会及び IAEA 6月理事会、同9月理事会、同11月理事会及び令和4年 IAEA 3月理事会において、ALPS 処理水の取扱いに関して、科学的根拠に基づいた透明性のある情報発信を積極的に行っている旨発言した。
- 2 (1) 「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における ALPS 処理水の処分に關する基本方針」が4月に公表されたことを踏まえ、7月に、IAEA との間で、ALPS 処理水の取扱いに係る包括的な協力の枠組みに関する付託事項 (TOR) に署名した。
(2) 令和4年2月には、IAEA 関係者及び国際専門家が訪日し、東京電力福島第一原発における ALPS 処理水の安全性に関するレビューを行うとともに、国内関係省庁及び東京電力との間での今後の ALPS 処理水の取扱いに係る協力についての意見交換や東京電力福島第一原発の訪問を行った。令和4年3月にも、IAEA 関係者及び国際専門家が訪日し、ALPS 処理水の放出にかかる規制面でのレビューを行った。
(3) 海洋モニタリングに関し、我が国が発信しているデータの信頼性及び透明性の向上のため、11月に IAEA および韓国、ドイツ及びフランスの専門家を受け入れ、国内の分析機関の分析能力、正確性及び試料採取方法の適切性を確認した。

令和4年度目標

- 1 東電福島第一原発における ALPS 処理水の処分の安全性や廃炉・汚染水・処理水対策に関する我が国の取組について、国際社会に対し、科学的根拠に基づいた、透明性のある説明を、在京外交団等向け説明会等を通じて、引き続き積極的な情報発信を行う。
- 2 ALPS 処理水の処分に關し、IAEA との協力枠組みに基づき、IAEA との協力を着実に進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 東電福島第一原発における多核種除去設備等 (ALPS) 処理水の処分の安全性に関して、国際社会に対して科学的根拠に基づき、高い透明性をもって説明を行った。具体的には5月、6月、7月、11月、及び令和5年1月に、在京外交団等向けの説明会を実施したほか、5月、9月、11月及び令和5年2月に、東電福島第一原発のモニタリング結果、除染状況、食物関係等の包括的な情報の IAEA 事務局への提供、原則毎月1回の在京外交団等及び IAEA 向けの現状の通報を実施するなど、積極的な情報提供などを行った。IAEA は、9月の第66回 IAEA 総会において、ALPS 処理水にかかるサイドイベントを開催し、日本はこれに積極的に貢献した。
その他、特に関心のある国・地域に対しては個別に説明を行った。
- 2 (1) 11月には、IAEA 関係者及び国際専門家が訪日し、東京電力福島第一原発における ALPS 処理水に係る第2回安全性に関するレビューを行うとともに、国内関係省庁及び東京電力との間での今後の ALPS 処理水の取扱いに係る協力についての意見交換や東京電力福島第一原発の訪問を行った。令和5年1月には、IAEA 関係者及び国際専門家が訪日し、ALPS 処理水の放出にかかる第2回規制面でのレビューを行った。IAEA はそれぞれのレビュー実施後、報告書を公表した。
(2) 海洋モニタリングに関し、我が国が発信しているデータの信頼性及び透明性の向上のため、11月に IAEA および韓国及びフィンランドの専門家を受け入れ、国内の分析機関の分析能力、正確性及び試料採取方法の適切性を確認した。

令和5年度目標

- 1 東電福島第一原発における ALPS 処理水の処分の安全性や廃炉・汚染水・処理水対策に関する我が

国の取組について、国際社会に対し、科学的根拠に基づいた、透明性のある説明を、在京外交団等向け説明会等を通じて、引き続き積極的な情報発信を行う。

- 2 東日本大震災からの復興プロセスにおいて重要な課題である処理水の海洋放出について、国際社会に科学的根拠に基づく正確な情報が理解されるよう、IAEAによるレビューを受けつつ、国内外における透明性の高い情報提供に努めるなど、戦略的対外発信を一層強化する。
- 3 ALPS処理水の処分に関し、IAEAとの協力枠組みに基づき、IAEAとの協力を着実に進める。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

令和5年中にALPS処理水の海洋放出が開始される見込みである状況を踏まえ、IAEAとの協力、国際社会への理解醸成の取組や対外発信を一層推進していく観点から年度目標2を新たに追加した。

測定指標 10-3 原子力の平和的利用に関する国際協力の実施

中期目標（一年度）

IAEA等の国際機関やG7を始めとする関係国との協力を通じて、日本の国際的な原子力協力を強化するとともに、原子力の平和的利用の促進とこれを通じた国際的な課題の解決に取り組む。

令和3年度目標

- 1 技術協力基金（TCF）拠出金及び平和的利用イニシアティブ（PUI）拠出金による財政的支援、また、「原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定（RCA）」等の枠組みを通じて、IAEAによる原子力の平和的利用の促進に向けた活動を支援する。また、このようなIAEAに対する支援を通じ、原子力科学技術に知見や技術、関心を有する日本の人材、企業及び機関とIAEAとの協力強化を後押しすることで、原子力の平和的利用分野における日本の国際協力を推進する。さらに、こうした日本の取組につき、RCA50周年記念行事やIAEA総会、理事会等の関連会合を通じて、国際社会に発信する。
- 2 1を含むIAEAによる原子力の平和的利用の促進に係る活動の支援を通じて、SDGsの達成など地球規模課題の解決に向けた取組を促進する。
- 3 グロッシェIAEA事務局長が上げたマリー・キュリー奨学金に対する支援を継続し、原子力分野における人材育成や女性の活躍促進に貢献する。

施策の進捗状況・実績

- 1 我が国は、TCFに対して、令和3年度に約738万ユーロを拠出し、開発途上国を中心とする、開発途上国を中心とするIAEA加盟国に対して、保健、食糧、環境、産業、原子力安全等の分野に係る原子力関連技術の移転・人材育成を支援した。また、PUI拠出金により、新型コロナウイルス感染症対策に300万ユーロ、感染症対策（ZODIACプロジェクト）に800万ユーロ、海洋プラスチックゴミ問題に対応するため「NUTEC Plastics」プロジェクトに100万ユーロの拠出をはじめ、IAEAの活動を支援した。また令和4年2月にグロッシェIAEA事務局長が立ち上げを発表したがん対策に関する新たなイニシアティブ「Rays of Hope」に関し、IAEAと日本企業等関係者とのオンライン意見交換会を開催し、IAEAと日本企業等の連携可能性について意見を交わした。なお、IAEA総会決議や事務局長報告、その他公式文書において、IAEAの活動の重要性やPUIの有用性などが言及されており、その成果が評価されている。
- 2 IAEAは原子力に関連する技術協力等のプロジェクトを通じてSDGs（特に、目標2（飢餓）、3（保健）、6（水・衛生）、7（エネルギー）、9（イノベーション）、13（気候変動）、14（海洋資源）、15（陸上資源）及び17（パートナーシップ））の達成に向けて取り組んでおり、TCF及びPUI拠出金を通じて、IAEAによる取組を支援した。
- 3 原子力人材について、原子力関連の技術を有する日本の大学や研究機関等がIAEAのマリー・キュリー奨学金事業等に協力し、研修員受入等を行い、国内の技術や人材、組織の国際的認知度向上に貢献した。

令和4年度目標

- 1 技術協力基金（TCF）、平和的利用イニシアティブ（PUI）拠出金、「原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定（RCA）」の枠組みを通じた原子力の平和的利用の促進に向けた

IAEA の活動を支援する。また、原子力科学技術分野に知見・技術を有する日本の人材、企業及び機関と IAEA との連携拡大等を通じ、平和的利用分野における国際協力を推進する。また、こういった日本の取組につき、IAEA 総会や理事会等の関連会合を通じて、国際社会に対して発信する。

- 2 1を含むIAEA の原子力の平和的利用分野における活動の支援を通じ、SDGs 達成に係る取組を促進する。
- 3 令和4年2月に立ち上げたIAEAの新たなイニシアティブ「Rays of Hope」を支持し、がん対策をはじめとする医療分野における能力拡大支援や人材育成等に貢献する。
- 4 令和4年はRCA50周年であるところ、本機会に開催される記念行事においては我が国及び我が国専門家のこれまでの貢献について発信する。

施策の進捗状況・実績

- 1 我が国は、令和4年度に、TCF に対して約750万ユーロを拠出し、開発途上国を中心とする IAEA 加盟国に対して、保健、食糧、環境、産業、原子力安全等の分野に係る原子力関連技術の移転・人材育成を支援した。また、ロシアによるウクライナ侵略に伴うウクライナ国内の原子力安全・核セキュリティ確保にかかる IAEA の活動を支援するため、PUI より約480万ユーロを拠出した。なお、IAEA 総会決議や事務局長報告、その他公式文書において、IAEA の活動の重要性や PUI の有用性などが言及されており、その成果が評価された。
- 2 IAEA は原子力に関連する技術協力等のプロジェクトを通じて SDGs (特に、目標2 (飢餓)、3 (保健)、6 (水・衛生)、7 (エネルギー)、9 (イノベーション)、13 (気候変動)、14 (海洋資源)、15 (陸上資源) 及び17 (パートナーシップ)) の達成に向けて取り組んでおり、TCF 及び PUI 拠出金を通じて、IAEA による取組を支援した。特に、IAEA は気候変動に対する取組を示すべく、令和4年の COP27 において初めて原子力に関するパビリオンを出展した。その際、我が国は PUI より4万ユーロの拠出を通じて、IAEA の活動を支援した。
- 3 IAEA が令和4年2月に立ち上げた新たなイニシアティブ「Rays of Hope」に関し、日本は同プロジェクトを支持するとともに、PUI より約300万ユーロを拠出した。
- 4 9月の第66回 IAEA 総会のサイドイベントとして、RCA50 周年の行事が開催され、我が国は政府代表や専門家等の出席等を通じて貢献した。また、令和4年度においては、RCA のプロジェクト13件 (医療6件、食料・農業3件、水管理・環境3件、工業1件) に我が国の専門家が参加し、アジア・太平洋地域における非発電分野の「原子力の平和的利用」に係る技術協力や共同研究の進展に貢献した。特に、医療分野の1件 (緩和ケアにおける放射線療法標準化プロジェクト) については、我が国の専門家がリード・カンントリー・コーディネーターとしてプロジェクトをリードし、放射線医療に係る技術協力分野で大きな貢献を果たした。

令和5年度目標

- 1 技術協力基金 (TCF)、平和的利用イニシアティブ (PUI) 拠出金、「原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定 (RCA) 」の枠組みを通じた原子力の平和的利用の促進に向けた IAEA の活動を支援する。また、原子力科学技術分野に知見・技術を有する日本の人材、企業及び機関と IAEA との連携拡大等を通じ、平和的利用分野における国際協力を推進する。また、こういった日本の取組につき、IAEA 総会や理事会等の関連会合を通じて、国際社会に対して発信する。
- 2 1を含む IAEA の原子力の平和的利用分野における活動の支援を通じ、SDGs 達成に係る取組を促進する。
- 3 ウクライナ国内の原子力安全・核セキュリティ確保にかかる IAEA の取組を支持し、支援する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

令和4年2月以降に生じたウクライナ国内の原子力安全・核セキュリティ確保に係る IAEA の取組の支援の必要性等を踏まえ、年度目標を見直した

測定指標 10-4 二国間協定の交渉・協議

中期目標 (---年度)

二国間原子力協定の適切な交渉・協議・運用を通じ、原子力の平和的利用を推進する。

令和3年度目標

協定の枠組みを整備するかどうかについては、核不拡散の観点や、相手国の原子力政策、相手国の日本への信頼と期待、二国間関係等を総合的に勘案し、個別具体的に検討していくというのが、原子力協定締結に関する我が国の考え方であり、これに沿って、二国間原子力協定の交渉を行う。令和2年12月に署名した日英原子力協定の改正議定書については、年内の締結を目指す。

施策の進捗状況・実績

令和2年12月に署名した日英原子力協定の改正議定書については、6月に国会の承認を得て、8月に締結し、9月1日に発効した。この議定書は、英国のEU/ユーラトム離脱に伴う同国において適用される保障措置の変更等を踏まえ、平成10年に発効した協定の一部を改めるためのもの。

また、令和3年度においては、二国間原子力協定等に基づき、原子力関連資機材等の移転に関する外交手続を数十件実施した。

令和4年度目標

協定の枠組みを整備するかどうかについては、核不拡散の観点や、相手国の原子力政策、相手国の日本への信頼と期待、二国間関係等を総合的に勘案し、個別具体的に検討していくというのが、原子力協定締結に関する我が国の考え方であり、これに沿って、二国間原子力協定に関する交渉・協議を行う。また、原子力の平和的利用及び核不拡散を確保すべく締結済みの二国間原子力協定の適切な運用を推進する。

施策の進捗状況・実績

令和4年度においては、二国間原子力協定等に基づき原子力関連資機材等の移転に関する外交手続を数十件実施した。

また、関係国との間で、二国間原子力協定の運用に関する意見交換を行った。

令和5年度目標

二国間原子力協定の枠組みを整備するかどうかについては、核不拡散や、相手国の原子力政策、相手国の日本への信頼と期待、二国間関係を総合的に勘案し、個別具体的に検討していくというのが、原子力協定締結に関する我が国の考え方であり、これに沿って、二国間原子力協定に関する交渉・協議を行う。また、原子力の平和的利用及び核不拡散を確保すべく締結済みの二国間原子力協定の適切な運用を推進する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

二国間原子力協定に関する交渉・協議に関する取組の重要性に鑑み、引き続き目標を維持し、その達成を推進する。

達成手段

達成手段名（注）	予算額等（予算手段。単位：百万円）／概要（非予算手段）				関連する測定指標	行政事業レビュー事業番号
	令和2年度 予算額計 （執行額）	令和3年度 予算額計 （執行額）	令和4年度 予算額計 （執行額）	令和5年度 当初予算額		
①原子力の平和的利用のための国際協力の推進	15 (11)	231 (63)	127 (79)	126	10-3 10-4	
②IAEA、G7等を通じての原子力安全関連条約や安全基準等の強化	IAEAやG7各国との関連会合への積極的な参加及び国際協力を推進するとともに、東電福島第一原発事故及び廃炉等の取組を通じて得られた経験と教訓を国際社会と共有する。 こうした取組により、国際的な原子力安全の向上に貢献する。				10-1 10-2	—
③東電福島第一原発の現状に係る各国への情報提供及び事故	東電福島第一原発における廃炉・汚染水対策の進捗状況や我が国の取組について、国際社会に対して積極的な情報				10-2	—

収束に関する専門知識等の各国との協力調整	発信を行い、正確な理解の形成を図るとともに、原発事故後の対応に関して、国際社会との協力を推進する。 こうした取組により、国際的な原子力安全の向上に貢献する。					
④ 国際原子力機関 (IAEA) 技術協力基金拠出金	893 (893)	893 (893)	961 (961)	1060	10-3	
⑤ 平和的利用イニシアティブ拠出金	1,501 (1,501)	131 (131)	131 (131)	59	10-3	
⑥ 国際原子力機関緊急時対応能力研修センター (CBC) 拠出金	28 (28)	32 (32)	39 (39)	38	10-2	
⑦ 国際原子力機関 (IAEA) 拠出金 (東電福島第一原発関連)	-	-	41 (41)	41	10-2	

(注) 各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。

個別分 11 科学技術に係る国際協力の推進

施策の概要

我が国の優れた科学技術を活用し、世界の平和と安定及び我が国の安全と繁栄に貢献する「科学技術外交」を推進する。具体的には、科学技術協力協定下の二国間対話等を通じた二国間科学技術協力や、核融合、大量破壊兵器の不拡散、地球規模課題への対応などの分野における二国間・多国間科学技術協力を積極的に実施するとともに、外務大臣科学技術顧問を通じた科学的知見の外交への活用を促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 211 回国会施政方針演説（令和 5 年 1 月 23 日）
 - 四 新しい資本主義
 - 九 外交・安全保障
- ・ 第 210 回国会所信表明演説（令和 4 年 10 月 3 日）
 - 成長のための投資と改革
 - 外交・安全保障
- ・ 第 208 回国会施政方針演説（令和 4 年 1 月 17 日）
 - 三 新しい資本主義（科学技術・イノベーション）
- ・ 統合イノベーション戦略 2022（令和 4 年 6 月 3 日）
 - 第 2 章 Society 5.0 の実現に向けた科学技術・イノベーション政策
 - （6）様々な社会課題を解決するための研究開発・社会実装の推進と総合知の活用
- ・ 第 6 期科学技術基本計画（令和 3 年 3 月 26 日 閣議決定）
 - 第 2 章 Society 5.0 の実現に向けた科学技術・イノベーション政策
 - 1. （6）（c）⑤科学技術外交の戦略的な推進

測定指標 11-1 二国間科学技術協力の各種枠組みの維持・発展・拡大

中期目標（一年度）

科学技術協力を通じた二国間関係の緊密化によって、国際社会の平和と安定及び我が国の安全と繁栄の確保に貢献する。

令和 3 年度目標

- 1 科学技術外交を推進するため、8 か国・機関以上と科学技術協力協定に基づく政府間合同委員会を開催する。令和 2 年度から持ち越しとなった英国やフランス等との協議実現に向け調整を継続する。
- 2 二国間科学技術外交強化のため、科学技術協力協定に加え、経済連携協定（EPA）等を含むあらゆる協力枠組みを活用し、新興国等との間でも積極的に科学技術関係を強化する。
- 3 限られた予算と人員の中で戦略的、効果的に合同委員会を実施するためにも、引き続き、戦略会議を開催するなど国内関係府省・機関及び在外公館との情報交換の促進に努め、科学技術外交ネットワーク（STDN）の一層の活用を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 及び 2 米国、スペイン、ノルウェー、EU 及びカナダのほか、令和 2 年度から持ち越しとなった英国、さらにイスラエルを加えた計 7 か国との間で政府間合同委員会をオンライン形式で実施し、双方の科学技術イノベーション政策の進展や宇宙、海洋、医療・福祉テクノロジー研究等における協力について議論した。10 月に実施された英国との合同委員会では、両国にとっての研究や技術・イノベーション協力の価値を最大化するための促進メカニズム等の新しい活動について報告したほか、新たな優先事項につき情報共有し、科学コミュニティの強さを生かす機会を模索するとともに、会議終了後に両国で共同プレスリリースを発出した。また、令和 4 年 3 月に開催したイスラエルとの科学技術協力合同委員会では、両国の科学技術・イノベーション政策の進展や科学技術協力活動の現状、さらに研究者派遣等を通じた両国の大学・研究機関間の協力促進について協議を行った。

なお、引き続き新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大する中、フランスを始め、関係者が一同に会す対面形式での開催を希望する国とは合同委員会の開催が延期となり、令和 4 年度に持ち越

すこととなった。

- 3 STDN を通じ国内関係府省・機関と定期的に連絡会議を行った。国内関係府省との科学技術合同委員会戦略会議（令和4年1月）においては、科学技術外交上の重要性を考慮した戦略的な二国間合同委員会の実施に向けた方策について協議し、各国の科学技術政策情報の共有を行うとともに、二国間合同委員会の優先開催国等について政府内で共通認識を確立した。また、STDN メーリングリストを活用し、科学技術関連情報を集約した情報発信を行った。さらに、令和4年2月には主要科技先進国に所在する在外公館の科学技術担当官らを対象に、松本洋一郎外務大臣科学技術顧問、狩野光伸外務大臣次席科学技術顧問及び池松軍縮不拡散・科学部審議官らの本省関係者、並びに関連府省・機関等の関係者らを含む総勢約75名が参加する「在外公館科学技術担当官会議」を開催した。同会議では、科学技術外交の推進に係る諸施策の現状や今後、経済安全保障を巡る最近の内外情勢、我が国及び主要国の科学技術・イノベーション関連の主要戦略・方針や政策の動向等について関係者間で活発に議論を行って認識を共有すると共に、海外において国際共同研究等に携わる研究開発法人関係者や、海外に拠点を置き最先端の研究に従事する研究者らも交え、我が国の科学技術外交や関連政策等への期待や在外公館の更なる活用につき議論しており、関係者間の一層の連携強化と取組強化を図った。

令和4年度目標

- 1 科学技術外交を推進するため、8か国・機関以上と科学技術協力協定に基づく政府間合同委員会を開催する。令和2年度から持ち越しとなっているフランス等との協議実現に向け調整を継続する。また、科学技術協力協定等を含む様々な協力枠組みを活用することで、新興国等との間でも積極的に科学技術関係を強化する。
- 2 限られた予算と人員の中で戦略的、効果的に合同委員会を実施するためにも、国内関係省庁との科学技術合同委員会戦略会議を開催することなどにより国内関係府省・機関及び在外公館との情報交換の促進や連携の強化に努め、科学技術外交ネットワーク（STDN）の一層の活用を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和2年度及び3年度から持ち越しとなったフランスに加え、ブラジル、南アフリカ、スウェーデン、オーストラリア、イタリア、スイス、独、ハンガリー、オランダ及びニュージーランドという計11か国との間で政府間合同委員会を実施し、双方の科学技術・イノベーション政策の進展、様々な分野での両国の科学技術協力活動の現状と今後の方向性について議論を交わしたほか、スイスやニュージーランドとの合同委員会では開催機会に合わせて両国の研究機関間等の協力覚書の署名も行われた。特に、新型コロナウイルス感染症が世界的に収束に向かう中で、関係者が一同に会す対面形式での開催を追求し、7月のフランスとの合同委員会を皮切りに、9か国との間で対面形式・ハイブリット形式での合同委員会を実施した。
- 2 STDN を通じ国内関係府省・機関と定期的に連絡会議を行い、連携強化と取組強化を図った。国内関係府省との科学技術合同委員会戦略会議（令和5年3月）においては、科学技術外交上の重要性を考慮した戦略的な二国間合同委員会の実施に向けた方策について協議し、各国の科学技術政策情報の共有を行うとともに、二国間合同委員会の優先開催国等について政府内で共通認識を確立した。また、STDN メーリングリストを活用し、在外公館を含む科学技術関係者に対して量子技術、AI、核融合、半導体等の先端技術開発を始めとする最新の国際科学技術動向や我が国の取組を含む科学技術関連情報を集約した情報発信を行った。

令和5年度目標

- 1 科学技術外交を推進するため、8か国・機関以上と科学技術協力協定に基づく政府間合同委員会を開催する。また、科学技術協力協定等を含む様々な協力枠組みを活用することで、新興国等との間でも積極的に科学技術関係を強化する。
- 2 限られた予算と人員の中で、戦略的、効果的に合同委員会を実施するためにも、国内関係省庁との科学技術合同委員会戦略会議を開催することなどにより国内関係府省・機関及び在外公館との情報交換の促進や連携の強化に努め、科学技術外交ネットワーク（STDN）の一層の活用を図る。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

測定指標 11-2 イーター計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動の実施に向けた協力の推進

中期目標（--年度）

国際熱核融合実験炉（ITER（イーター））計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動（核融合エネルギーの早期実現を目指す広範な取組を通じた活動）への参加を通じ、多国間及び二国間の科学技術協力を貢献するとともに、加盟極との関係を増進する。

令和3年度目標

- 1 イーター計画の進展に向け、加盟極として実験炉の建設計画に沿った建設が着実に進むよう、個別の諸事案に係るイーター機構や各極との円滑な調整に引き続き取り組む。
- 2 ブローダー・アプローチについては、EUと協力し、引き続き各プロジェクトにおける核融合エネルギーの研究開発に向けた活動の効果的かつ効率的な実施に取り組む。また、令和2年4月以降の新たな協力フェーズの協力関係が促進されるよう、日EU間の協力内容の更なる調整に引き続き取り組む。特に、JT-60SA（サテライト・トカマク（核融合実験装置））の運転開始に係る調整についてEUと一層緊密に連携し調整に取り組む。

施策の進捗状況・実績

- 1 イーター計画の進展に向け、加盟極間で緊密に連携の上、実験炉の建設計画に沿った取組に引き続き尽力した。新型コロナウイルス感染症の拡大が著しい中、我が国は、定例理事会や下部委員会を始めとする様々な議論の場を通じて、各極とのコミュニケーションの強化を図り、加盟極間の連携強化に貢献した。実験炉の建設は、運転開始に必要な工程の約75%まで進捗しており、我が国として重要機器の一つであるトロイダル磁場コイルの製作・出荷を進める等、着実な貢献を行った。
- 2 ブローダー・アプローチについては、新型コロナウイルス感染症拡大によるEUからの研究者等の入国が困難な時期もあったが、我が国はEUと緊密に連携し、各プロジェクトの推進に取り組んだ。中でも、茨城県那珂市で行われているJT-60SAの統合試験運転に向けた取組において、我が国は、コロナ禍の厳しい状況においても、極力作業を中断することなくEUとの緊密な連携・共同作業に尽力した。

令和4年度目標

- 1 イーター計画の進展に向け、加盟極として実験炉の建設計画に沿った建設が着実に進むよう、個別の諸事案に係るイーター機構や各極との円滑な調整に引き続き取り組む。
- 2 ブローダー・アプローチについては、EUと協力し、引き続き各プロジェクトにおける核融合エネルギーの研究開発に向けた活動の効果的かつ効率的な実施に取り組む。また、令和2年4月以降の現フェーズでの協力関係が促進されるよう、日EU間の協力内容の更なる調整に引き続き取り組む。特に、JT-60SAの運転開始に係る調整についてEUと一層緊密に連携し調整に取り組む。

施策の進捗状況・実績

- 1 イーター計画の進展に向け、加盟極間で緊密に連携の上、実験炉の建設計画に沿った取組に引き続き尽力した。我が国は、定例理事会や下部委員会を始めとする様々な議論の場を通じて、各極とのコミュニケーションの強化を図り、加盟極間の連携強化に貢献した。また、5月にビゴ前イーター機構長が病気のため急逝し、副機構長であった多田栄介氏が暫定的に機構長を引き継いだ際にも、建設工程の継続、次期機構長の選出（9月にバラバスキ現機構長が選出された）と新体制への円滑な移行に尽力した。実験炉の建設は運転開始に必要な工程の約78%まで進捗しており、我が国としては、重要機器の一つであるトロイダル磁場コイルについて、令和5年2月に予備基を除く我が国分担当分計8基の製作を完了させる等、着実な貢献を行った。
- 2 ブローダー・アプローチについては、我が国はEUと緊密に連携し、各プロジェクトの推進に取り組んだ。とりわけ、茨城県的那珂研究所で行われているJT-60SA計画（イーター計画と並行し、日EUが核融合実験装置JT-60SAでの研究を共同で実施）については、令和3年3月に発生した一部機器の損傷により統合試験運転を中断していたが、EUとの緊密な連携・共同作業の下、12月には該機器及び、同様の構造を持つ（損傷が発生し得る）機器の改修を完了し、統合試験運転再開へ向けた取組を着実に実施した。

令和5年度目標

- 1 イーター計画の進展に向け、加盟極として実験炉の建設計画に沿った建設が着実に進むよう、個別の諸事案について、バラバスキ機構長の下新体制となったイーター機構や、各極との円滑な調整

に引き続き取り組む。

- 2 ブローダー・アプローチについては、EU と協力し、引き続き各プロジェクトにおける核融合エネルギーの研究開発に向けた活動の効果的かつ効率的な実施に取り組む。また、令和2年4月以降の現フェーズでの協力関係が促進されるよう、日 EU 間の協力内容の更なる調整に引き続き取り組む。特に JT-60SA 計画は、統合試験運転の再開、そして年度中頃には初プラズマ運転を予定しており、各運転開始に係る調整、取組について EU と一層緊密に連携する。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

測定指標 11-3 ISTC への支援を通じた協力の推進

中期目標（一年度）

国際科学技術センター（ISTC）への支援を通じ、多国間の科学技術協力関係を増進するとともに、大量破壊兵器の拡散防止に向けた効率的な取組を推進する。

令和3年度目標

- 1 ISTC の事務局運営に関して、引き続き予算・人員面での合理化に取り組み、事務局運営費を対プロジェクト・プログラム事業費 10%以内に収めることを目標に、事務局の効率的・効果的な活動を促進する。
- 2 旧ソ連時代の大量破壊兵器関連技術を様々な分野の平和目的の研究開発に活用してきた知見を有する同センターと連携し、有望な新規プロジェクトへの支援を行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 我が国を始め関係国から ISTC の事務局運営の一層の合理化・効率化に向けた働き掛けを行い、ISTC は引き続き予算・人員面での合理化に取り組んだ結果、事務所所在国の消費者物価上昇を反映した人件費の上昇により事務局運営経費は全体としては前年比 1%増額ではあったものの、センターの施設運営費（旅費や通信等）は 15%減額した。令和3年度の事務局運営費のプロジェクト・プログラム事業費に対する割合は目標値内である 7%であった。
- 2 外務省及び文部科学省は、ISTC に対して事務局運営経費の支援として拠出金を拠出したほか、事務局職員 1 名を文部科学省所管の国立研究開発法人日本原子力協力研究開発機構から派遣し、ISTC を人的・財政的に支援した。また、我が国は新規にカザフスタンにおけるケーブルの放射抵抗に関する研究とアルメニアにおける抗ウイルス性及び抗菌性化合物に関する研究の 2 件のプロジェクトの支援を決定し、日本と中央アジア諸国との科学技術協力の強化に取り組んだ。さらに、旧ソ連諸国から潜在的な危険国及びテロ組織への大量破壊兵器の拡散防止に取り組んできた ISTC の知見を同地域以外でも活かし、食料安全保障やエネルギー・環境問題を含む平和的取組に様々な地域の科学者を従事させるべく、ISTC を支援する米国や EU と日本との政策協調を進めるとともに、ISTC とアフリカをはじめとする地域外との協力を支持し、12 月にはケニアが ISTC 理事会にオブザーバー参加した。

令和4年度目標

- 1 ISTC の事務局運営に関して、引き続き予算・人員面での合理化に取り組み、事務局運営費を対プロジェクト・プログラム事業費 10%以内に収めることを目標に、事務局の効率的・効果的な活動を促進する。
- 2 旧ソ連時代の大量破壊兵器関連技術を様々な分野の平和目的の研究開発に活用してきた知見を有する同センターと連携し、有望な新規プロジェクトへの支援を行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 我が国を始め関係国から ISTC の事務局運営の一層の合理化・効率化に向けた働き掛けを行い、ISTC 事務局に対し、引き続き予算・人員面での合理化を考慮した事務局運営に取り組むよう促した。2022 年は、事務所所在国の消費者物価上昇等により人件費が上昇したことで事務局運営経費全体は前年比 1.2%増となったものの、最低限の増額となるよう調整するため、ISTC 事務局は事務所運営費（通信等）を前年比 15%減額する予算措置を講じた。令和4年度の事務局運営費のプロジェクト・プログラム事業費に対する割合も目標値内である 8%であった。

- 2 外務省及び文部科学省は、ISTC に対して事務局運営経費の支援として拠出金を拠出したほか、事務局職員 1 名を文部科学省所管の国立研究開発法人日本原子力協力研究開発機構から派遣し、ISTC を人的・財政的に支援した。また、我が国は文部科学省予算により新規にジョージアにおけるコバルト系酸化物材料の熱電変換性能の向上に関する研究とタジキスタンにおける太陽光発電アプリケーションのためのセシウムスズ-トリハロゲン化合物に関する研究の 2 件のプロジェクトの支援を決定し、日本と中央アジア諸国との科学技術協力の強化に取り組んだ。さらに、旧ソ連諸国から潜在的な危険国及びテロ組織への大量破壊兵器の拡散防止に取り組み、近年は CBRN（化学・生物・放射性物質及び核）分野で様々な地域の科学者らの事業を支援している ISTC の知見を同地域以外でも活かし、食料安全保障やエネルギー・環境問題を含む平和的取組に様々な地域の科学者を従事させるべく、ISTC を支援する米国や EU と日本との政策協調を進めるとともに、ISTC とアフリカをはじめとする地域外との協力取組を支持した。7 月及び 12 月の運営理事会には ISTC への新規加盟に関心のあるケニアとウズベキスタンがオブザーバー参加した。
- 3 我が国は、ISTC 事務局に対し 2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）への参加を促し、12 月の運営理事会を経て、ISTC は同万博への参加を決定した。

令和 5 年度目標

- 1 ISTC の事務局運営に関して、引き続き予算・人員面での合理化に取り組む、事務局運営費を対プロジェクト・プログラム事業費 10% 以内に収めることを目標に、事務局の効率的・効果的な活動を促進する。
- 2 旧ソ連時代の大量破壊兵器関連技術を様々な分野の平和目的の研究開発に活用してきた知見を有する同センターと連携し、有望な新規プロジェクトへの支援を行う。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

引き続き目標を維持し、その達成に向け推進する。

測定指標 11-4 科学的知見の外交への活用促進 *

中期目標（一年度）

科学技術分野の専門的知見を外交に活用することにより、国際社会の平和と安定及び我が国の安全と繁栄の確保に貢献する。

令和 3 年度目標

- 1 外務大臣科学技術顧問の活動や科学技術外交推進会議の開催等及び、産学官の関係主体との連携を通じて、各種知見や取組を提言などに取りまとめ、外交上の成果に結び付けていく。特に、主要外交機会に向けて、世界が直面するグローバル課題への対応に我が国の科学技術・イノベーションの強みをいかす観点からの取組及び発信を進める。
- 2 科学技術顧問のネットワーク構築活動や対外発信を通じて、科学技術・イノベーションを通じて国際社会に貢献するという我が国のメッセージを一層明確にするとともに、我が国の優れた科学技術・イノベーションをソフトパワーとして活用すべく、科学技術外交に係る各種対外発信の取組を進める。

施策の進捗状況・実績

1 及び 2 に関し、国内関係府省の取り進める個別の科学技術の社会実装や日本企業の海外プロジェクトへの参加促進の取組等との連携も念頭に置きつつ、外交当局として、外交政策の意思決定や地球規模課題の解決に科学技術の知見を活用し、また、科学技術力や研究者の国際ネットワークを国家間の関係構築・強化に活用することを取り進めた。

（1）助言・提言

科学技術外交推進会議（以下、推進会議とする。）の第 3 回会合を 7 月に、第 4 回会合を令和 4 年 3 月に開催した。その中で、9 月には、飢餓・栄養不良を改善し地球環境にも配慮した食料システム転換を図るべく、これに資する STI の世界的な利活用を促進し、あらゆるステークホルダーと協働して共に歩みを進めるため、「STEP (Systems Transformation to Ensure Planetary health) Initiative by STI」として 3 つの取組を提言した（第一に日本の強みを活かした STI ショーケースを策定すること、第二に国際機関等と連携し、世界規模での十分な対話を通じた STI ショーケースとマッチングファンドを構築・運用し、STI の利活用を促進することを主導すること、第三に STI ショーケースを用

いて主体的に開発戦略や政策作りを行う国・地域の活動、産官学民の連携、分野横断人材育成を積極的に支援すること。)

本提言の要素については、12月の東京栄養サミット2021に際して発出した、日本、米国、英国、イタリア、インド、欧州対外行動庁、オランダ及びカナダ(ケベック州政府)の外務省/外交機関/政府関連の科学技術顧問らとの共同声明に盛り込み、別途推進会議で、関係府省・機関・研究者・企業らの協力を得てとりまとめた我が国のSTIショーケースと併せて、対外発信した。

その他、推進会議の下で、①科学技術と安全保障の連関、②地球の健康、③デジタル・AI国際連携、④科学技術外交を支える我が国の科学技術力の基盤強化といったテーマに沿って議論を深めてきている。②については、今後は科学技術外交とODAというテーマで、ODA関係者と科学者らを繋げるプラットフォームとして更に議論を開始することとなった。

さらに、外務省員の科学技術リテラシー向上のために、科学技術外交推進会議委員等の専門家を招き、科学技術外交セミナーを開催した。コロナ禍のためオンライン開催としたことで、在外公館の幹部や科学技術担当官らの聴講が可能となり、様々なテーマでセミナーを開催し、活発なやりとりが行われた(令和3年度中は7回開催し、のべ820人以上が参加。)

(2) ネットワーク構築活動

5月、9月、11月及び令和4年1月にオンライン形式で、令和4年3月はハイブリッド形式で開催された第13~17回外務省科学技術顧問ネットワーク(FMSTAN)会合に、科学技術顧問及び次席科学技術顧問が出席し、ポストCOVID時代の科学的助言及び科学外交等について議論した。また、8月の政府に対する科学的助言に関する国際ネットワーク(INGSA)2021会合への登壇(次席科学技術顧問)や、フロア在京EU代表部大使、カバト国際ヒューマン・フロンティア・サイエンス・プログラム事務局長との意見交換(科学技術顧問)を行ったほか、12月にオンライン形式で開催された「世界技術サミット」に出席し、「国境を越えて:クアッドにおける科学技術協力」と題するパネルセッションに登壇(科学技術顧問)し、米豪印を代表する科学技術顧問とともに議論した。加えて、在京外交団科学技術外交サークルのメンバーや、産学官の科学技術関係者らと意見交換を行った。

(3) 発信

5月の国連の開発のための科学技術委員会(CSTD)第24回会合では、新型コロナウイルス感染症とSTIの役割に関し、深紫外線LEDによりウイルス不活性化を可能とする技術など非医療分野での研究開発の重要性を積極的に発信した。また、9月のOSCEアジア国共催会議では、JAXAによる衛星観測データを活用した防災・環境保護に関する取組、地球規模課題解決を目指す日本と開発途上国との共同研究事業(SATREPS)などについて紹介した。更に、12月の世界技術サミット等において、日本の科学技術外交や科学技術イノベーションの動向・成果について発信した。また科学新聞特集記事となった「アジア・太平洋地域との科学技術協力の展望」の座談会にも参加した。

令和4年度目標

- 1 外務大臣科学技術顧問の様々な活動や、科学技術外交推進会議の開催、さらに産学官の関係主体との連携等を通じて、各種知見や取組を提言などに取りまとめ、外交上の成果に結び付けていく。
- 2 各国の科学技術顧問のネットワーク活動に参画し、科学技術力や研究者の国際ネットワークを国家間の関係構築・強化に活用する。
- 3 科学技術・イノベーションを通じて国際社会に貢献するという我が国のメッセージを一層明確にするとともに、我が国の優れた科学技術・イノベーションをソフトパワーとして活用し、科学技術外交に係る各種対外発信の取組を進める。

施策の進捗状況・実績

1及び2に関し、国内関係府省の取り進める個別の科学技術の社会実装や日本企業の海外プロジェクトへの参加促進の取組等との連携も念頭に置きつつ、外交当局として、外交政策の意思決定や地球規模課題の解決に科学技術の知見を活用することや、科学技術力や研究者の国際ネットワークを国家間の関係構築・強化に活用することを取り進めたほか、我が国産業界のニーズを踏まえた海外とのネットワーク構築支援などにも努めた。3については、関連会合で登壇することなどにより科学技術外交に係る各種対外発信の取組を進めた。

(1) 助言・提言

6月には、科学技術外交推進会議(以下、推進会議とする。)で取りまとめた、科学技術外交を推進するに当たって重要となる我が国の科学技術力の基盤強化のために必要な取組を提言として外務大臣に提出した。特に、我が国の科学技術力の基盤を強化するべく、「人への投資」、すなわち人材の育成・活用を主眼・目的においた環境整備、制度設計、予算措置等の取組を進めること、また高度人材が産

学官セクター間、国内外で循環しネットワーク化して活躍することが、我が国の科学技術力、そして科学技術外交の強化につながることから、そのために必要な国内政策・外交政策の戦略的・統一的推進を提言した。

その他、8月に第5回目となる推進会議を開催し、①科学技術と安全保障の連関、②科学技術外交とODA、③デジタル・AI国際連携、④科学技術外交を支える我が国の科学技術力の基盤強化といったテーマに沿って議論を深めた。

さらに、外務省員の科学技術リテラシー向上のために、科学技術外交推進会議委員等の専門家を招き、科学技術外交セミナーを開催した。オンライン開催を継続したことで、在外公館の幹部や科学技術担当官らの聴講が引き続き可能となった。様々なテーマでセミナーを開催し、活発なやりとりが行われた（令和4年度中は3回開催し、のべ230人以上が参加。）。

（2）ネットワーク構築活動

10月にジュネーブにて対面形式で、令和5年2月にオンラインで開催された第18～19回外務省科学技術顧問ネットワーク（FMSTAN）会合に、科学技術顧問及び次席科学技術顧問が出席し、現在の地政学的問題を踏まえた科学外交のあり方や災害及び復興における科学技術の役割等について議論した。また、科学技術顧問及び次席科学技術顧問は、10月に京都で開催されたSTSフォーラムに出席し、各国の科学技術分野の政策決定者と意見交換を行った。さらに、科学技術顧問は米国、独、イスラエル及びシンガポール（次席科学技術顧問同行）、次席科学技術顧問はジュネーブを訪問し、科学技術政策関係者や学術関係者、現地企業関係者等と意見交換を行った。さらに、カバト国際ヒューマン・フロンティア・サイエンス・プログラム事務局長との意見交換を行った。

（3）発信

科学技術顧問は、7月の第10回日仏科学技術協力合同委員会に出席し、日本の科学技術外交を紹介するとともに、地球規模課題の解決に向けた連携の重要性を強調した。また、令和5年3月にメキシコシティで開催された第2回STSフォーラム中南米カリブ地域ハイレベル会合に出席し、先端医療、ゲノム・データ基盤やシーズ開発・研究基盤強化などの我が国の取組を紹介しつつ、課題や今後のイノベーション等につき議論した。さらに、次席科学技術顧問が、12月にケープタウンで開催された世界科学フォーラムに出席し、日本の科学技術外交やそれを支える科学者の役割の重要性等について講演を行った。

令和5年度目標

- 1 外務大臣科学技術顧問の様々な活動や、科学技術外交推進会議の開催、さらに産学官の関係主体、科学技術フェロー及び在外公館との連携等を通じて、各種知見や取組を提言などに取りまとめるなど、外交上の成果に結び付けていく。
- 2 各国の科学技術顧問のネットワーク活動に参画し、科学技術力や研究者の国際ネットワークを国家間の関係構築・強化に活用する。
- 3 科学技術・イノベーションを通じて国際社会に貢献するという我が国のメッセージを一層明確にするとともに、我が国の優れた科学技術・イノベーションをソフトパワーとして活用し、科学技術外交に係る各種対外発信の取組を進める。

モニタリングを踏まえた変更点及びその理由

科学技術顧問が座長を務める科学技術外交推進会議が、科学技術外交推進に当たり重要となる我が国の科学技術力の基盤強化のために必要な取組を纏め、提言として令和4年6月に外務大臣に提出した。同提言中に在外公館における体制・機能強化策として科学技術フェローの設置が盛り込まれていることを受け、令和5年度予算において同フェローの設置が認められたため、科学技術顧問の連携の対象として科学技術フェローを年度目標に追加した。

参考指標：ISTC事務局の職員数

(出典：ISTC理事会文書) 注：ISTC事務局の職員数（スル スルタン本部＋4支部事務所） の合計人数	実績値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	32	32	33

達成手段

達成手段名（注）	予算額等（予算手段。単位：百万円）／概要（非予算手段）		

	令和2年度 予算額計 (執行額)	令和3年度 予算額計 (執行額)	令和4年度 予算額計 (執行額)	令和5年度 当初予算額	関連する 測定指標	行政事業 レビュー事 業番号
①科学技術顧問関係 経費	24 (13)	22 (11)	21 (15)	20	11-4	
②科学技術に関する 二国間政府間対話の 推進 (*)	<p>科学技術協力協定に加え、EPA 等のあらゆる協力枠組みを活用して政府間合同委員会を開催し、相互の科学技術政策や、例えば、環境エネルギー、ライフサイエンス、ナノテクノロジー、地球環境科学等の様々な分野での協力について意見交換を行う。</p> <p>これにより両国の科学技術政策等に関する共通認識が醸成されるとともに、二国間の個別の協力分野についての更なる協力の推進を政府間で確認することが可能となり、科学技術協力を通じた二国間関係の緊密化によって国際社会の平和と安定確保に貢献する。</p>				11-1	—
③イーター計画等の 推進 (*)	<p>イーター計画を通じ、一つの国だけでは実施できないような大規模な研究開発について、多国間の国際科学技術協力を進める。</p> <p>関連の理事会等において、議論に積極的に参加することにより、多国間の平和目的の科学技術協力を進めるとともに、参加各国・極間の信頼醸成につなげ、国際社会の平和と安定に寄与する。</p>				11-2	—
④国際科学技術セン ター (ISTC) 拠出金 (任意拠出金)	14 (13)	8 (8)	8 (8)	8	11-3	
⑤在外公館科学技術 フェロー関係経費 (新規)	—	—	—	24	11-4	新 23-

(注) 各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期／年度目標を参照願いたい。